

JILPT 資料シリーズ

No.62 2009年10月

最低賃金制度に関する研究 － 低賃金労働者の状況－



最低賃金制度に関する研究

—低賃金労働者の状況—

ま え が き

本報告書は、厚生労働省労働基準局より要請を受けた課題研究「最低賃金制度に関する研究」の結果のうち、地域別最低賃金未満・付近労働者（以下「低賃金労働者」という。）について「賃金構造基本統計調査」の個票を用いて平成19年の状況を分析し、とりまとめたものである。なお、課題研究「最低賃金制度に関する研究」の本報告書掲載分以外の研究成果についても別途報告書としてとりまとめ、公表する予定である。

最低賃金制度に関する議論が近年高まっている中で、最低賃金近辺の賃金の張り付き状況や低賃金労働者の属性について詳細な実態を把握した分析結果は多くない。そこで、本報告書は、平成15年の地域別最低賃金労働者の状況を分析した、労働政策研究報告書No.44『日本における最低賃金の経済分析』（2005年）の分析結果・手法を踏まえ、より新しいデータにより、低賃金労働者の実態について分析を行ったものである。本報告書の第一の意義は低賃金労働者の最近の実態について広く資料を提供することにある。本報告書が最低賃金に関する問題に関心を寄せる方々の参考となれば、幸いである。

2009年9月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 稲 上 毅

執筆担当者

氏名	所属	執筆担当
<small>ふじい ひろかず</small> 藤井 宏一	労働政策研究・研修機構 統括研究員	第1章～第8章

本文中の図表作成等に関しては、当機構臨時研究協力員である古俣誠司氏の手を煩わせた。
ここに感謝の念を記したい。

目 次

まえがき

第1章	はじめに	1
第1節	研究の趣旨	1
第2節	分析データ・対象について	1
第2章	地域別最低賃金額の近辺における賃金の張り付き状況	4
第3章	地域別最低賃金額との乖離額・乖離幅	54
第4章	地域別にみた低賃金労働者の状況	56
第5章	年齢別にみた低賃金労働者の状況	61
第6章	その他の属性別にみた低賃金労働者の状況	63
第1節	性別との関係	63
第2節	就業形態との関係	63
第3節	年齢階層との関係	64
第4節	勤続年数との関係	65
第5節	学歴との関係	65
第6節	企業規模との関係	65
第7節	産業との関係	67
第7章	地域別最低賃金未満の労働者に関する計量分析	72
第8章	結果の要約	75

地域別最低賃金未満・付近労働者（低賃金労働者）の状況

－「賃金構造基本統計調査」による－

第1章 はじめに

第1節 研究の趣旨

本報告書は、厚生労働省労働基準局より要請を受けた課題研究「最低賃金制度に関する研究」の結果のうち、地域別最低賃金未満・付近労働者（以下「低賃金労働者」という。）について「賃金構造基本統計調査」（以下「賃金センサス」という。）の個票を用いて平成19年の状況を分析したものである。本報告書は、平成15年の地域別最低賃金労働者の状況を分析した、労働政策研究報告書No.44『日本における最低賃金の経済分析』（2005年）の第3章「地域別最低賃金に関する分析」の結果を踏まえ、より新しいデータにより、最低賃金労働者の実態について分析を行ったものである。そのため、手法等は『日本における最低賃金の経済分析』を踏襲したものとしている。なお、課題研究「最低賃金制度に関する研究」の本報告書掲載分以外の研究成果についても別途報告書としてとりまとめ、公表する予定である。

第2節 分析データ・対象について

本報告書では、賃金センサスの個票を用いて、賃金分布の集計を行い、地域別最低賃金額付近の賃金の張り付け状況を都道府県別に検討し、低賃金労働者の状況を把握する。

本報告書での集計対象は、民間企業、企業規模5人以上とし、労働者の範囲は常用労働者で、賃金センサスの公表報告書の集計対象（一般労働者は1ヶ月の実労働日数が18日以上で1日当たりの所定内実労働時間が5時間以上、短時間労働者（以下「パートタイム労働者」という。）は1ヶ月の実労働日数が1日以上で1日当たりの所定内実労働時間が1時間以上9時間未満）とした¹。なお、これは、中央最低賃金審議会に提出された賃金分布の集計結果と整合性が取れている²。

賃金については、以下の形で計算を行っている。地域別最低賃金は時間額で定められているため、所定内給与額を所定内実労働時間で割って時間当たり所定内給与額を計算し、地域別最低賃金と比較を行った。なお、通勤手当、精皆勤手当、家族手当の3つの手当は地域別最低賃金の対象ではない。しかし、賃金センサスでは、製造業で常用労働者99人以下の事業

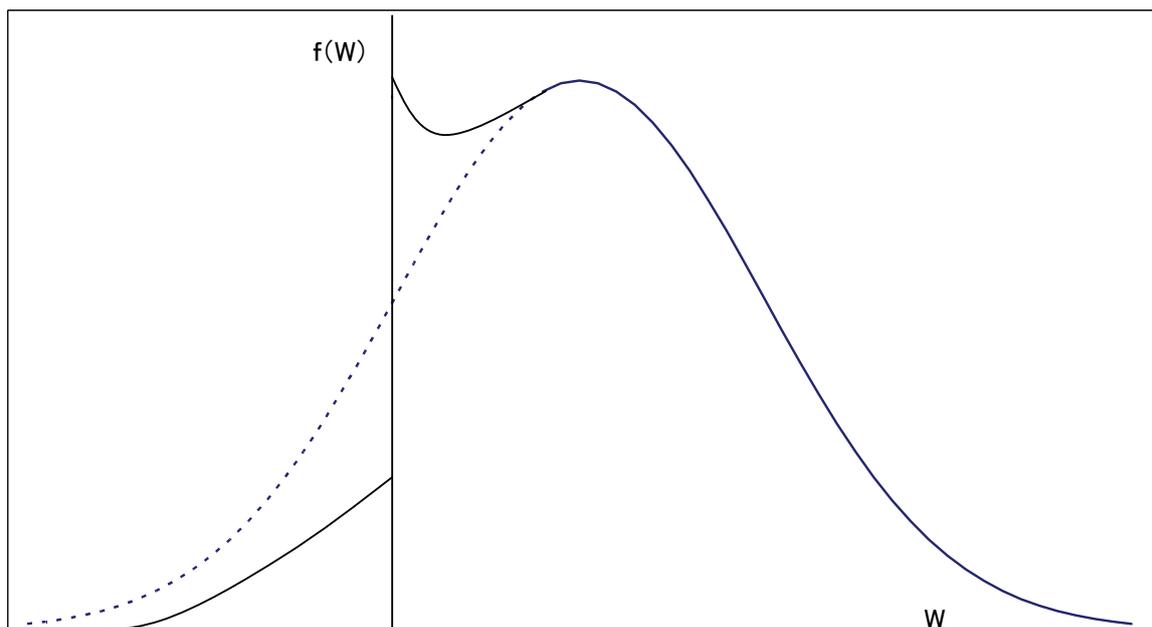
¹ 「賃金構造基本統計調査」では企業規模4人未満は調査対象となっていない。「常用労働者」とは、(ア)期間を定めずに雇われている労働者、(イ)1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、(ウ)日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者、のいずれかに該当する労働者をいう。常用労働者のうち、短時間労働者以外の労働者を「一般労働者」といい、「短時間労働者」とは、同一事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

² 『日本における最低賃金の経済分析』では、民営営計、企業規模5人以上、常用労働者で所定内実労働時間数及び所定内給与額が0以外の者を対象に分析を行っており、本報告書とは対象が異なっている。

所、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）で常用労働者 29 人以下の事業所についてのみ、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を調査している。そのため、これらの産業・規模の事業所については所定内給与から 3 手当を除いて計算を行ったが、それら以外の事業所については 3 手当を含んでいる。

本報告書では、賃金分布の集計により、地域別最低賃金が賃金に対して有効な下支えとなっているのかどうかについてもみていく。「下支え効果」については、以下の図 1-1 のようなイメージ図を想定するのが妥当ではないかと思われる。図 1-1 は、縦軸に労働者割合を、横軸に賃金を示す図であり、図中に縦に一本長く引かれている線が地域別最低賃金額を示している。下支えとは、地域別最低賃金額近辺に多く賃金が集積しており、正に低賃金労働者の賃金を下から支えているような状況を指し示すと考えられる。また、併せて、地域別最低賃金額未満の賃金額というのは最低賃金法違反であるため地域別最低賃金額未満の労働者割合は小さく、ちょうど地域別最低賃金額を境に崖が切り立ったような状況となることが考えられる。

図 1-1 下支え効果のイメージ図



以下では、平成 19 年の賃金センサスの個票を用いて、低賃金労働者の状況についてみていく。なお、平成 19 年の賃金センサスは、平成 19 年 6 月分の所定内給与について、同年 7 月に調査した結果である。そのため、調査当時の地域別最低賃金額は平成 18 年度発効分が対象となる。平成 19 年の賃金センサスの対象となる地域別最低賃金額は、以下の表 1-1 に掲載されている（全国加重平均額では 673 円となっている）。なお、目安ランク区分（A~D）も併せて掲載している。

表 1-1 平成 18 年度地域別最低賃金額の改定状況

	時間額(円)	発効年月日	目安ランク
北海道	644	H18.10.1	C
青森	610	H18.10.1	D
岩手	610	H18.10.1	D
宮城	628	H18.10.1	C
秋田	610	H18.10.1	D
山形	613	H18.10.1	D
福島	618	H18.10.1	C
茨城	655	H18.10.1	C
栃木	657	H18.10.1	B
群馬	654	H18.10.1	C
埼玉	687	H18.10.1	B
千葉	687	H18.10.1	A
東京	719	H18.10.1	A
神奈川	717	H18.10.1	A
新潟	648	H18.9.30	C
富山	652	H18.10.1	B
石川	652	H18.10.1	C
福井	649	H18.10.1	C
山梨	655	H18.10.1	C
長野	655	H18.10.1	B
岐阜	675	H18.10.1	C
静岡	682	H18.10.1	B
愛知	694	H18.10.1	A
三重	675	H18.10.1	B
滋賀	662	H18.10.1	B
京都	686	H18.10.1	B
大阪	712	H18.9.30	A
兵庫	683	H18.9.30	B
奈良	656	H18.10.1	C
和歌山	652	H18.10.1	C
鳥取	614	H18.10.1	D
島根	614	H18.10.1	D
岡山	648	H18.10.1	C
広島	654	H18.10.1	B
山口	646	H18.10.1	C
徳島	617	H18.10.1	D
香川	629	H18.10.1	C
愛媛	616	H18.10.1	D
高知	615	H18.10.1	D
福岡	652	H18.10.1	C
佐賀	611	H18.10.1	D
長崎	611	H18.10.1	D
熊本	612	H18.10.1	D
大分	613	H18.10.1	D
宮崎	611	H18.10.1	D
鹿児島	611	H18.10.1	D
沖縄	610	H18.10.1	D

第2章 地域別最低賃金額の近辺における賃金の張り付き状況

図2-1～図2-47は一般労働者の賃金分布と地域別最低賃金の関係を、また図2-4～図2-94はパートタイム労働者の賃金分布と地域別最低賃金の関係をみた図である。賃金は時間当たり所定内給与額（単位：円）で10円刻みの賃金分布図であり、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している³。各都道府県の「度数」は復元後の労働者数（単位：人）である。縦に引かれた棒線が、各都道府県の地域別最低賃金額（図に金額を表示）を示している。この棒線より左側は、地域別最低賃金額未満の賃金を支給されている者の分布を示している。標題の都道府県名の後に目安のランク区分（A～D）、当該地域の一般又はパートタイム労働者の総数（単位：人）、平均賃金額（単位：円）、賃金の標準偏差も記載している。

まず、平均賃金の水準自体、一般労働者とパートタイム労働者では、かなり異なっている。一般労働者は、平均賃金自体が図の右側の1500円以上という地域がほとんどである。全国平均では1803円、最高が東京2324円、最低が沖縄1313円で地域差も大きい。パートタイム労働者の場合、平均賃金は全国平均985円で、最高が東京1166円、最低が沖縄791円と、一般労働者より水準が低く、地域差が小さい。なお、平均賃金額と地域別最低賃金との比較は第3章で行う。

賃金分布について、一般労働者とパートタイム労働者の賃金分布を一瞥すると、都道府県により地域別最低賃金近辺の張り付き状況がかなり違っている。

一般労働者の場合、地域別最低賃金未満の者はかなり少なく、地域別最低賃金額付近にはそれほど多くの労働者が集まっていない場合が多い。その典型例は東京等の大都市圏であり、地域別最低賃金の目安のランク区分でいえば、Aランク、Bランク、Cランクの一部（山梨等）である。反対に地域別最低賃金額付近に比較的多くの労働者が集中している地域もみられる。北海道、青森、岩手、大分、沖縄等が典型例であり、目安のランク区分でいえば、Dランクの東北、九州の県やCランクの一部である。これらの地域では、他の地域と比べ、地域別最低賃金がある程度賃金の下支え効果を果たしているとも思われる。ただし、一般労働者の全体的な傾向としては、地域別最低賃金近辺に張り付いている状況とはいえない。

パートタイム労働者の場合は、一般労働者の場合に比べて、地域別最低賃金額近辺に多くの労働者が張り付いている地域が増えてくるが、地域別最低賃金額近辺に張り付いているとはいえないところも多い。なお、パートタイム労働者の集計はサンプル数が少ないため、数値のぶれ（一部のサンプルの影響）が出ているようであり、留意が必要である。

地域別最低賃金額未満のパートタイム労働者について、和歌山県ではかなりの者がみられているが、この数値は異常値と考えられ、一部低い数値のサンプルが偶然に該当し、その影

³ 実際の賃金分布は、特に一般労働者は1500円以上に多く広がっているが、地域別最低賃金との関係に着目し、ここでは、1500円で区切っている。

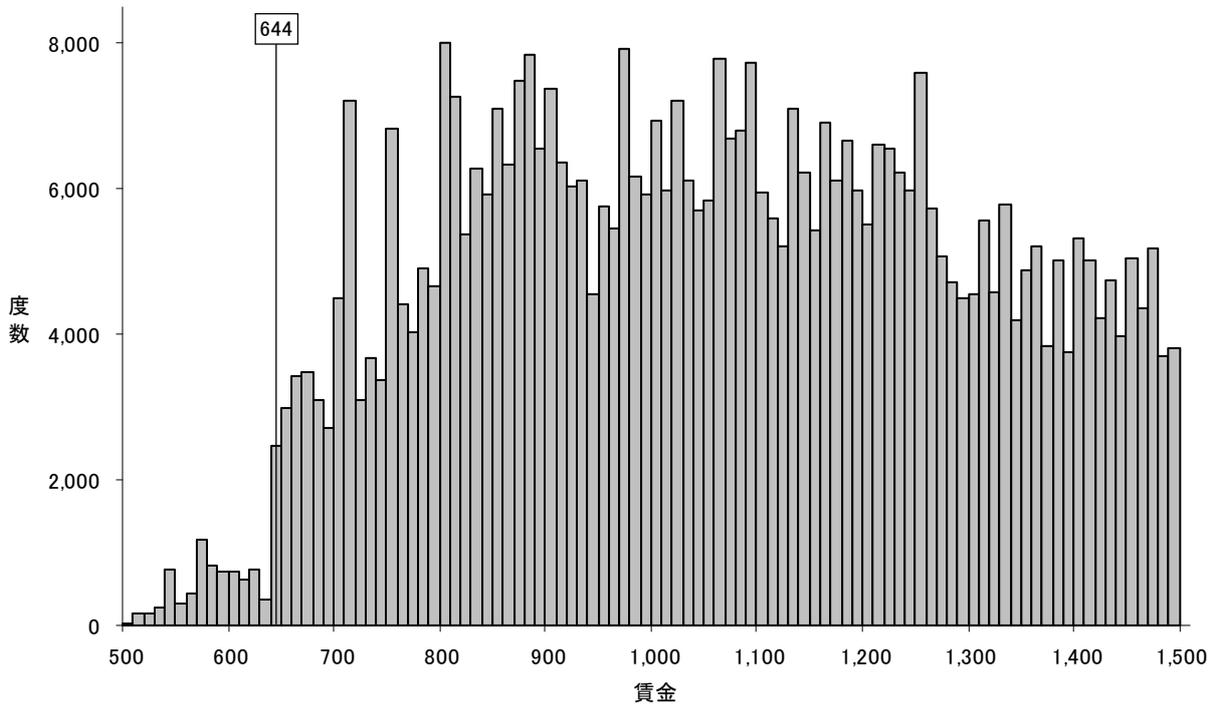
響が強く出たものと考えられる。この他、青森、大分、沖縄等でも地域別最低賃金未満の者が比較的多く見られる。

北海道、青森、秋田、和歌山、福岡、大分、宮崎、沖縄等では、地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しており、地域別最低賃金が賃金の下支え効果を一定程度果たしていると考えられる。他方、茨城、群馬、埼玉、東京、富山、山梨、長野、香川等では、地域別最低賃金額の付近に多くの労働者が密集しているとはいえ、地域別最低賃金が賃金の下支え効果を十分に果たしているとはいえないと考えられる。

地域別最低賃金の目安のランク区分では、D ランクでは東北、九州の県では総じて地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しているが、D ランクでも鳥取、島根、徳島、愛媛、高知の県では地域別最低賃金近辺の張り付き度合は高くはない。C ランクでは、北海道、和歌山、福岡等、地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しているケースや茨城、群馬、香川のように地域別最低賃金近辺の張り付き度合が低いケース等、差が大きい。一方、B ランクでは、総じて言えば、地域別最低賃金付近に多くの労働者が密集しているとはいえない。A ランクも地域別最低賃金付近に多くの労働者が密集しているとはいえない。

以上は、賃金分布図からみた観察結果であるが、以下の章では、地域別最低賃金への労働者の張り付き状況について測定するとともに、低賃金労働者の属性について明らかにする。

図 2 - 1 北海道（一般労働者）(C) 度数：785327，平均値：1530，標準偏差：869.34



(注) 図に示したデータは 500 円以上 1,500 円未満の範囲に限定（以下図 2 - 2 ~ 図 2 - 94 も同様）。

図 2 - 2 青森（一般労働者）(D) 度数：191397，平均値：1330，標準偏差：698.01

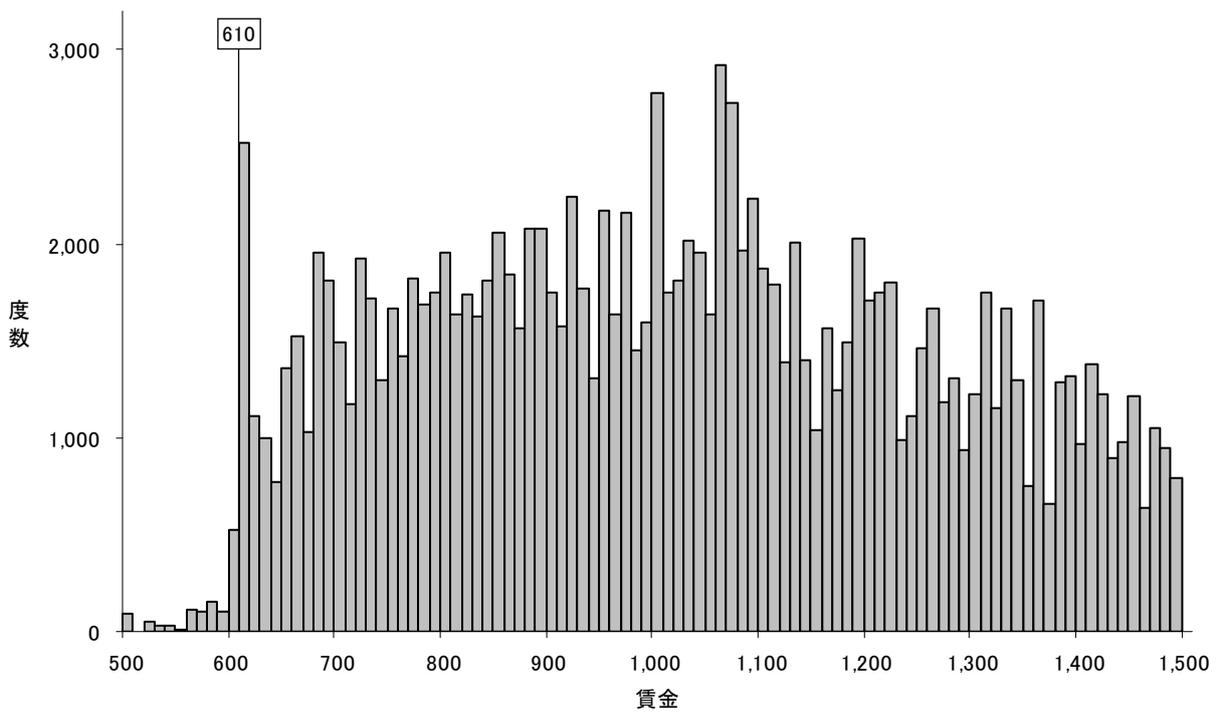


图 2-3 岩手（一般労働者）(D) 度数：239264，平均值：1374，標準偏差：657.50

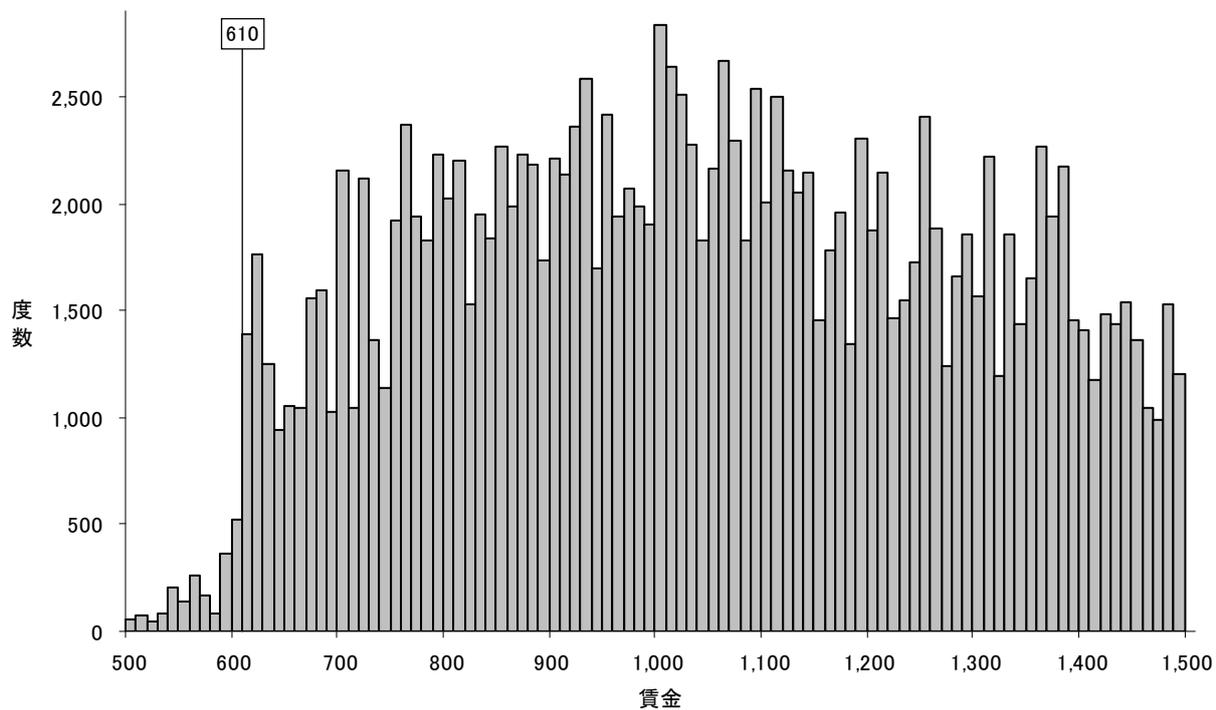


图 2-4 宮城（一般労働者）(C) 度数：416784，平均值：1739，標準偏差：865.65

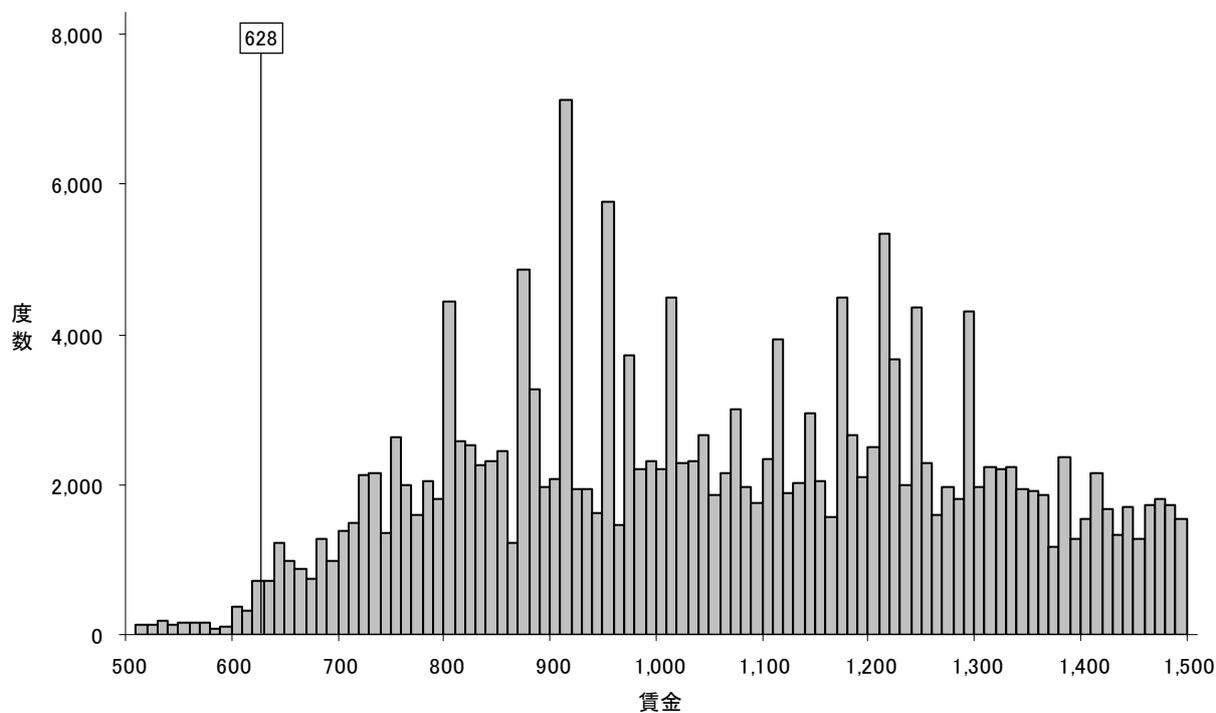


図 2 - 5 秋田（一般労働者）(D) 度数：205832，平均値：1494，標準偏差：863.65

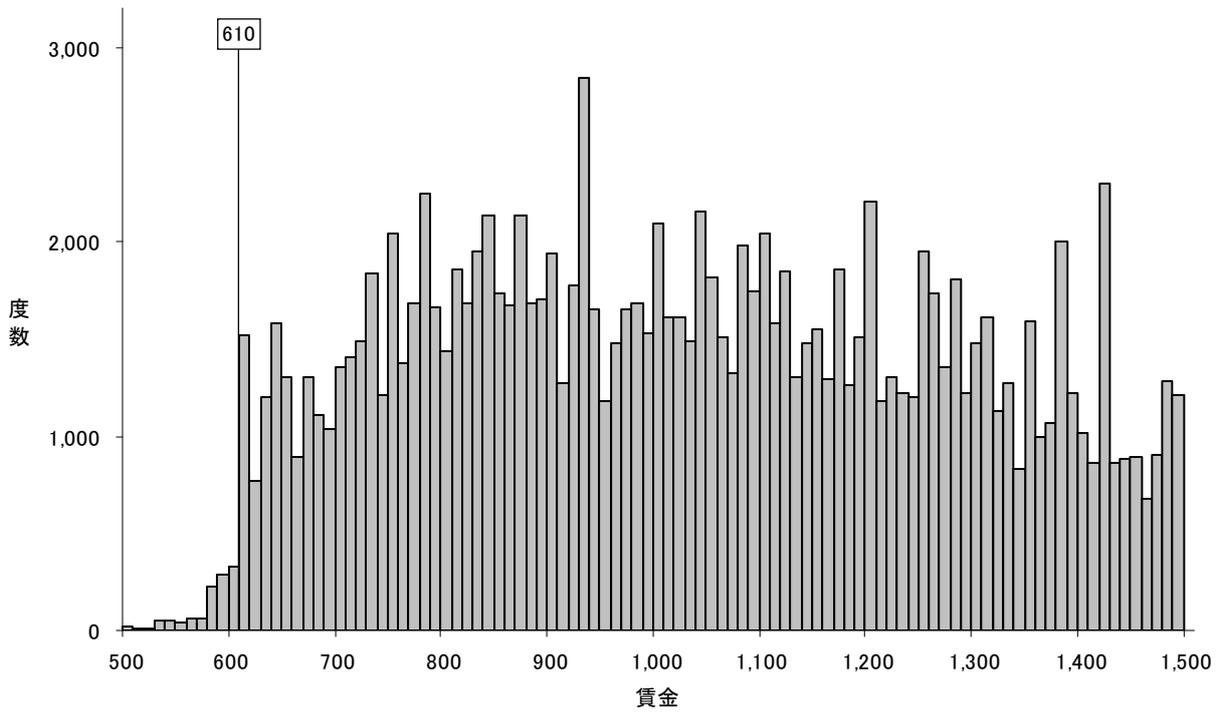


図 2 - 6 山形（一般労働者）(D) 度数：207012，平均値：1404，標準偏差：627.71

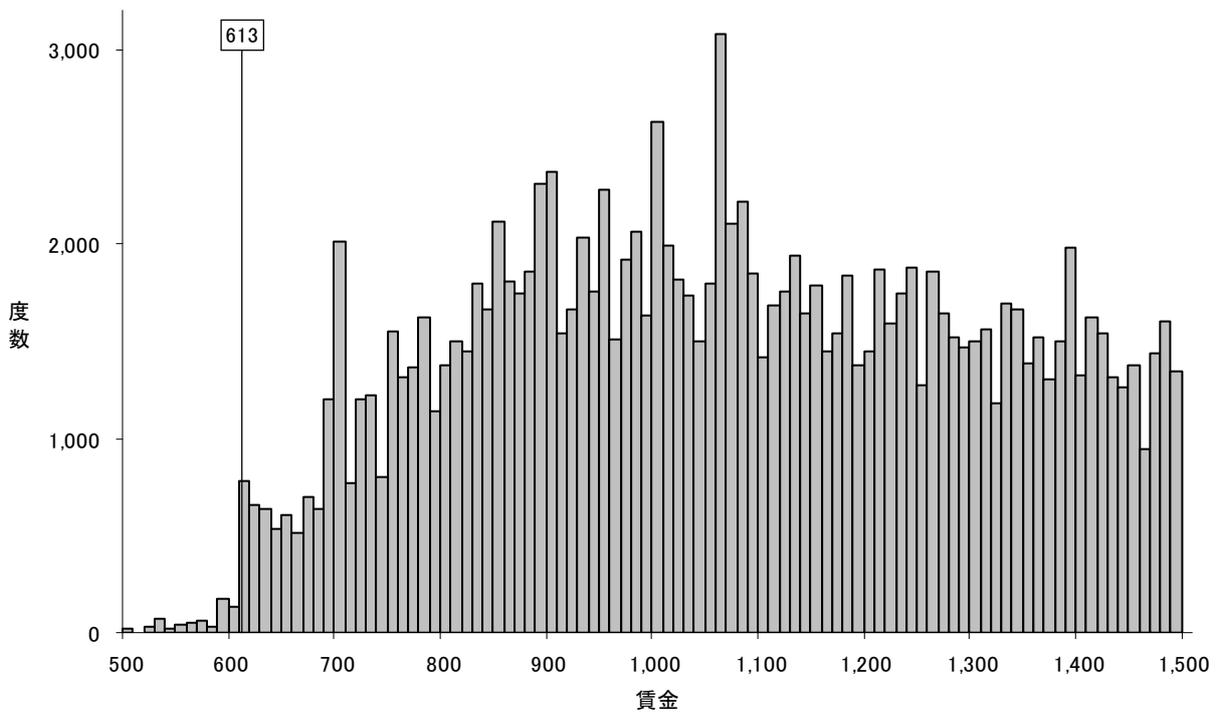


图 2-7 福島（一般労働者）(C) 度数：325161，平均值：1501，標準偏差：730.62

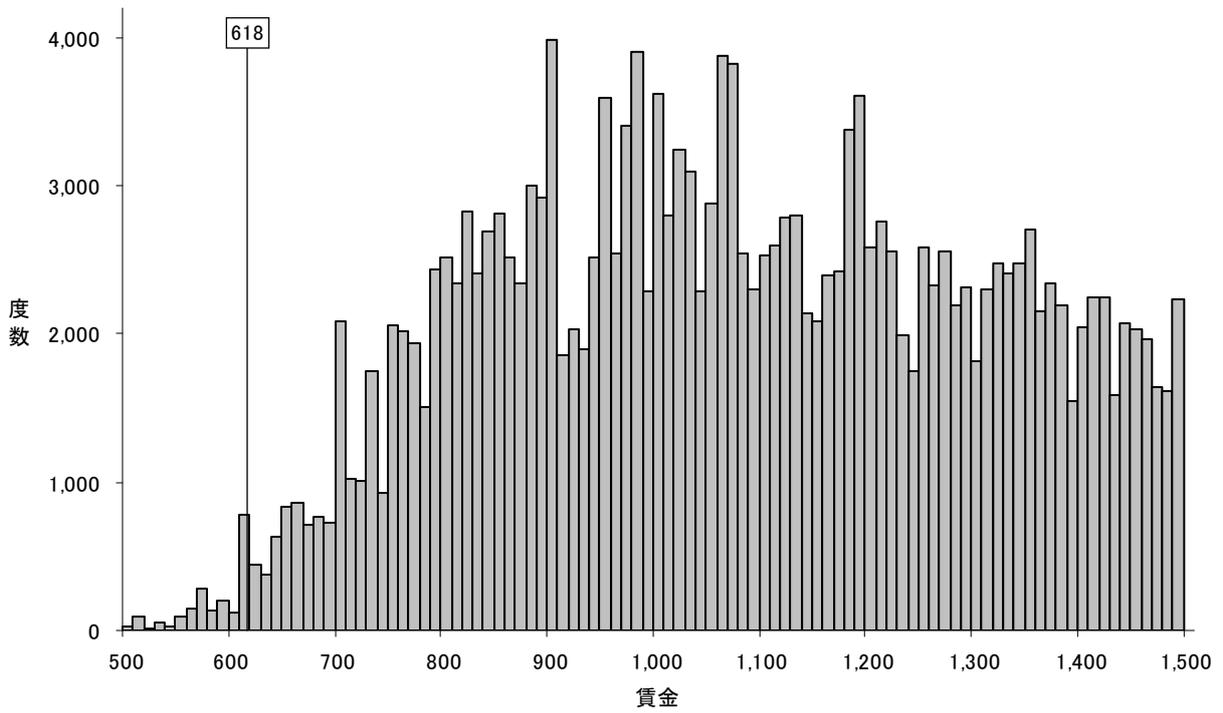


图 2-8 茨城（一般労働者）(C) 度数：418635，平均值：1751，標準偏差：889.00

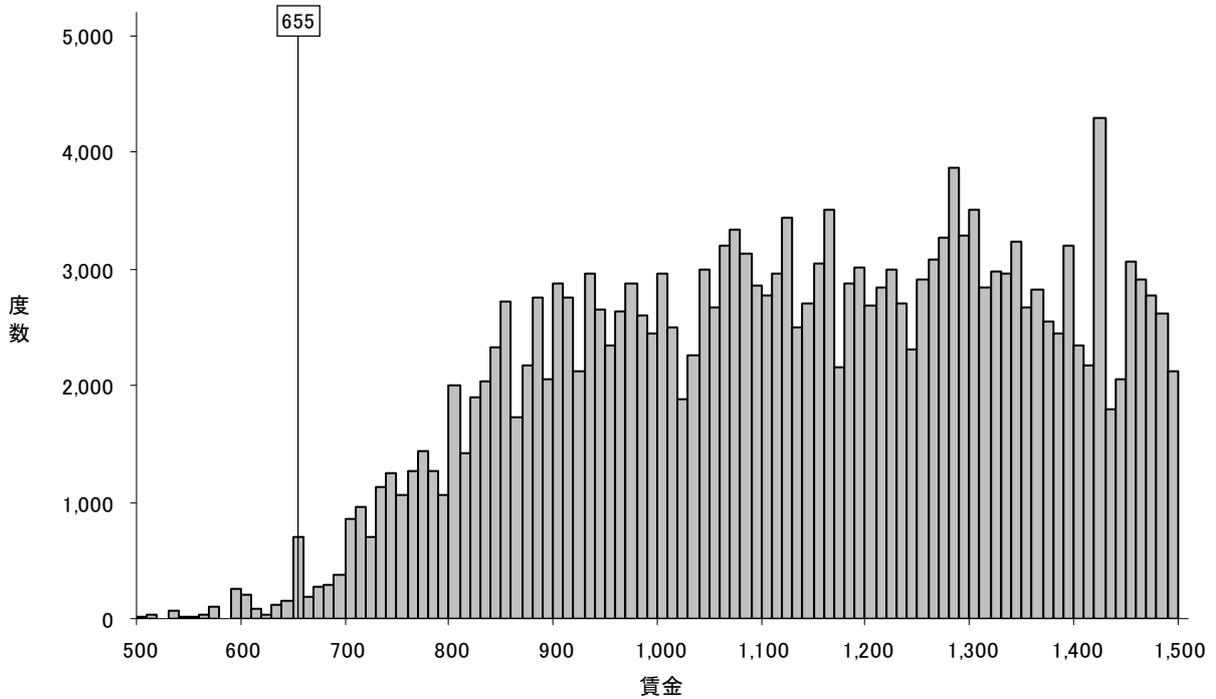


图 2-9 栃木（一般労働者）(B) 度数：352131，平均值：1706，標準偏差：857.68

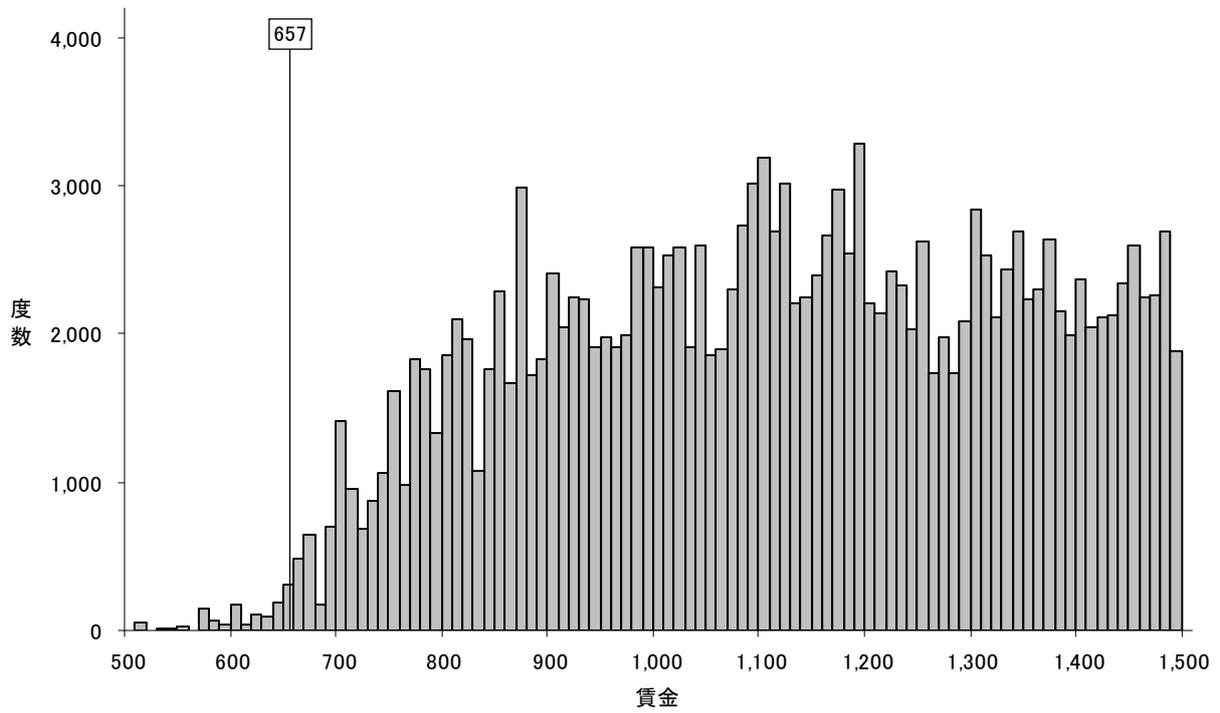


图 2-10 群馬（一般労働者）(C) 度数：287176，平均值：1637，標準偏差：706.41

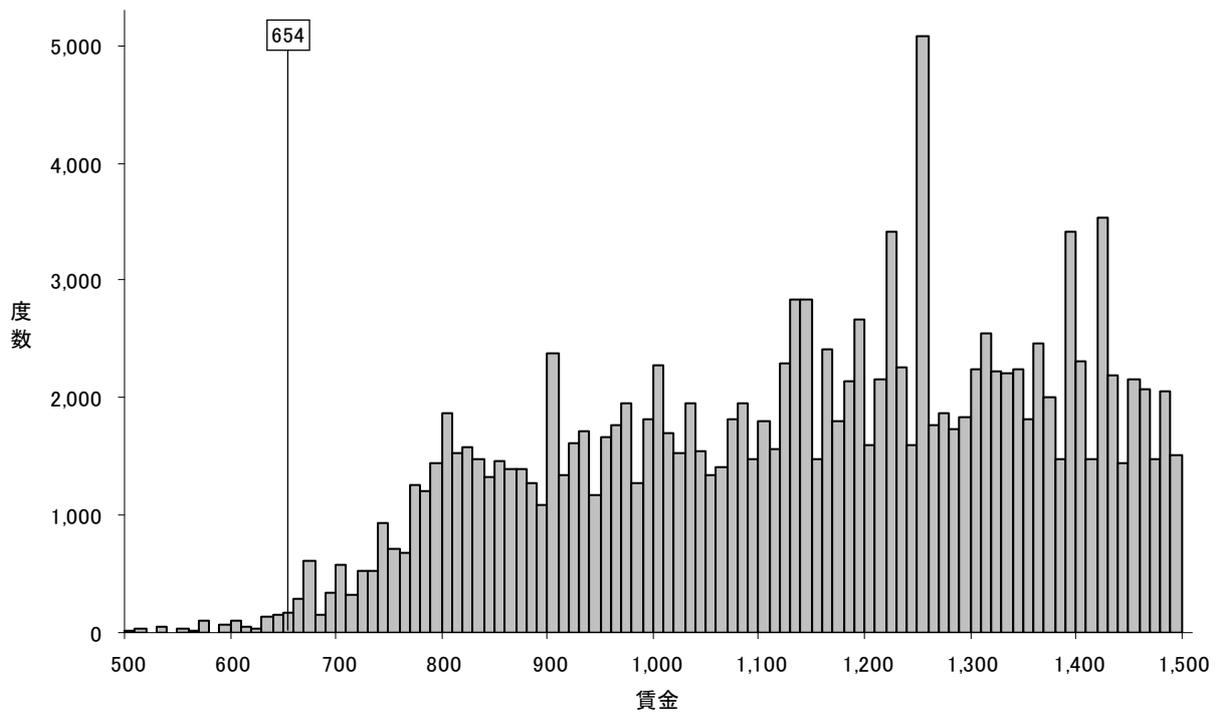


图 2-11 埼玉（一般労働者）(B) 度数：857710，平均值：1774，標準偏差：802.71

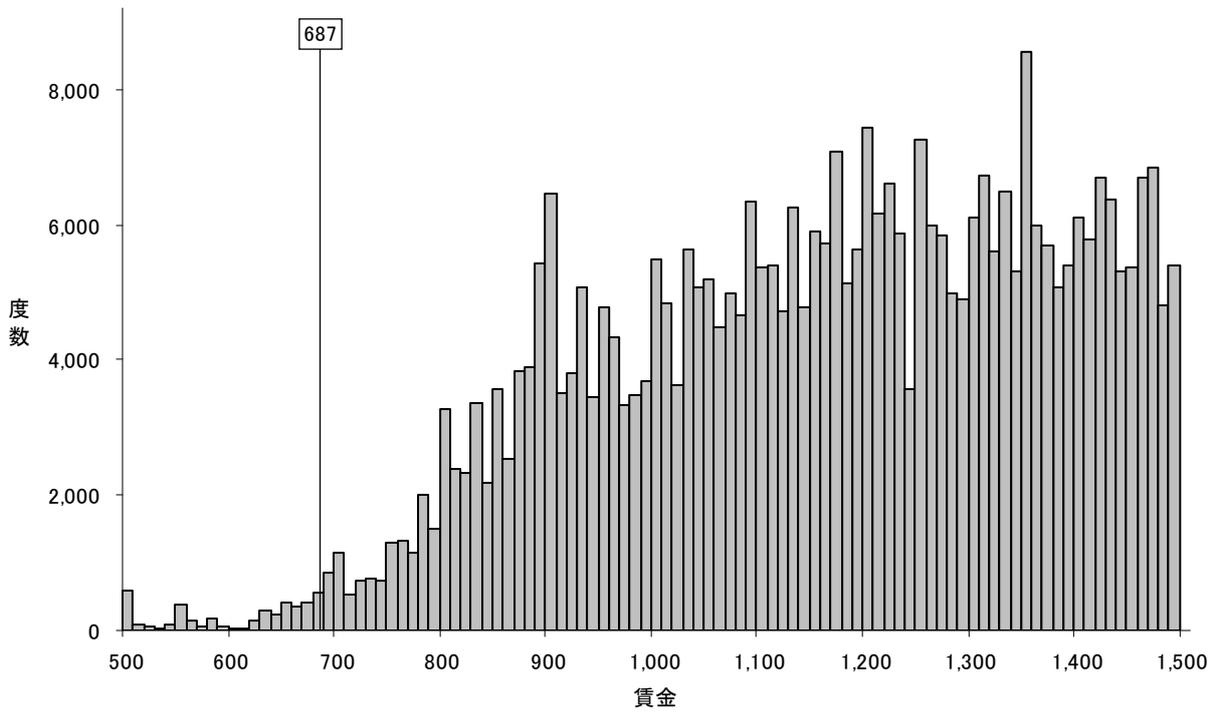


图 2-12 千葉（一般労働者）(A) 度数：711970，平均值：1818，標準偏差：939.44

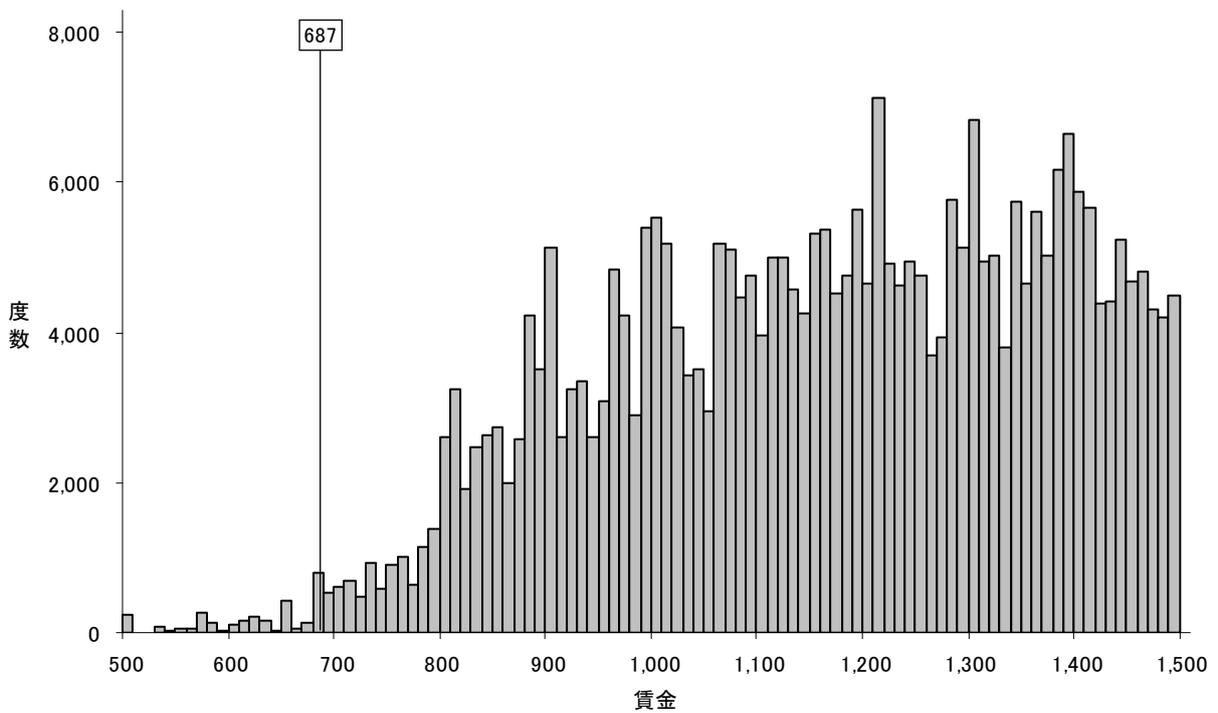


図 2-13 東京（一般労働者）（A） 度数：3544691， 平均値：2324， 標準偏差：1274.12

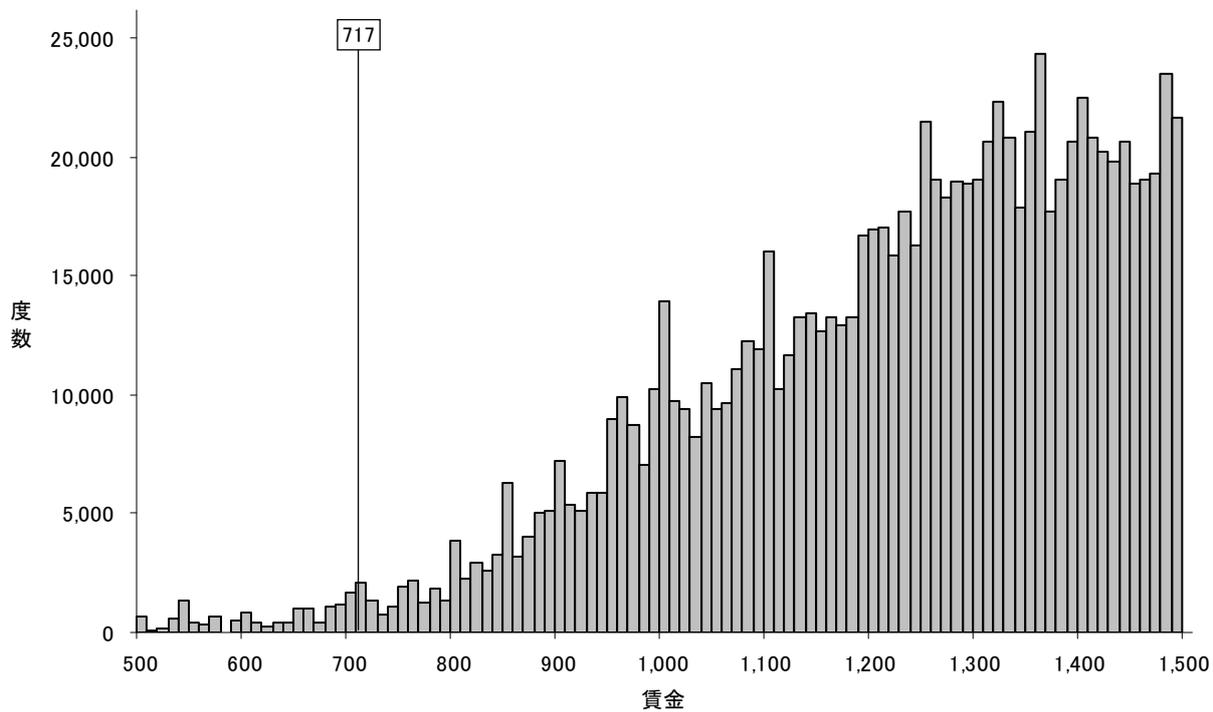


図 2-14 神奈川（一般労働者）（A） 度数：1076863， 平均値：2032， 標準偏差：1022.11

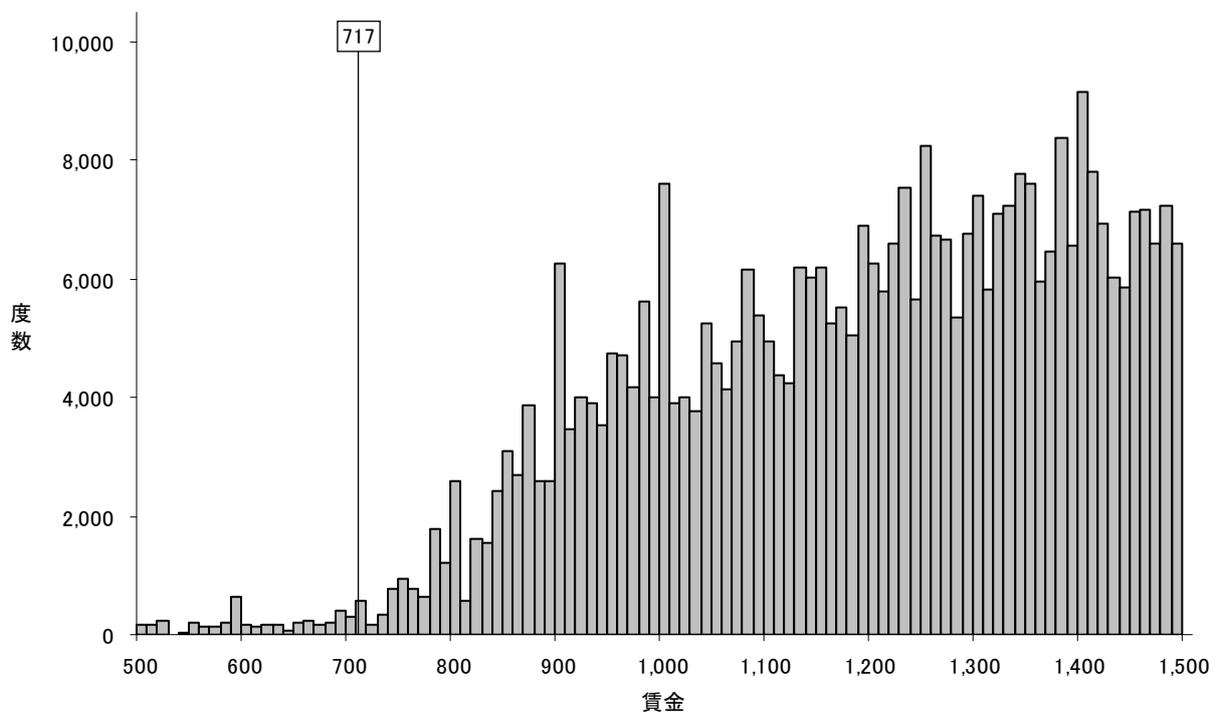


图 2-15 新潟（一般労働者）(C) 度数：460348，平均值：1497，標準偏差：758.61

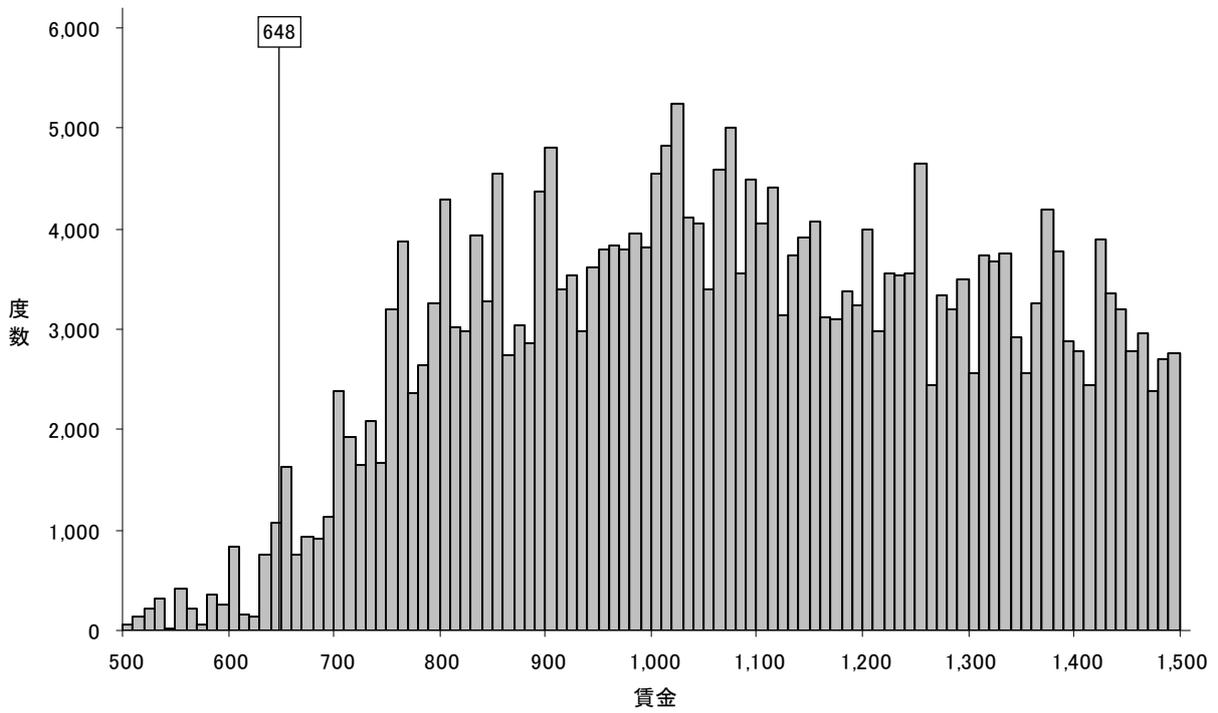


图 2-16 富山（一般労働者）(B) 度数：224387，平均值：1580，標準偏差：724.35

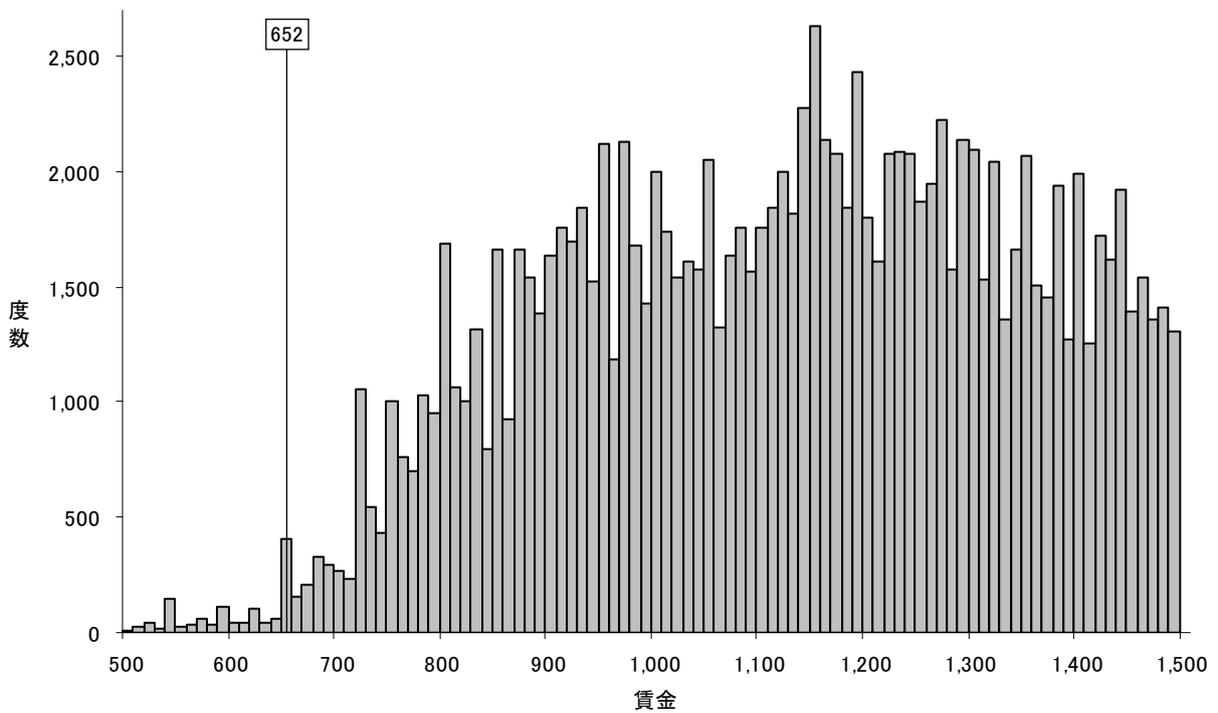


図 2-17 石川（一般労働者）(C) 度数：208271， 平均値：1592， 標準偏差：763.55

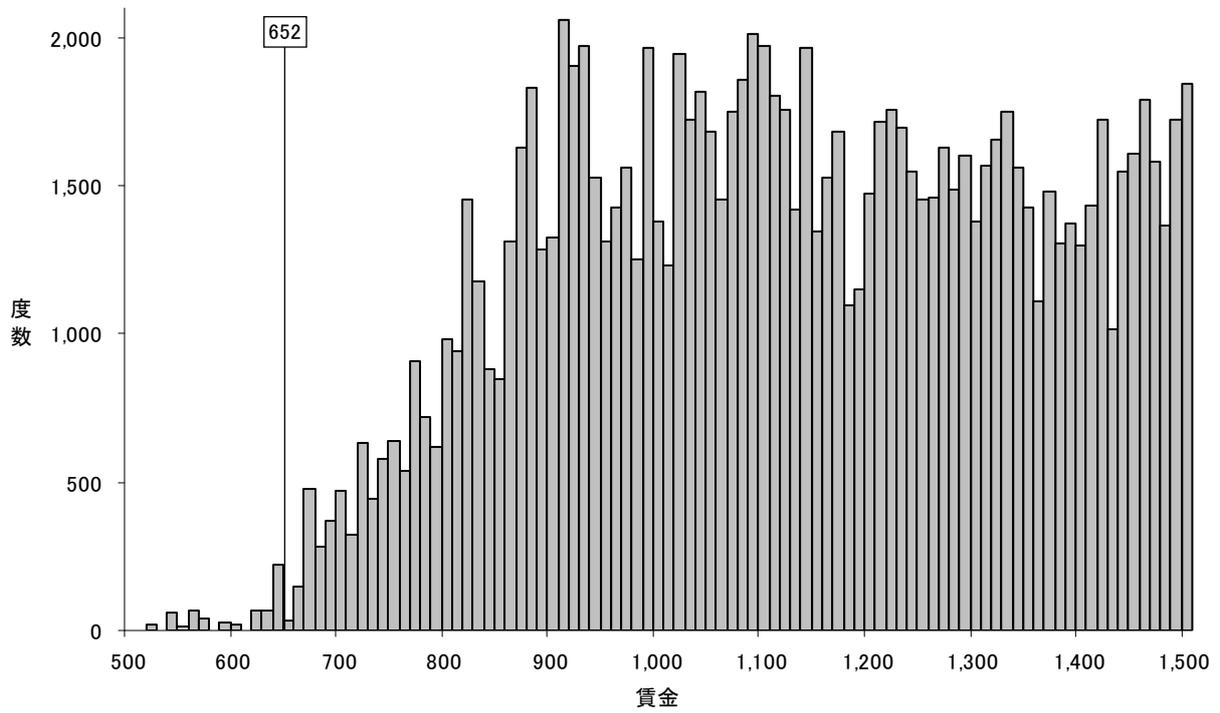


図 2-18 福井（一般労働者）(C) 度数：149345， 平均値：1569， 標準偏差：758.95

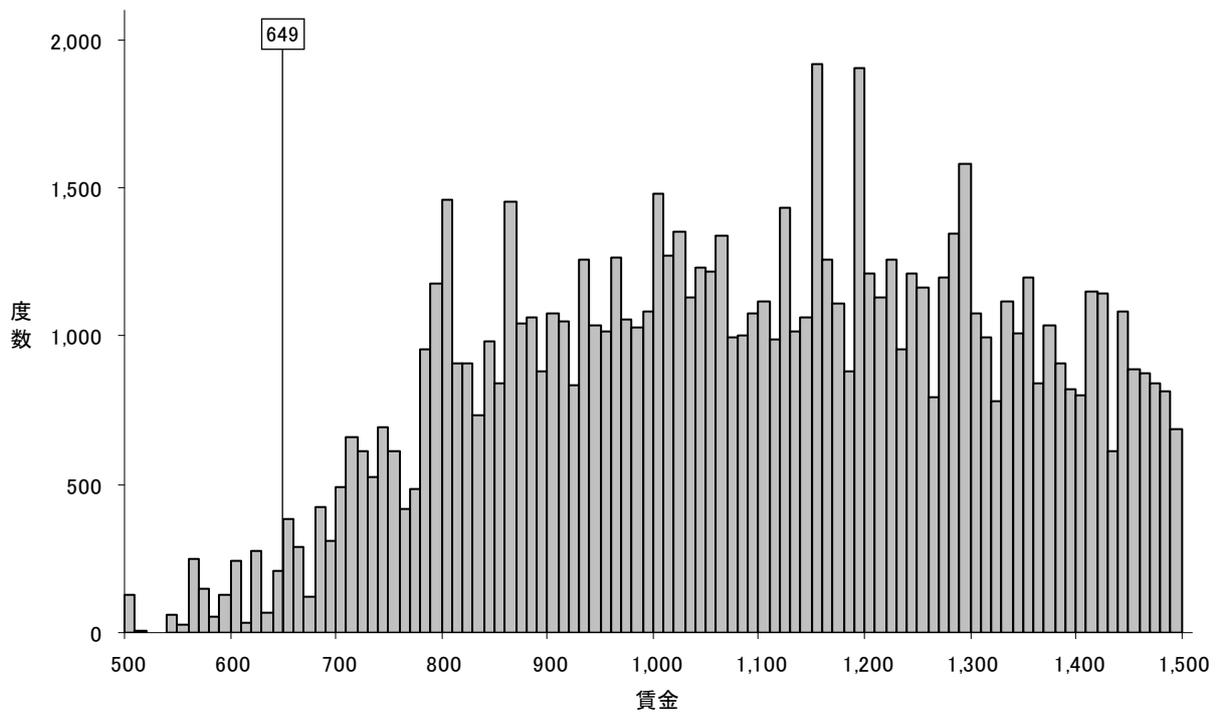


图 2-19 山梨（一般労働者）(C) 度数：127415，平均值：1672，標準偏差：841.95

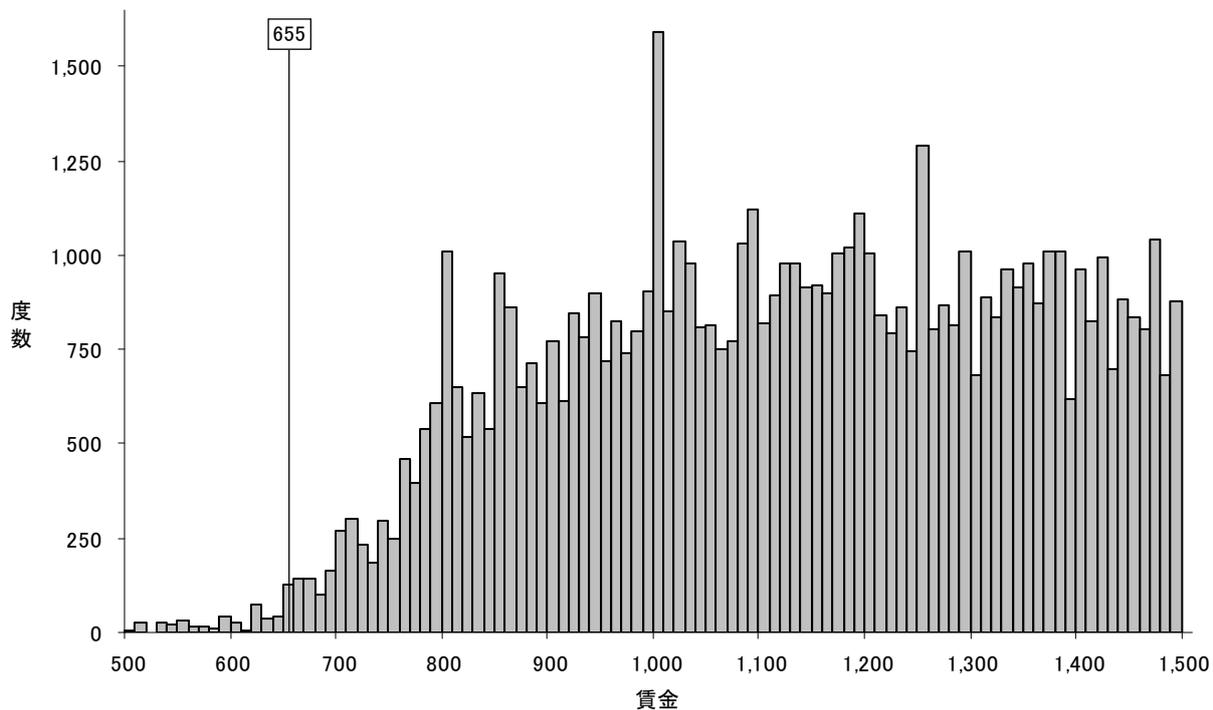


图 2-20 長野（一般労働者）(B) 度数：395251，平均值：1618，標準偏差：739.66

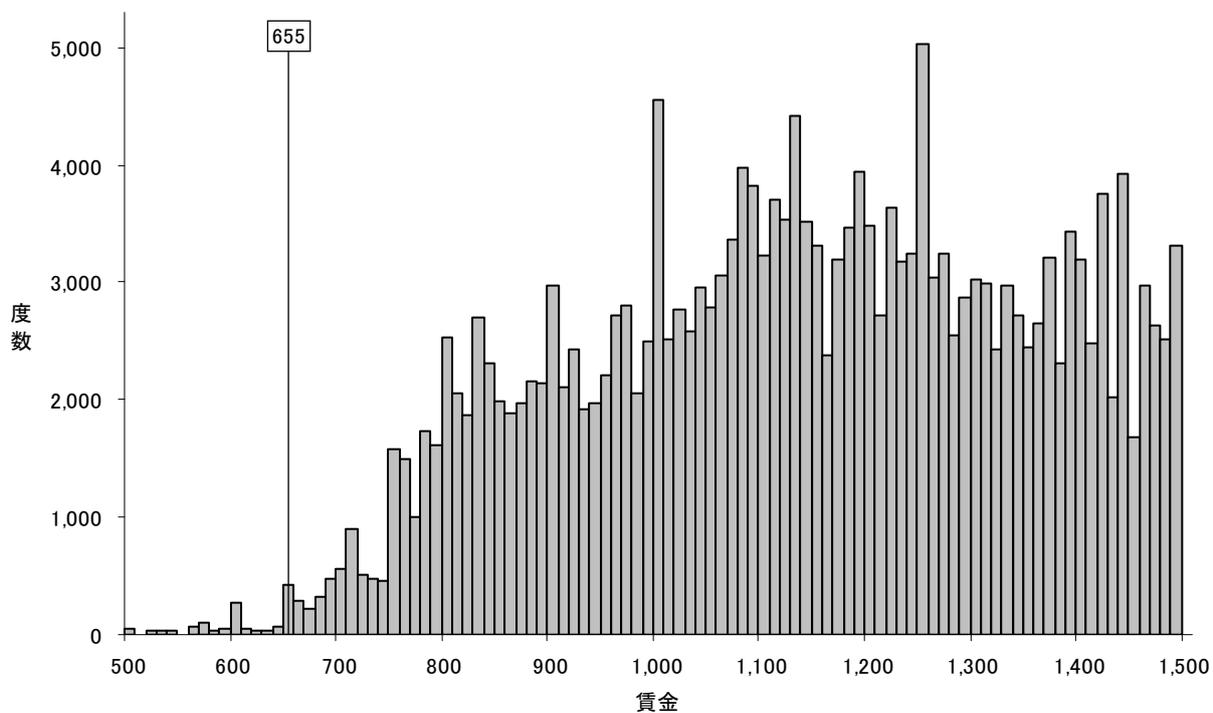


図 2-21 岐阜（一般労働者）(C) 度数：340824， 平均値：1589， 標準偏差：839.03

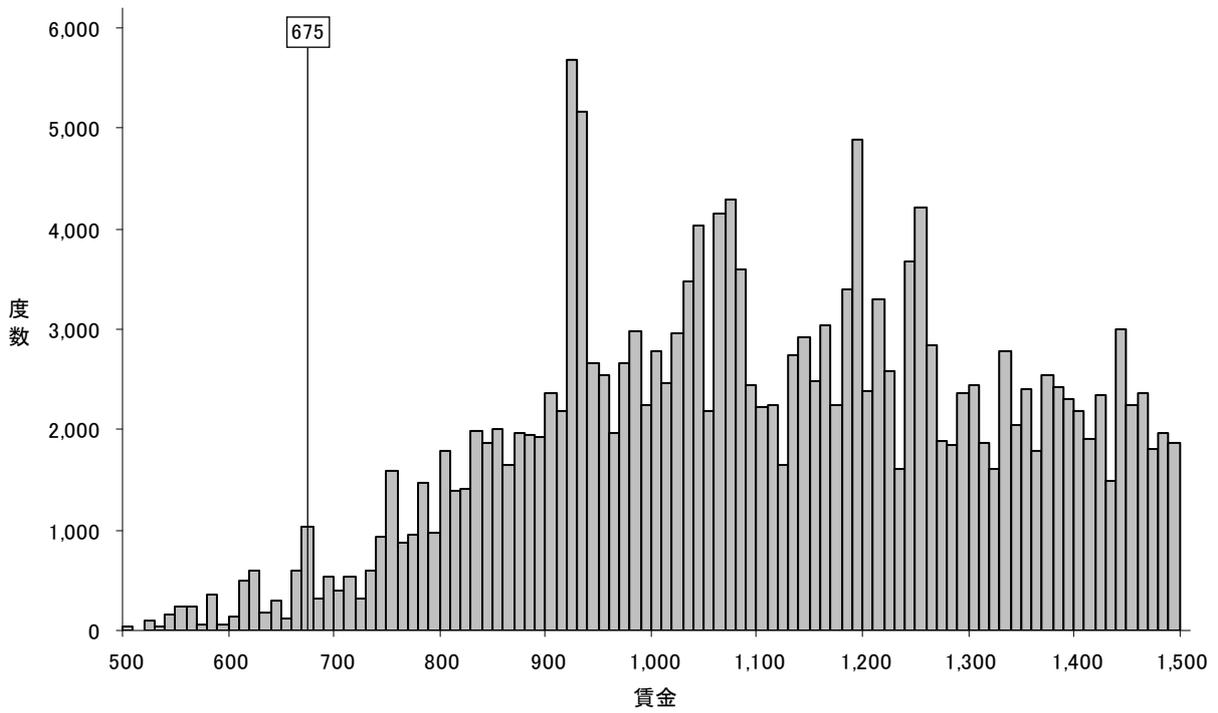


図 2-22 静岡（一般労働者）(B) 度数：713115， 平均値：1706， 標準偏差：793.23

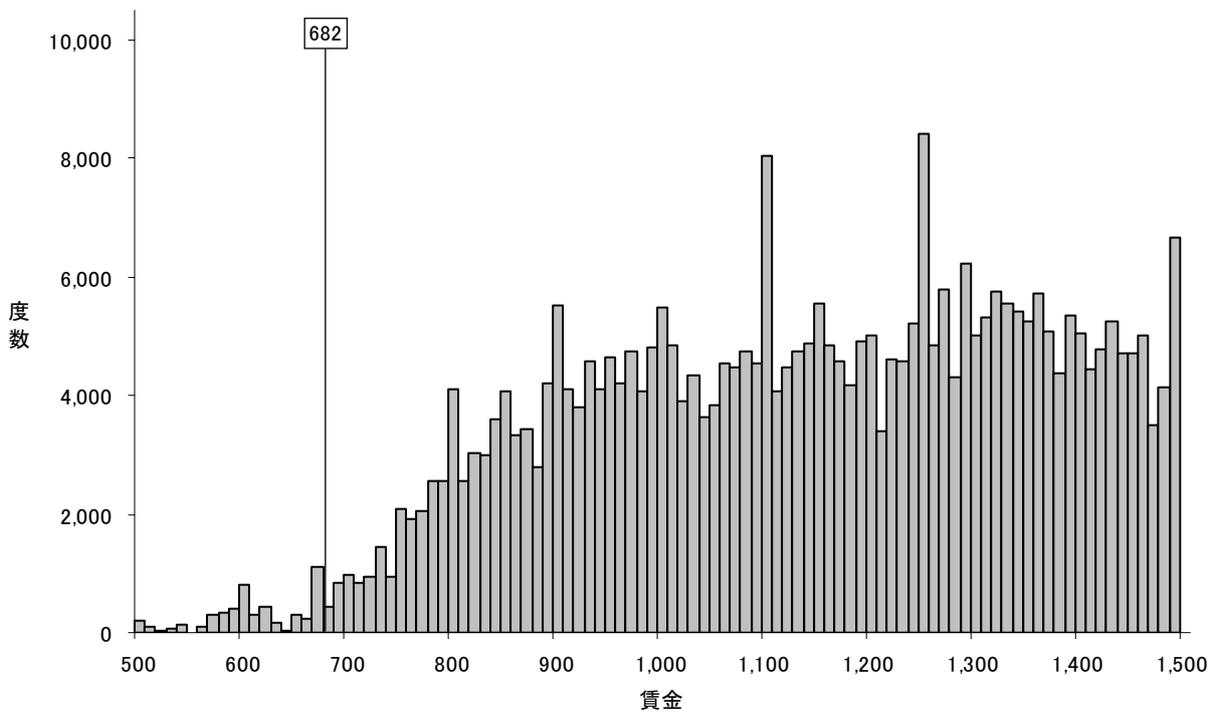


图 2-23 愛知（一般労働者）（A） 度数：1588321， 平均值：1902， 標準偏差：880.89

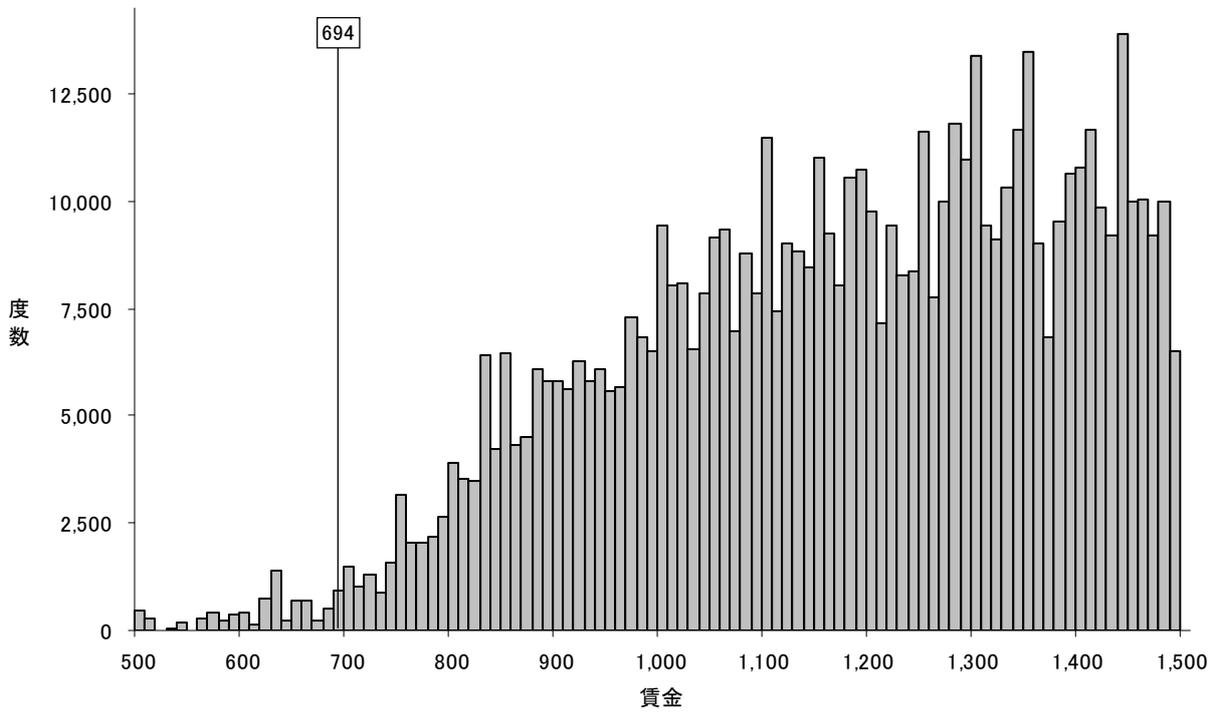


图 2-24 三重（一般労働者）（B） 度数：312409， 平均值：1716， 標準偏差：817.37

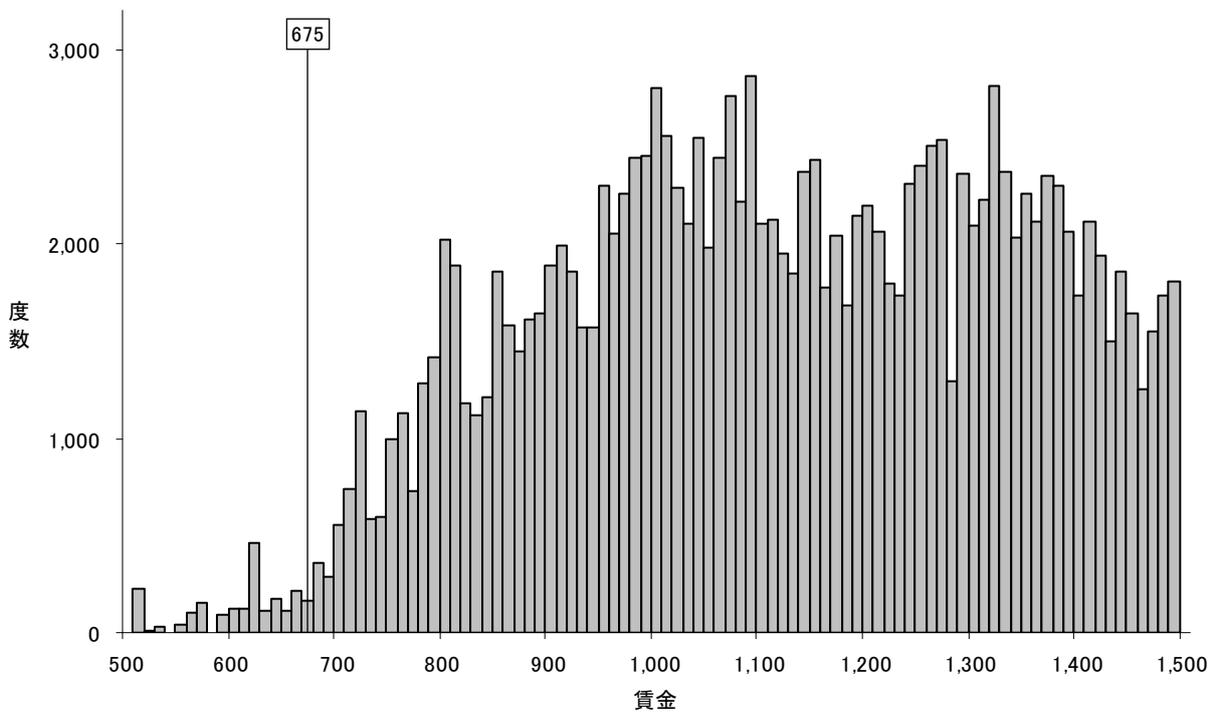


图 2-25 滋賀（一般労働者）（B） 度数：181602， 平均值：1757， 標準偏差：872.62

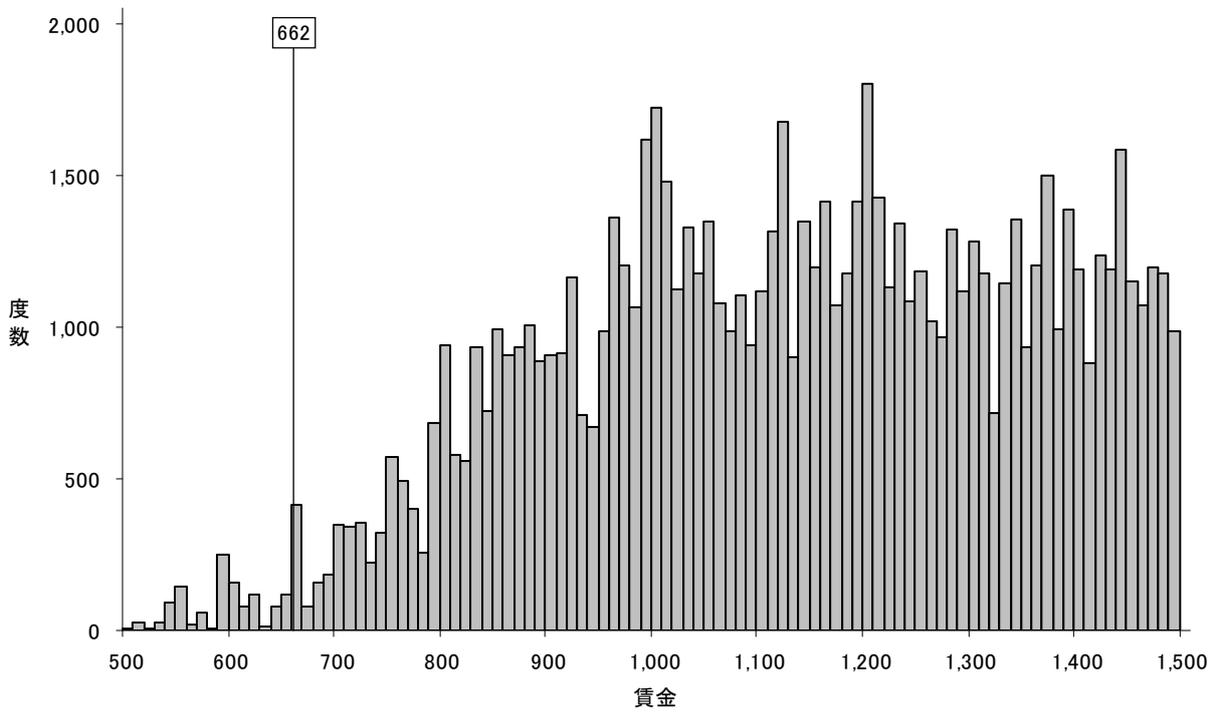


图 2-26 京都（一般労働者）（B） 度数：347742， 平均值：1827， 標準偏差：994.68

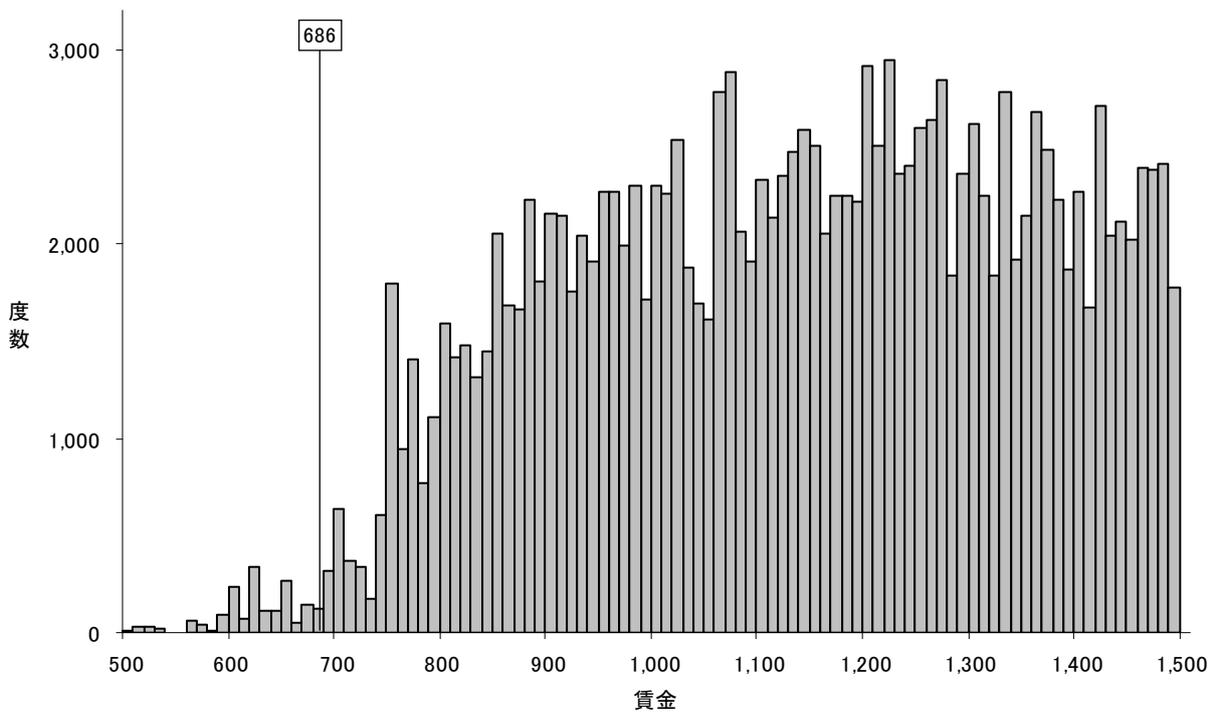


图 2-27 大阪（一般労働者）（A） 度数：1377236， 平均值：1944， 標準偏差：1023.24

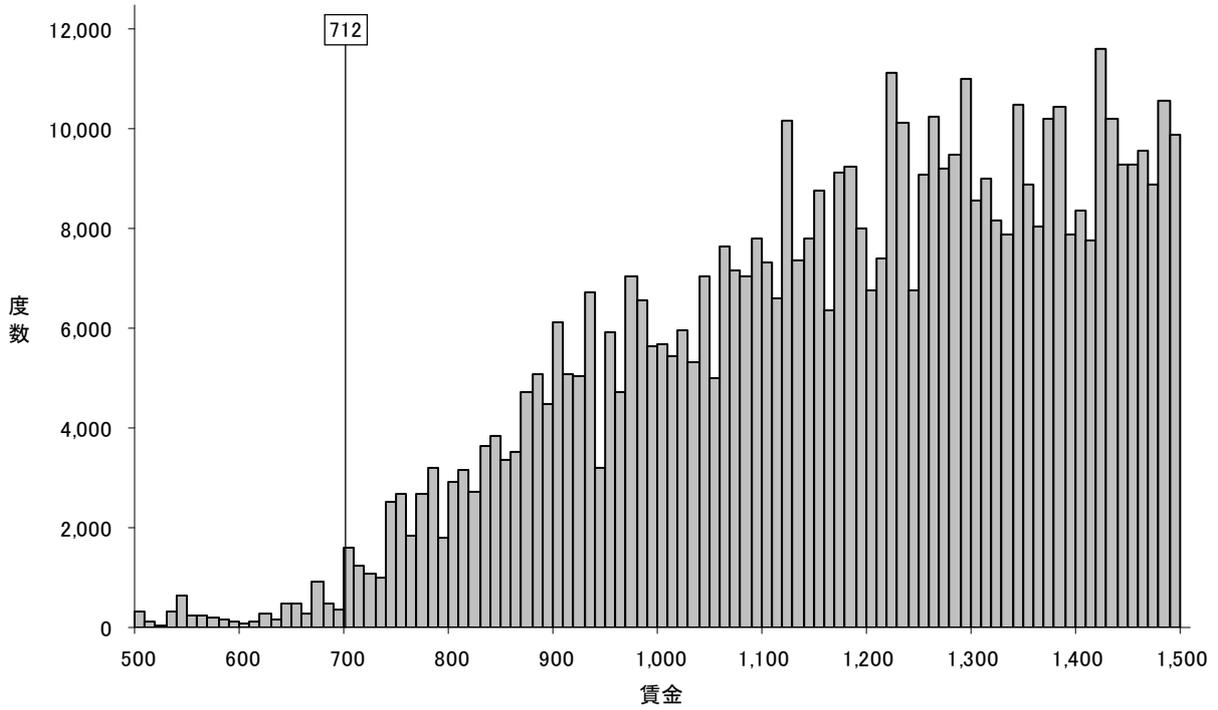


图 2-28 兵庫（一般労働者）（B） 度数：781277， 平均值：1786， 標準偏差：903.64

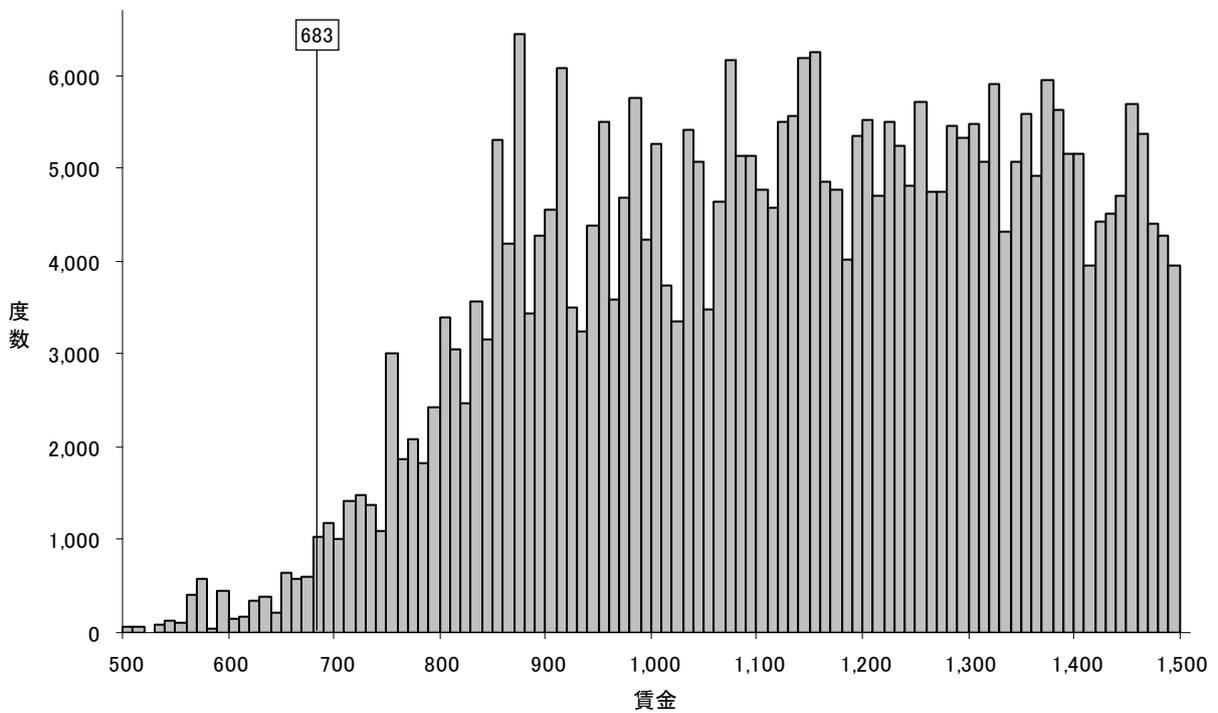


图 2-29 奈良（一般労働者）(C) 度数：129870，平均值：1729，標準偏差：998.29

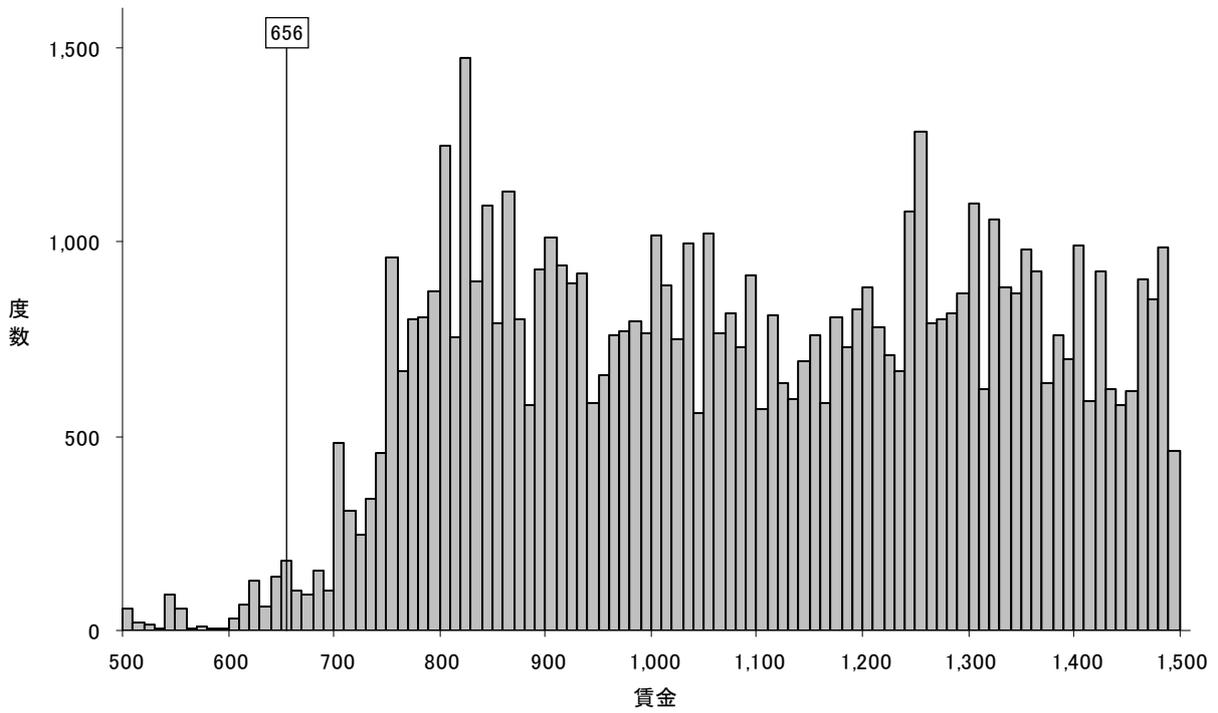


图 2-30 和歌山（一般労働者）(C) 度数：104489，平均值：1558，標準偏差：795.96

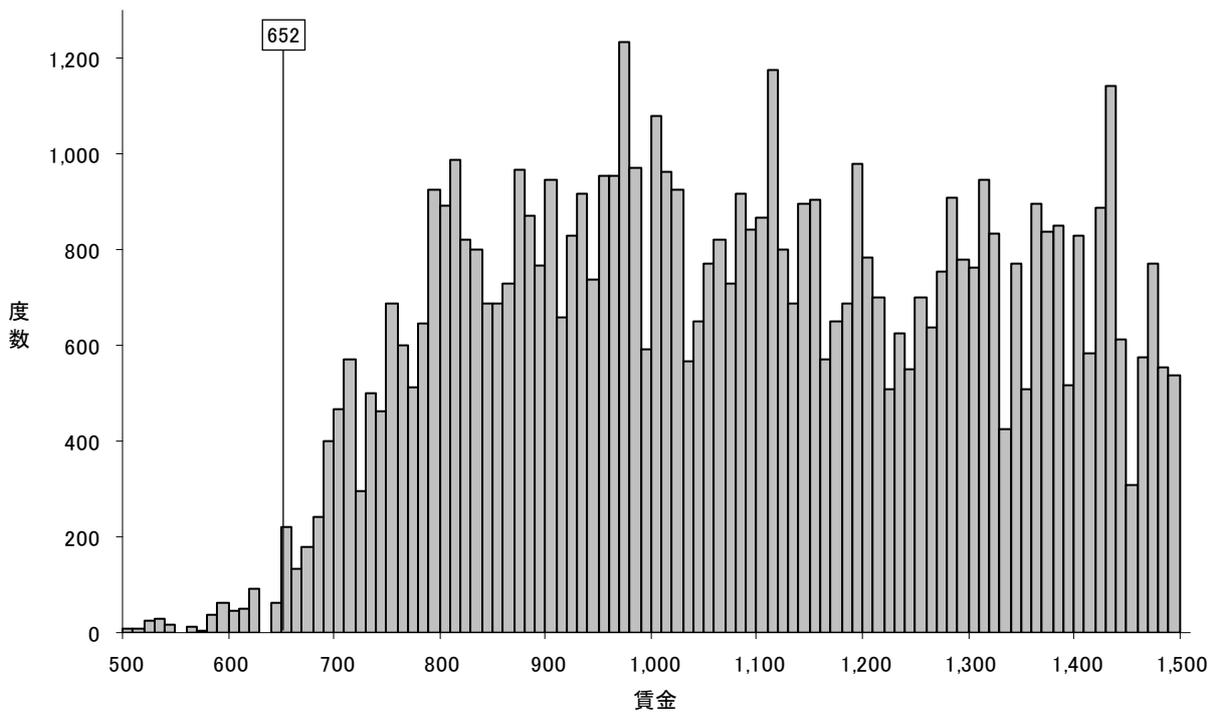


图 2-31 鳥取（一般労働者）(D) 度数：103054，平均值：1409，標準偏差：633.51

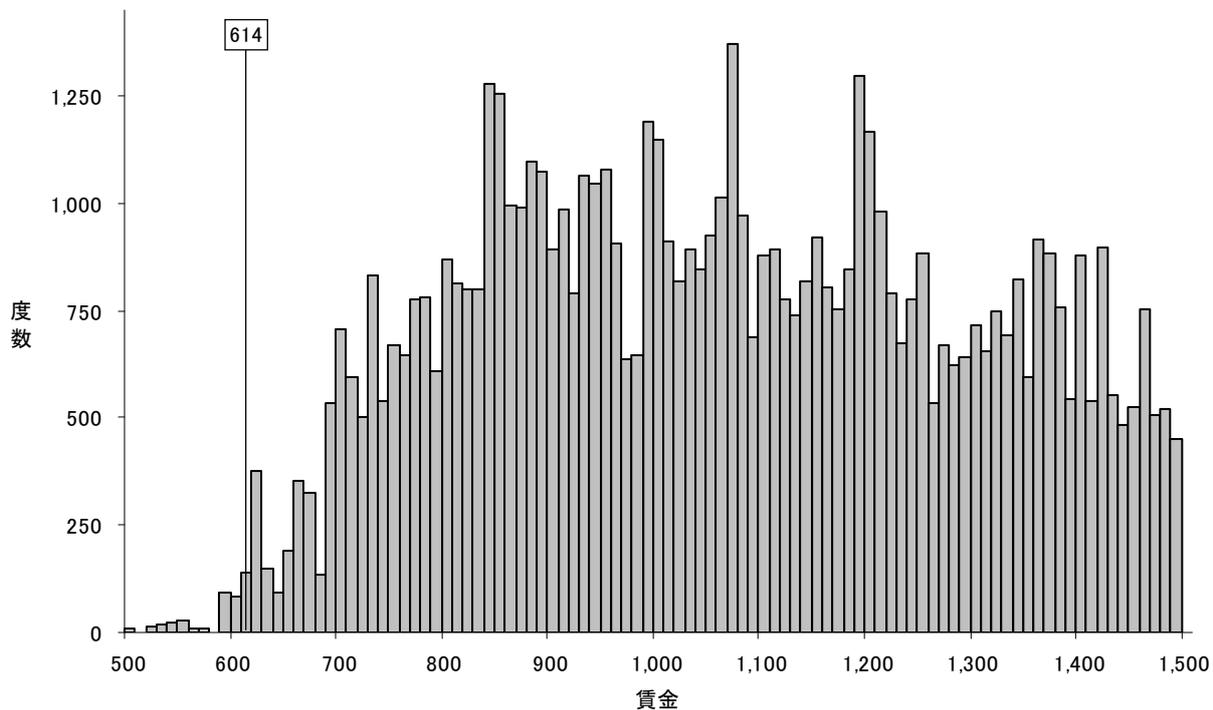


图 2-32 島根（一般労働者）(D) 度数：122693，平均值：1438，標準偏差：727.41

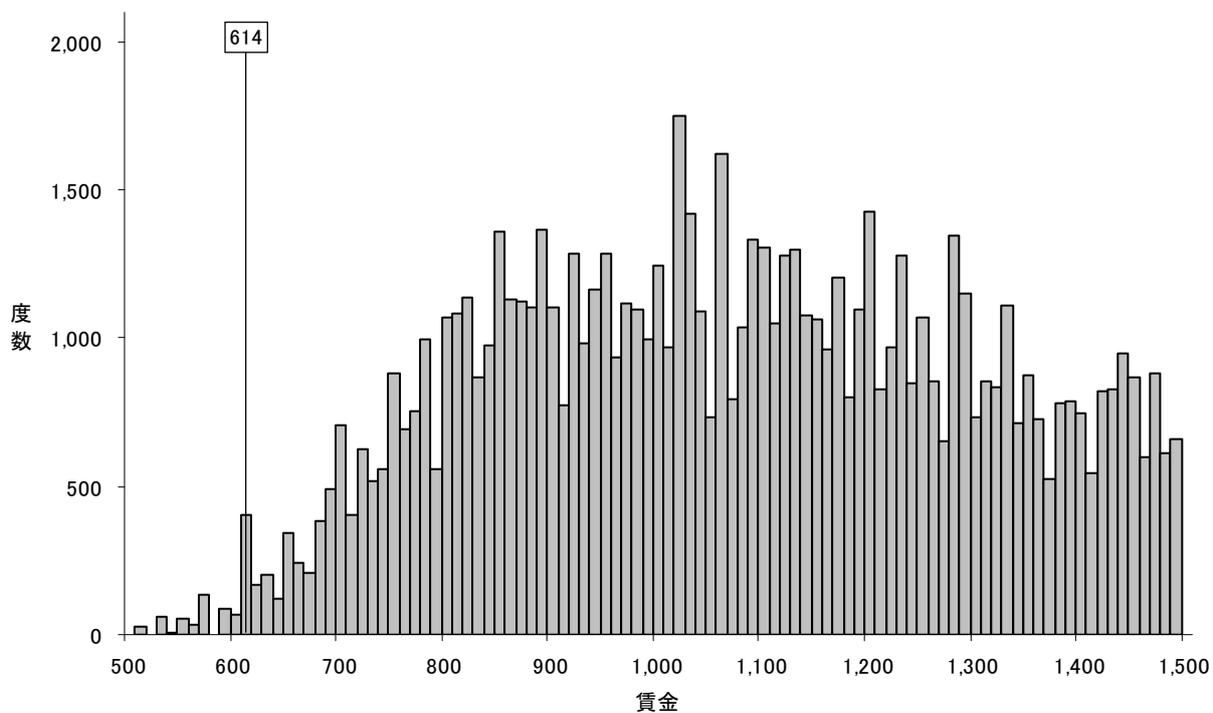


图 2-33 岡山（一般労働者）(C) 度数：301315，平均值：1643，標準偏差：783.37

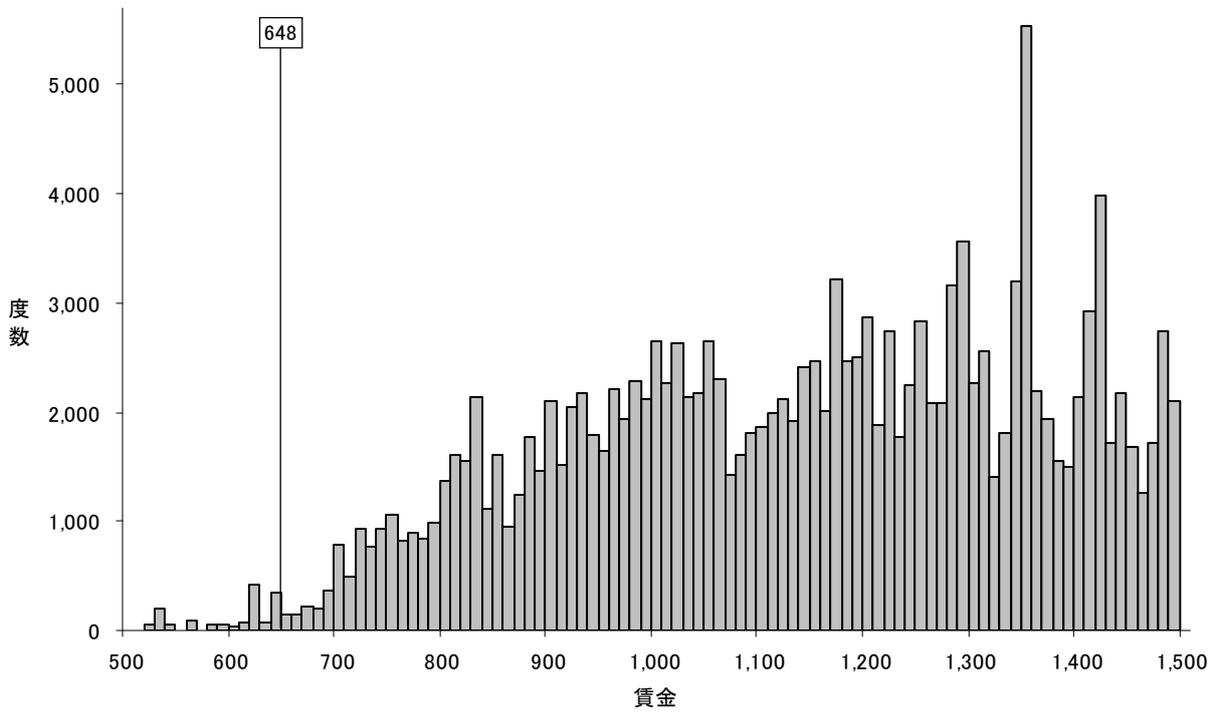


图 2-34 広島（一般労働者）(B) 度数：523256，平均值：1641，標準偏差：791.65

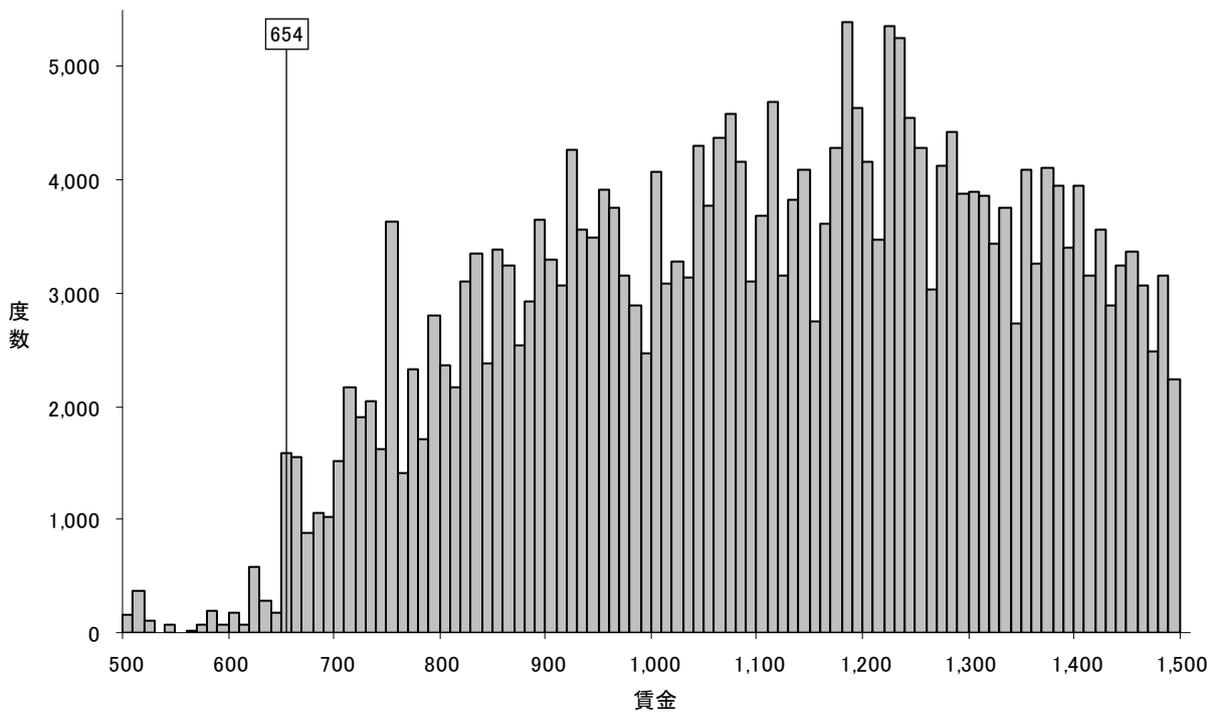


图 2-35 山口（一般労働者）(C) 度数：268589，平均值：1594，標準偏差：807.82

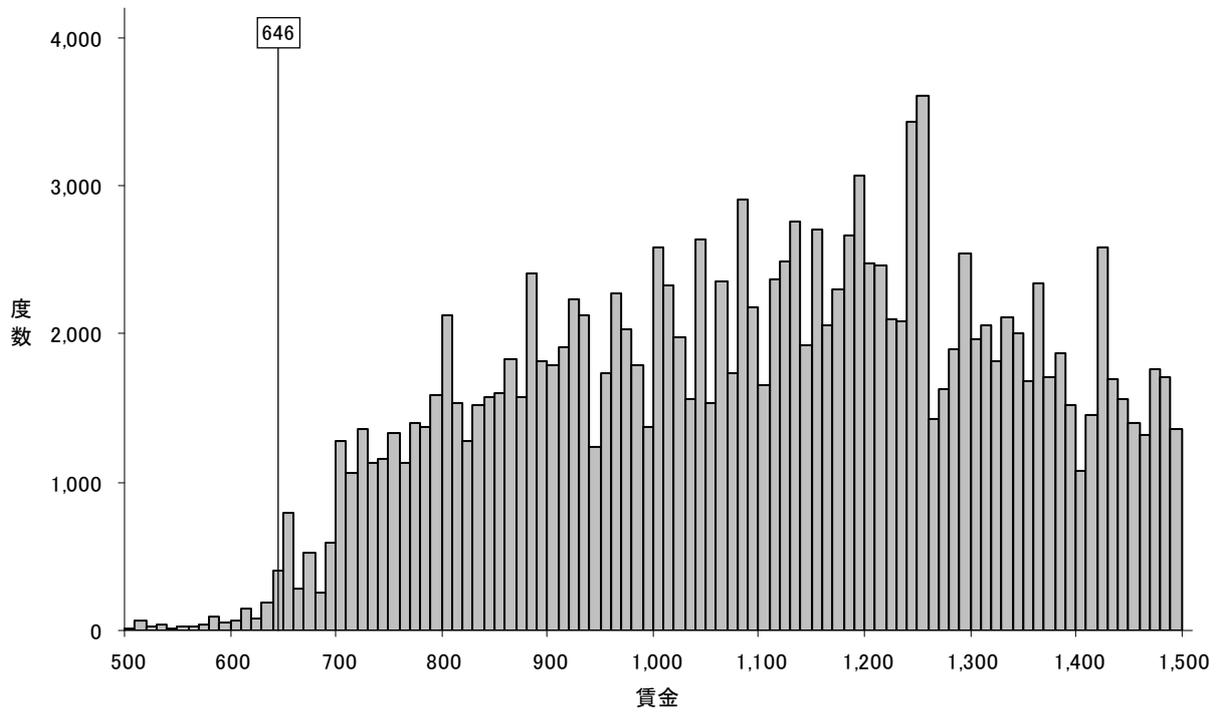


图 2-36 徳島（一般労働者）(D) 度数：110461，平均值：1599，標準偏差：860.56

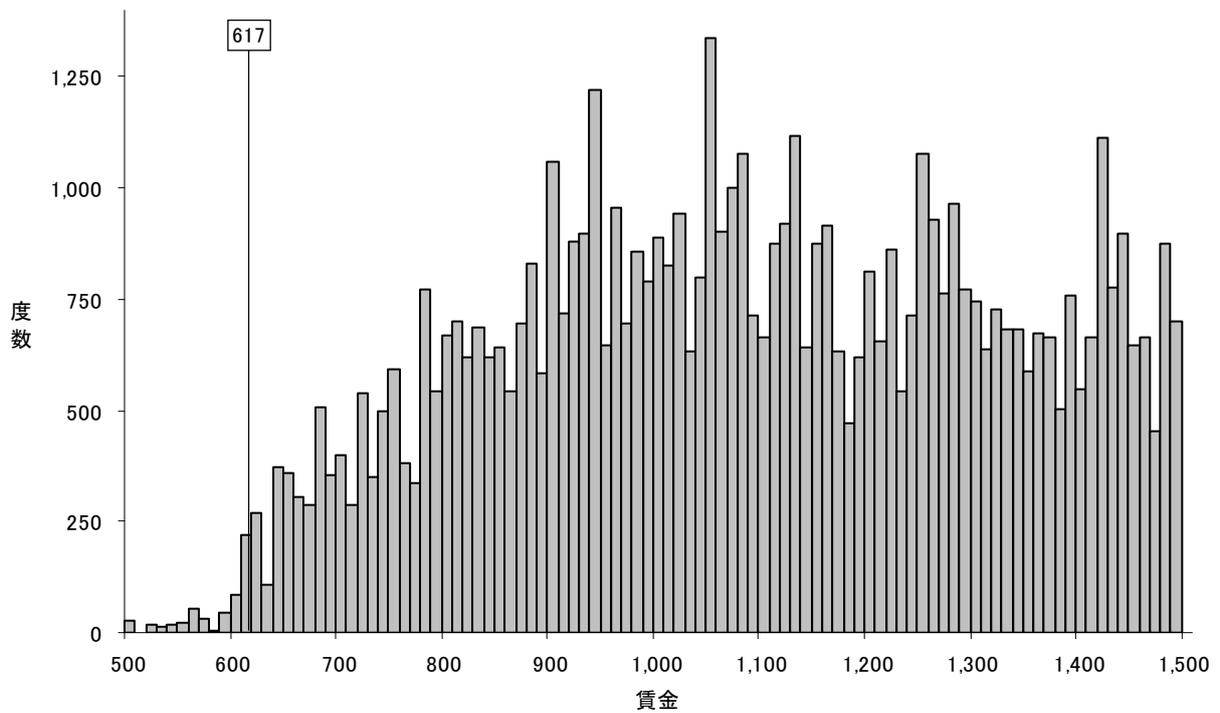


図 2-37 香川（一般労働者）(C) 度数：160532，平均値：1653，標準偏差：867.21

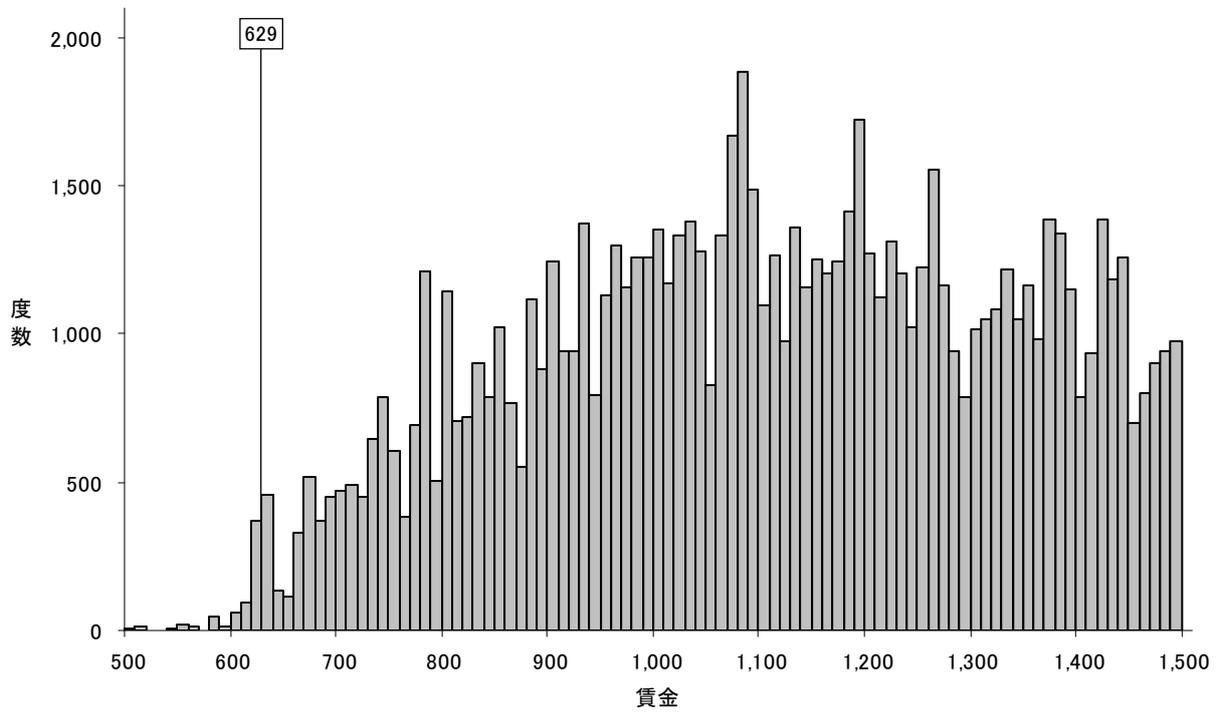


図 2-38 愛媛（一般労働者）(D) 度数：223512，平均値：1551，標準偏差：828.03

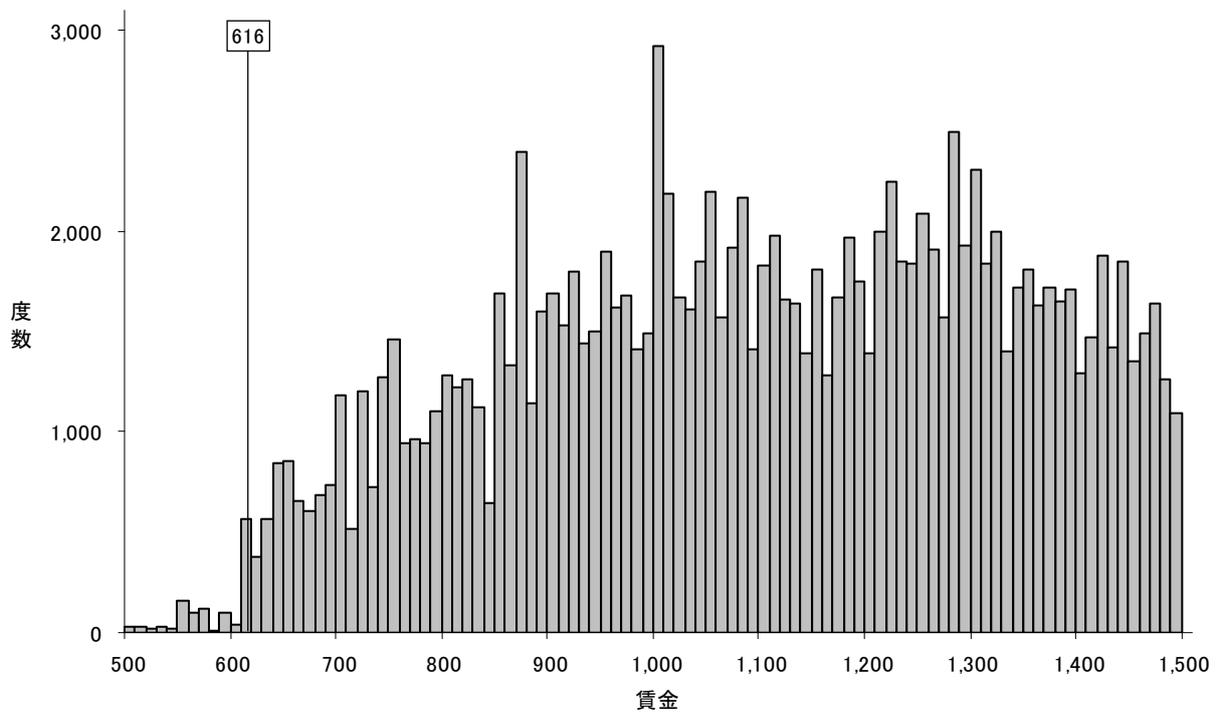


图 2-39 高知（一般労働者）(D) 度数：103264，平均值：1499，標準偏差：757.68

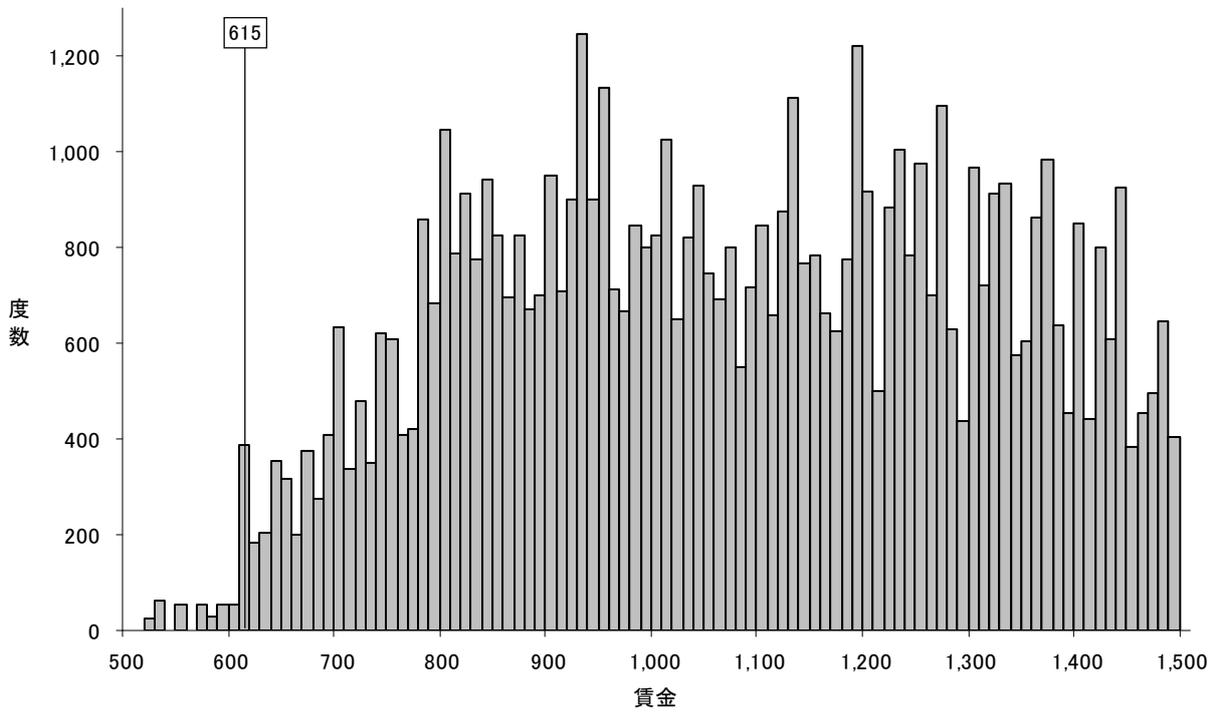


图 2-40 福岡（一般労働者）(C) 度数：873966，平均值：1659，標準偏差：855.44

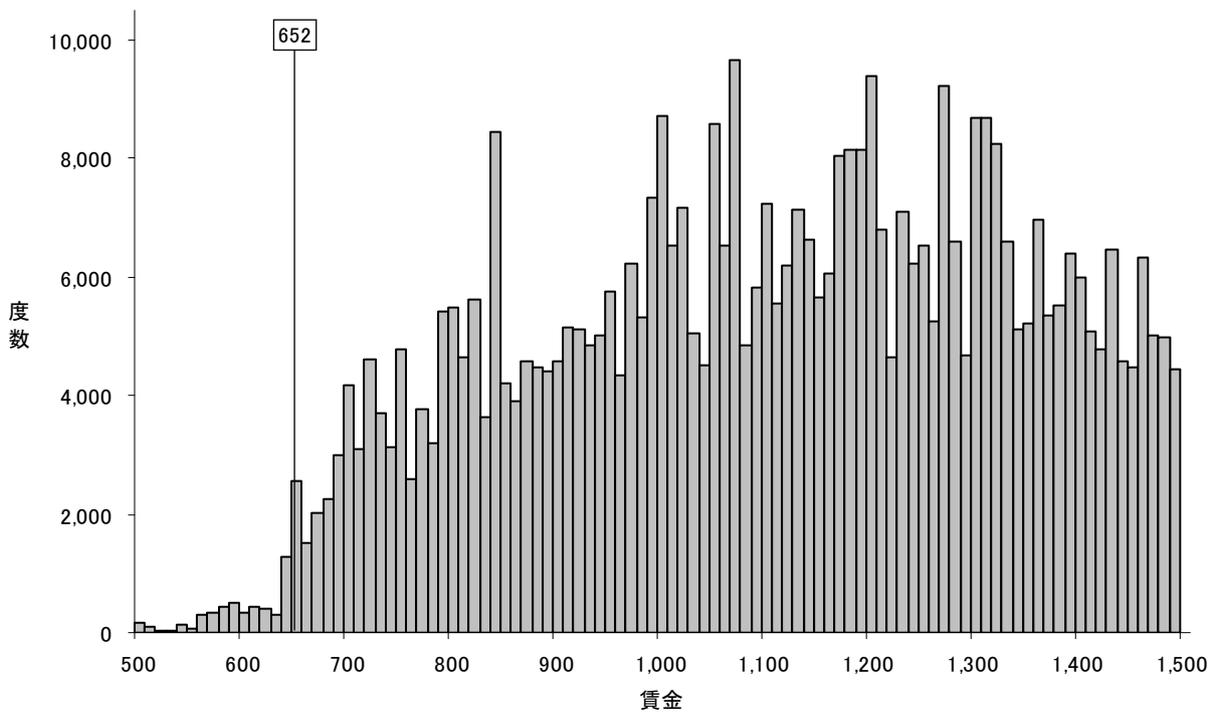


图 2-41 佐賀（一般労働者）(D) 度数：144501，平均值：1437，標準偏差：743.21

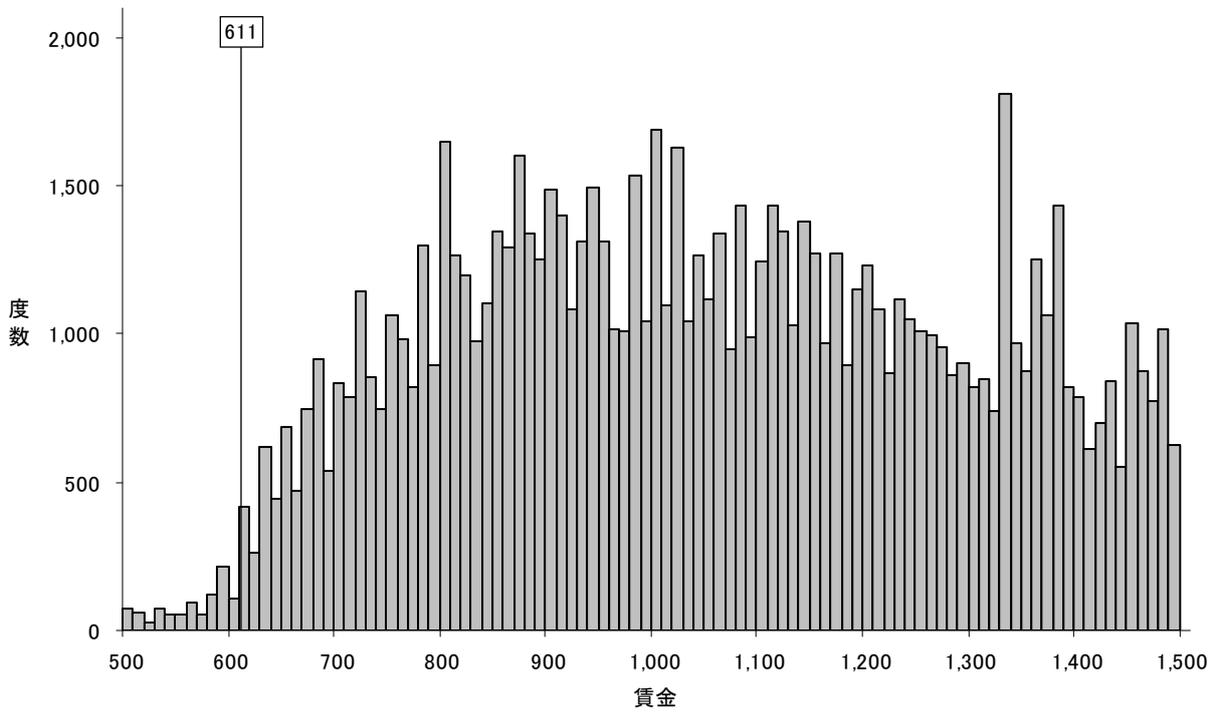


图 2-42 長崎（一般労働者）(D) 度数：179783，平均值：1442，標準偏差：760.51

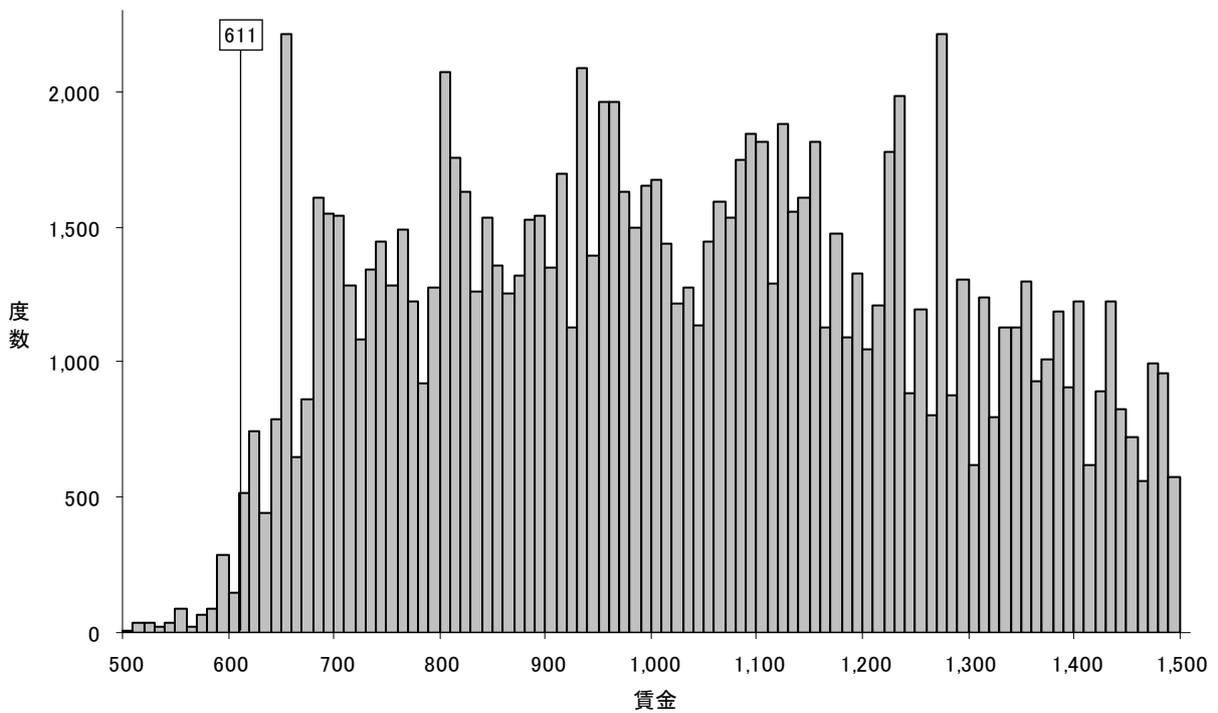


图 2-43 熊本（一般労働者）(D) 度数：290758，平均值：1434，標準偏差：774.19

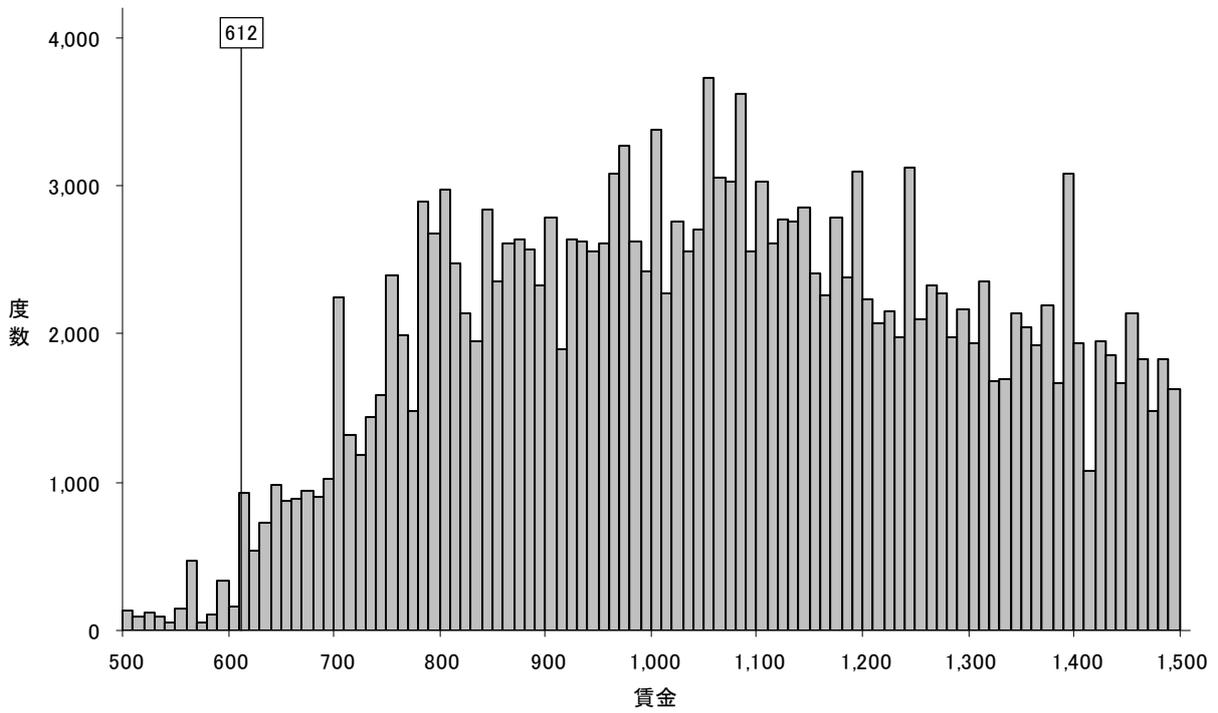


图 2-44 大分（一般労働者）(D) 度数：163851，平均值：1502，標準偏差：766.26

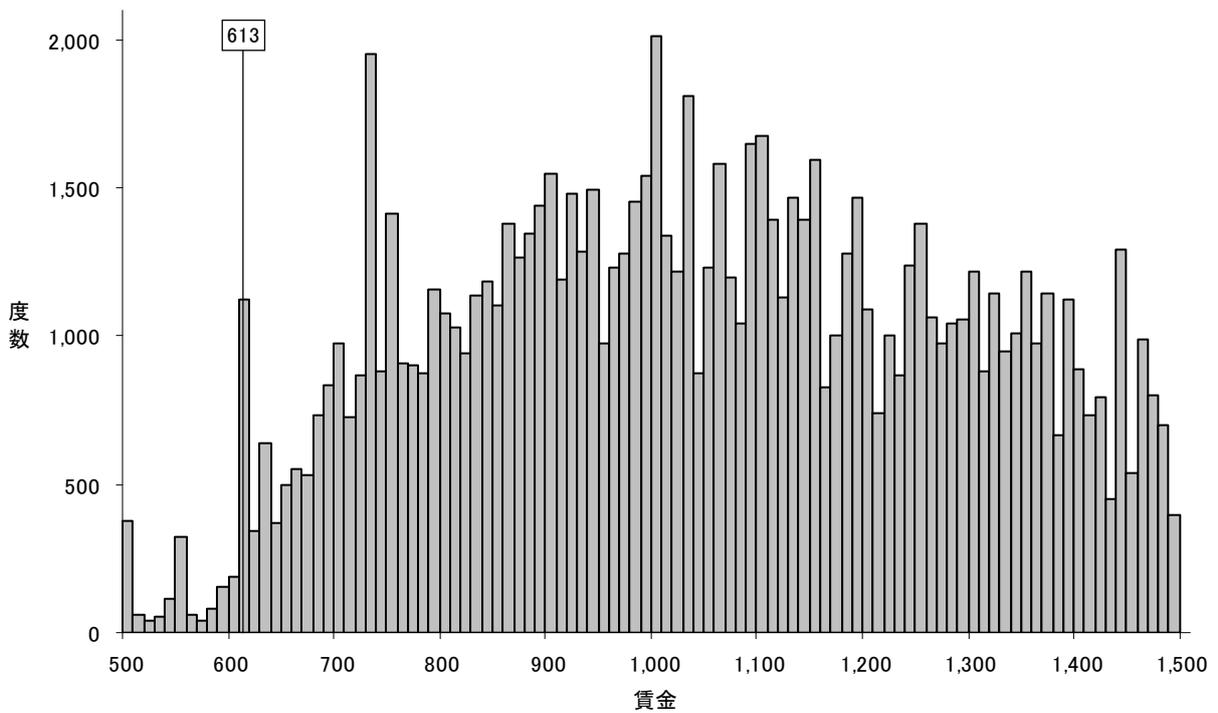


图 2-45 宮崎（一般労働者）(D) 度数：165530，平均值：1353，標準偏差：711.73

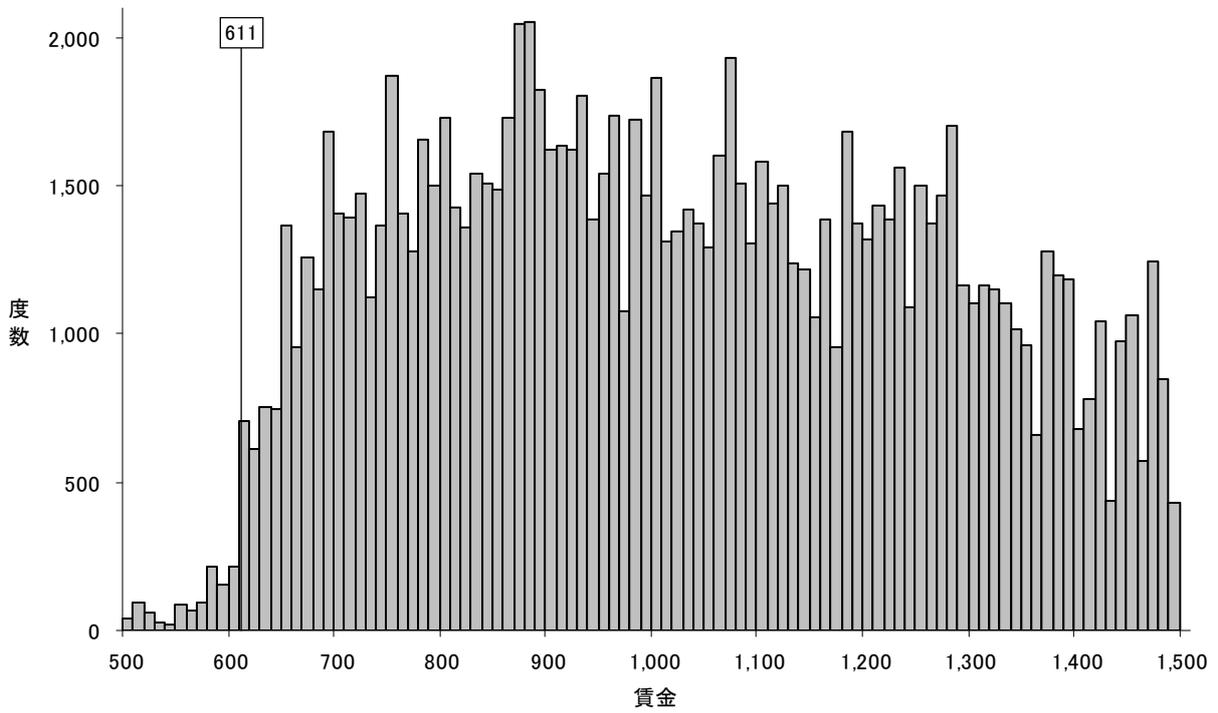


图 2-46 鹿児島（一般労働者）(D) 度数：238995，平均值：1417，標準偏差：807.67

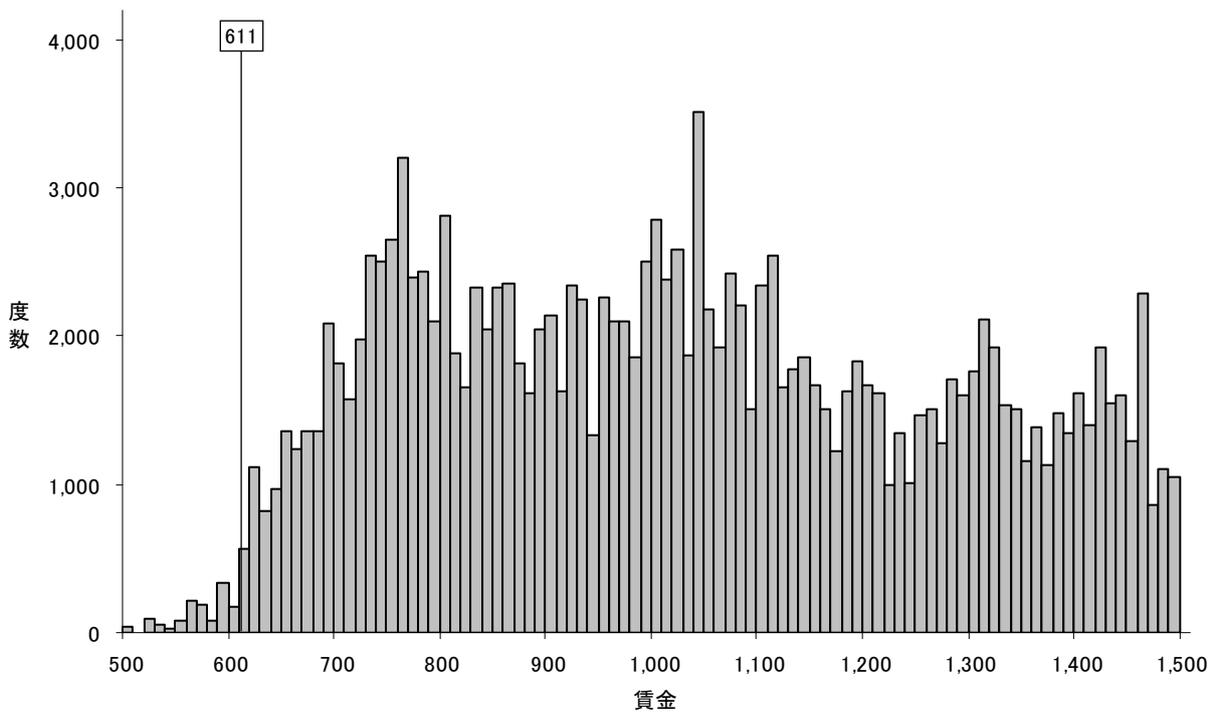


図2-47 沖縄（一般労働者）(D) 度数：182005，平均値：1313，標準偏差：783.98

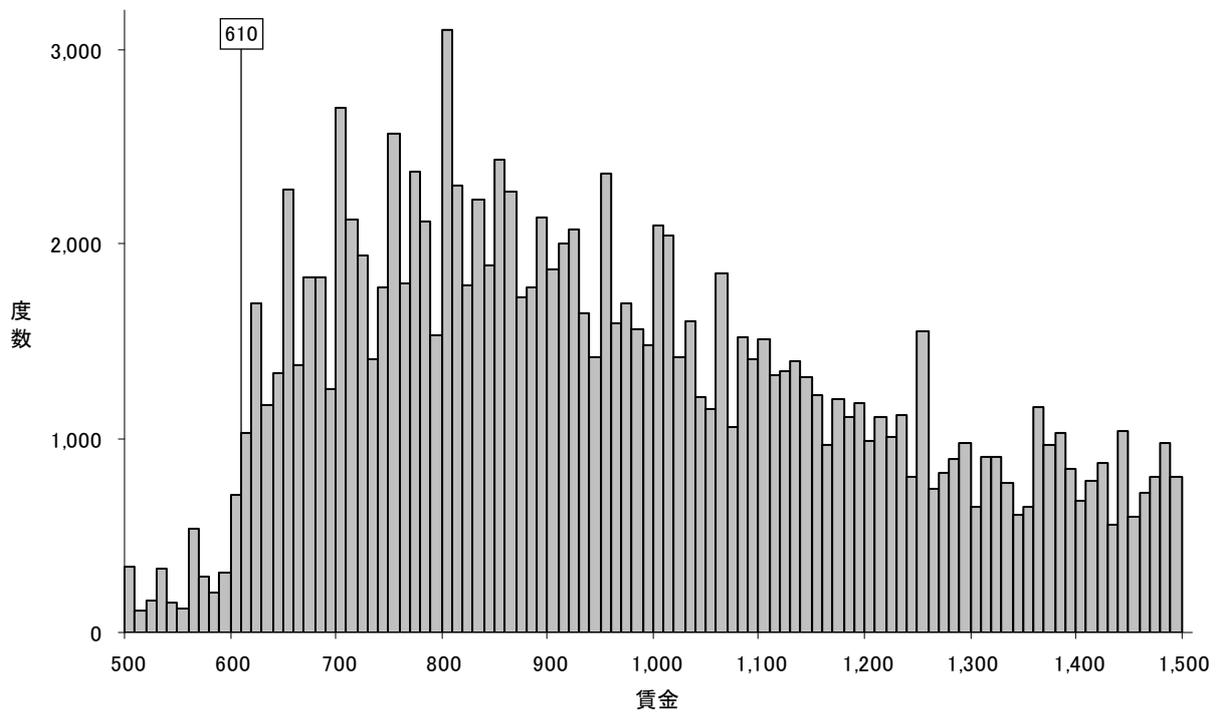


図2-48 北海道（パートタイム労働者）(C) 度数：214104，平均値：856，標準偏差：297.11

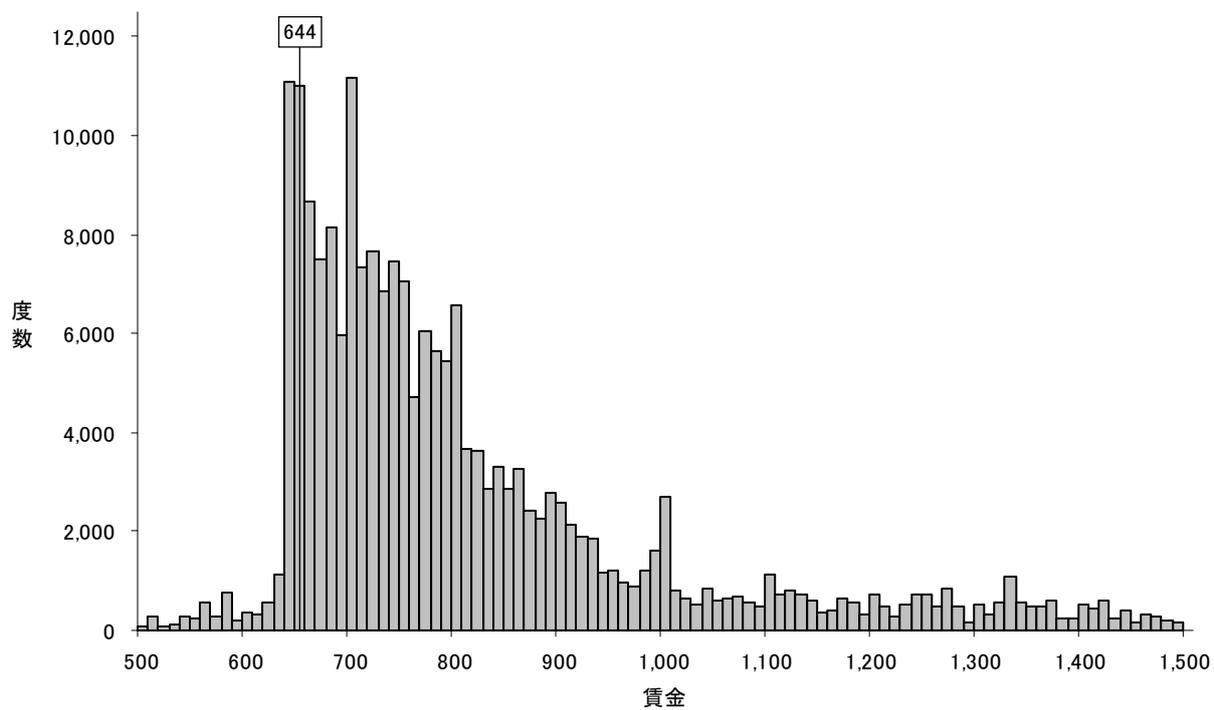


図2-49 青森（パートタイム労働者）(D) 度数：45751，平均値：826，標準偏差：281.87

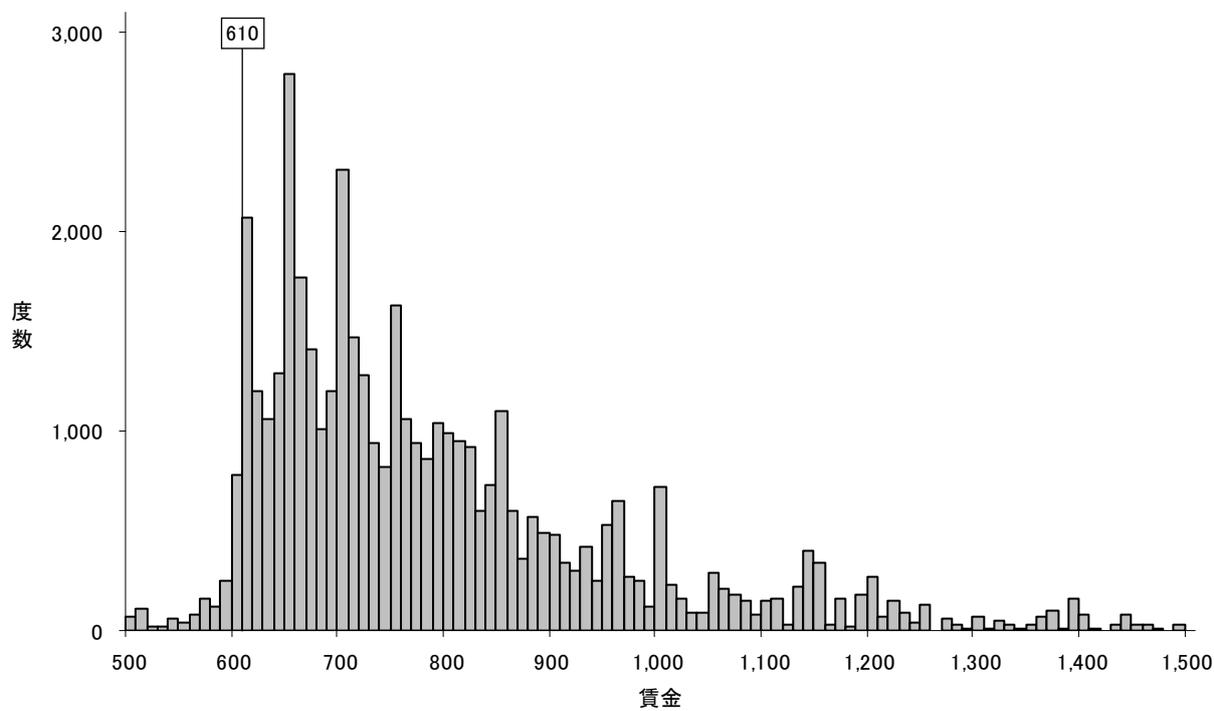


図 2-50 岩手（パートタイム労働者）(D) 度数：42748，平均値：839，標準偏差：283.47

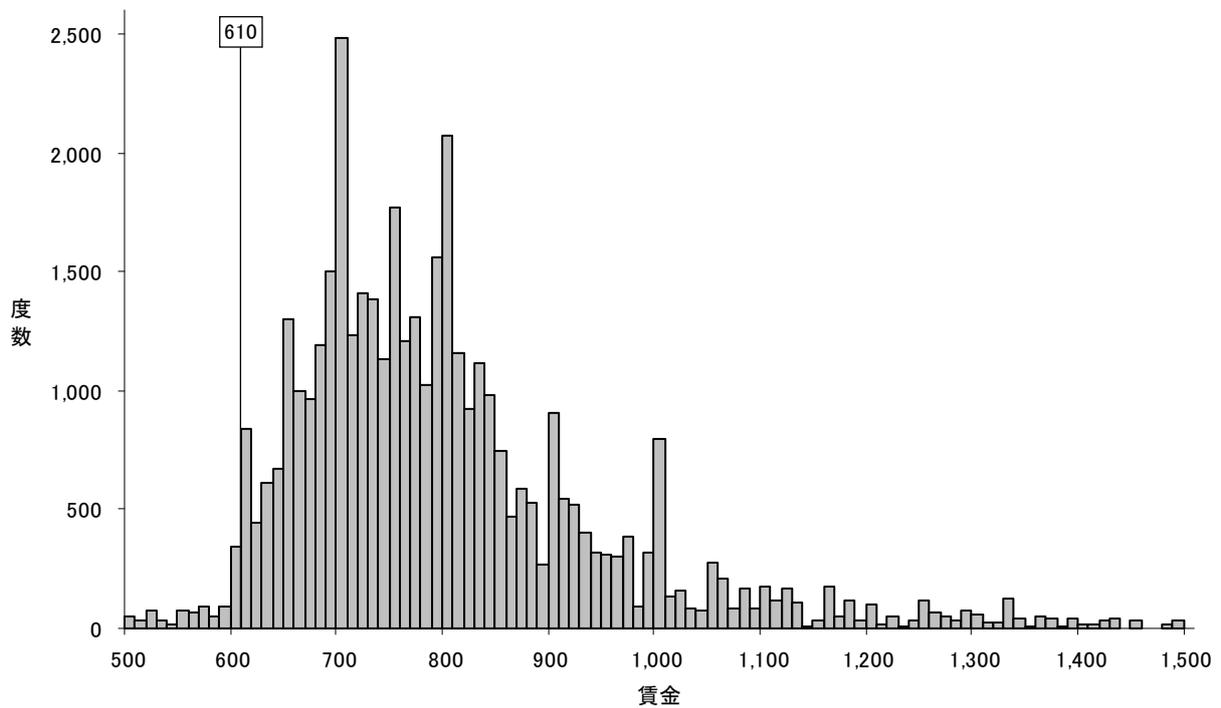


図 2-51 宮城（パートタイム労働者）(C) 度数：70671，平均値：953，標準偏差：379.50

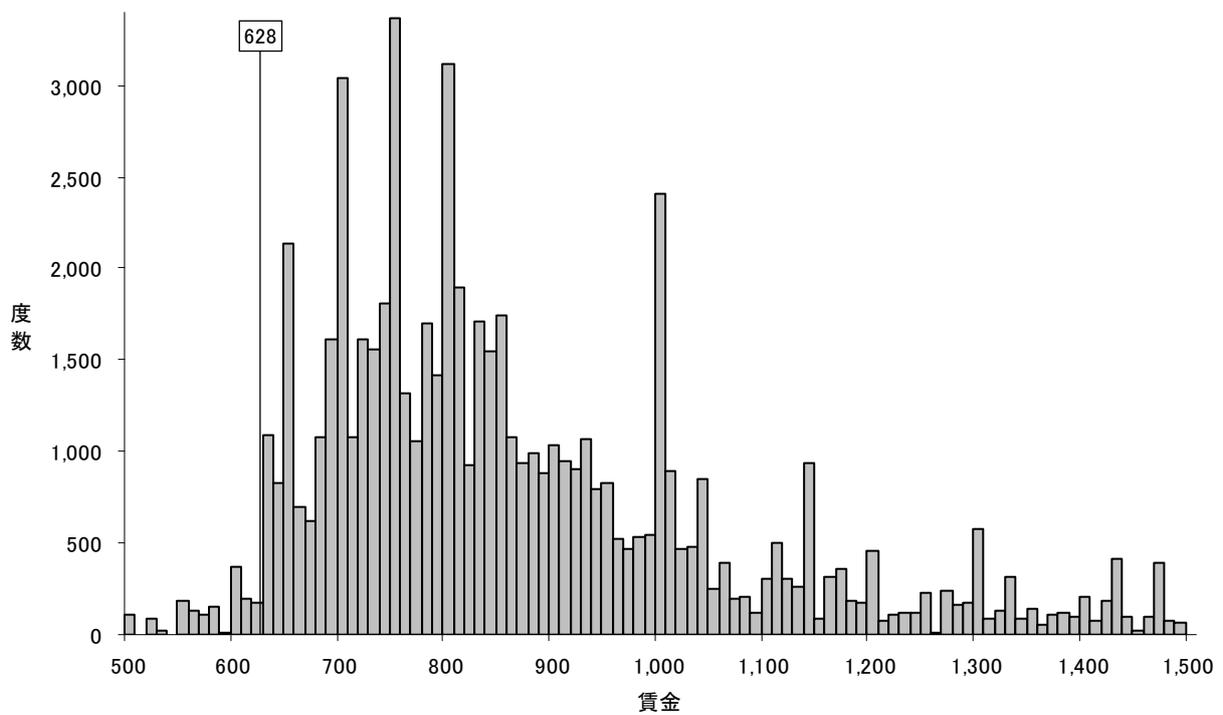


図 2-52 秋田（パートタイム労働者）(D) 度数：41010，平均値：825，標準偏差：258.00

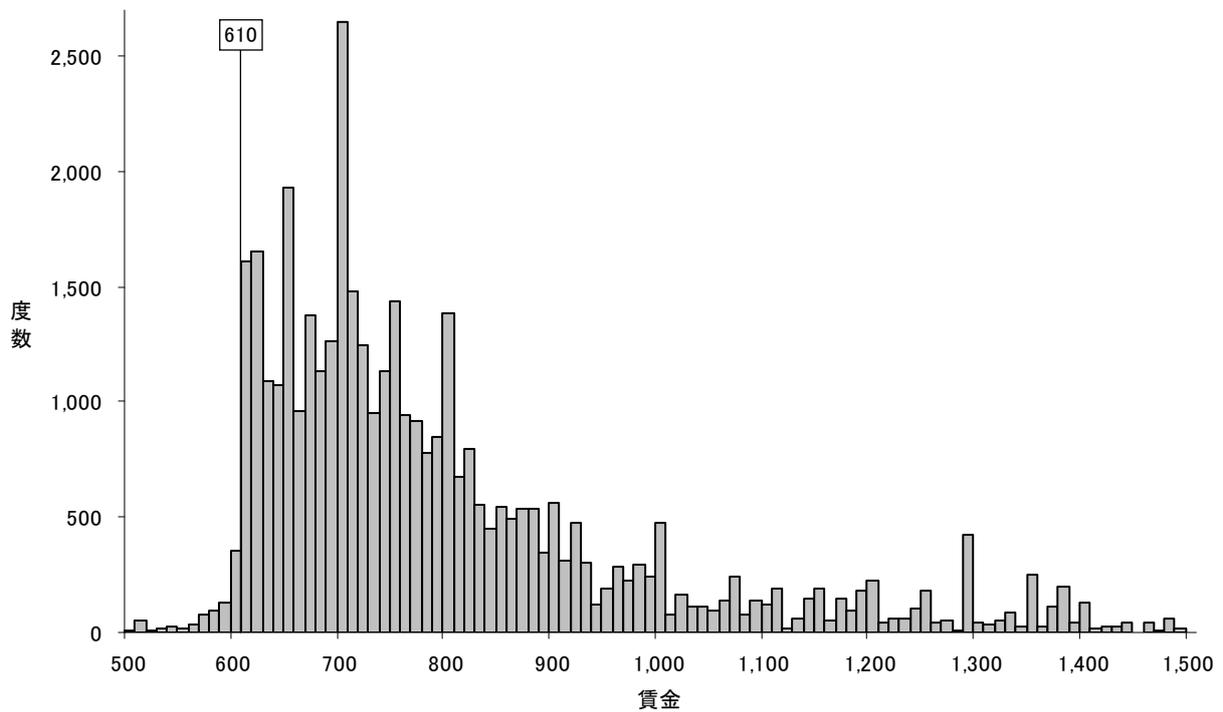


図 2-53 山形（パートタイム労働者）(D) 度数：37911，平均値：877，標準偏差：321.96

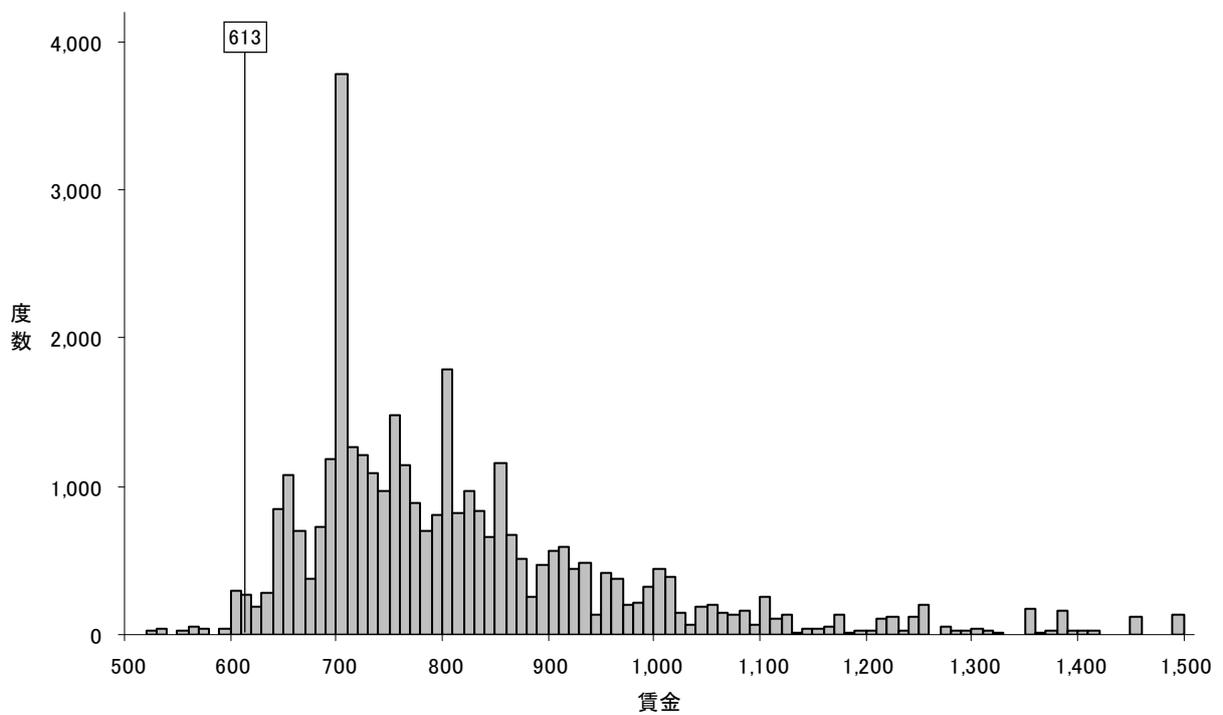


図2-54 福島（パートタイム労働者）(C) 度数：47947，平均値：883，標準偏差：307.96

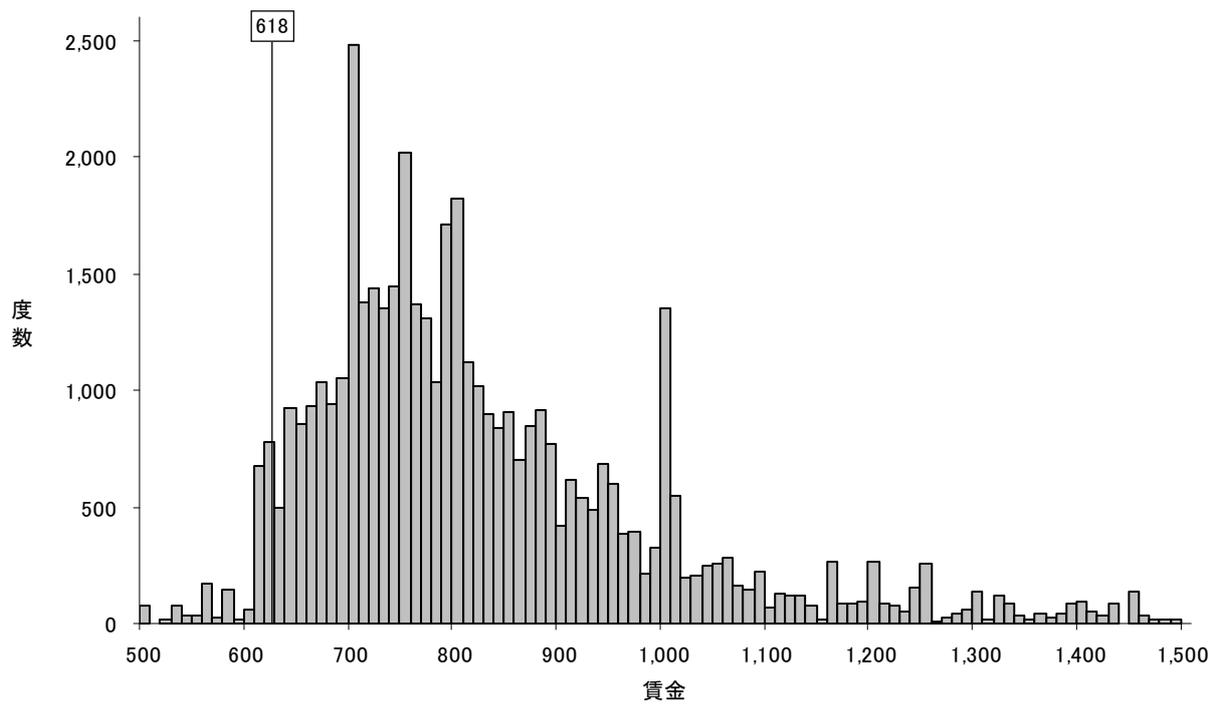


図2-55 茨城（パートタイム労働者）(C) 度数：109120，平均値：953，標準偏差：305.32

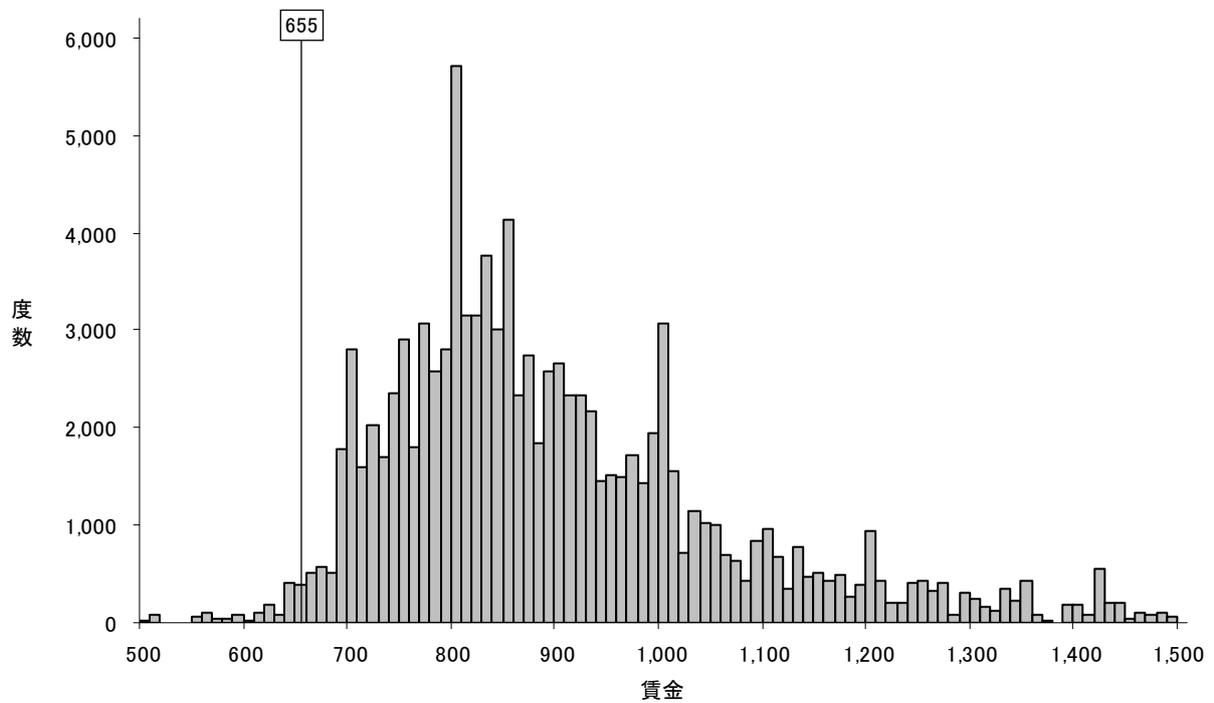


図2-56 栃木（パートタイム労働者）(B) 度数：88192，平均値：916，標準偏差：276.42

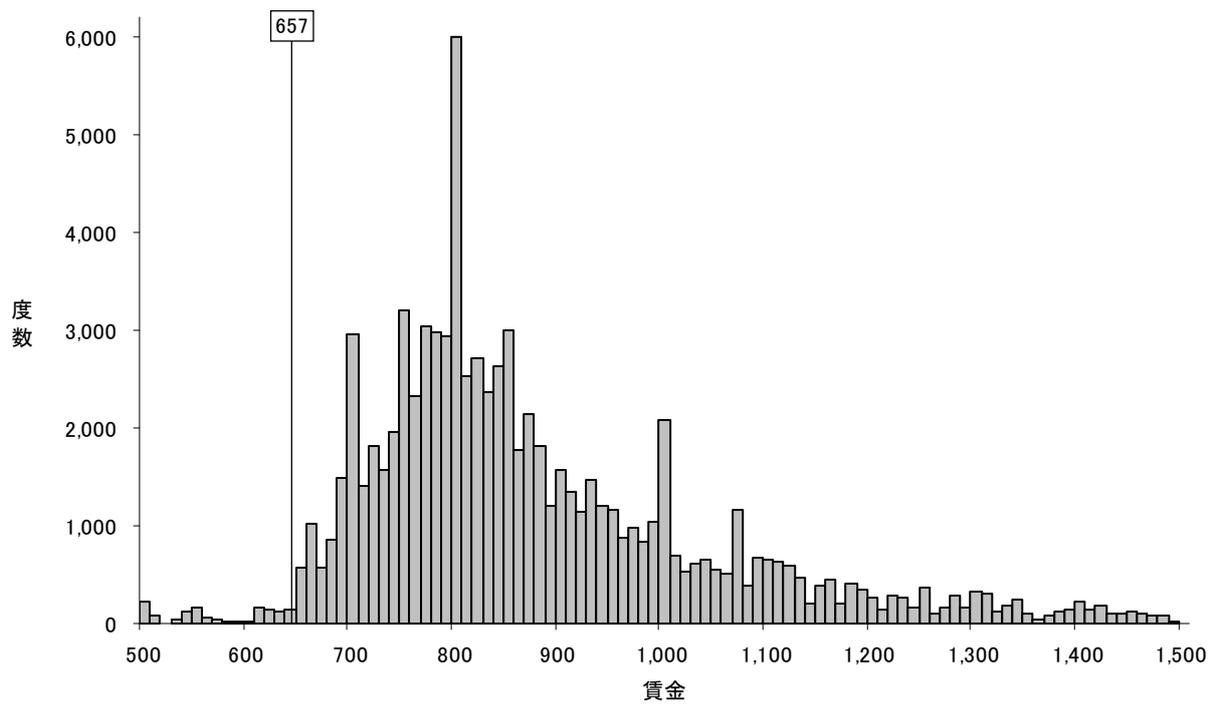


図2-57 群馬（パートタイム労働者）(C) 度数：75660，平均値：1005，標準偏差：403.04

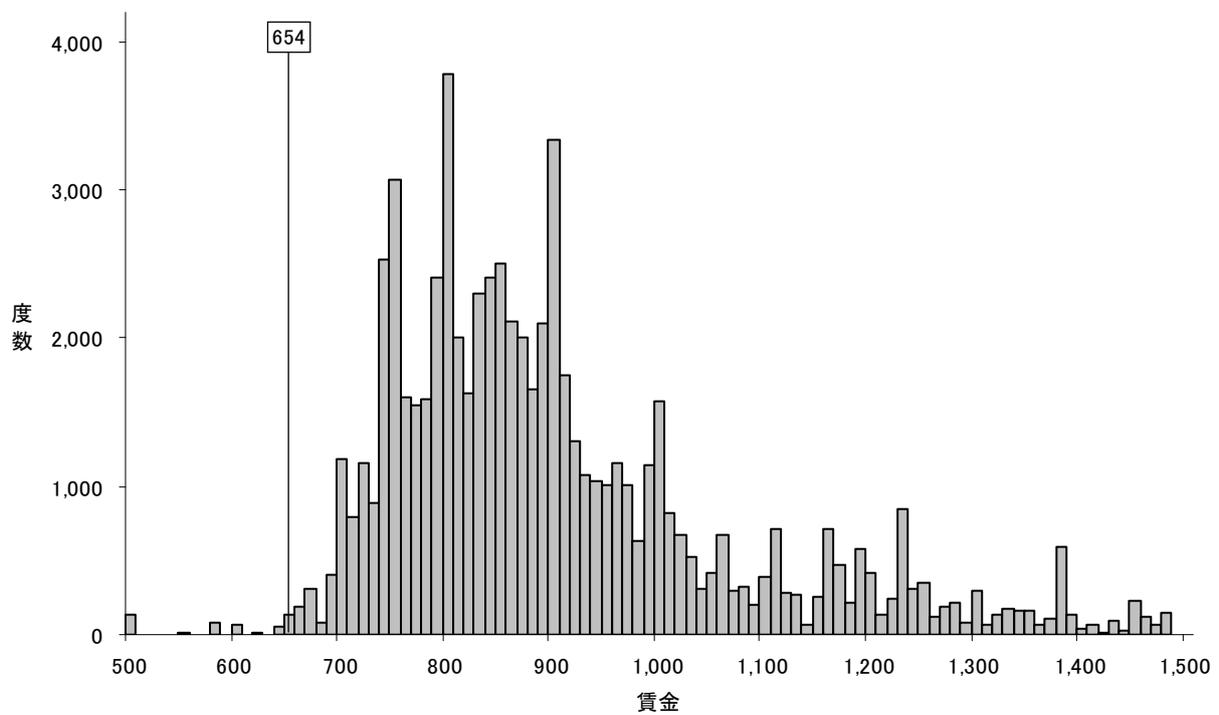


図 2-58 埼玉 (パートタイム労働者) (B) 度数 : 334826, 平均値 : 1004, 標準偏差 : 358.30

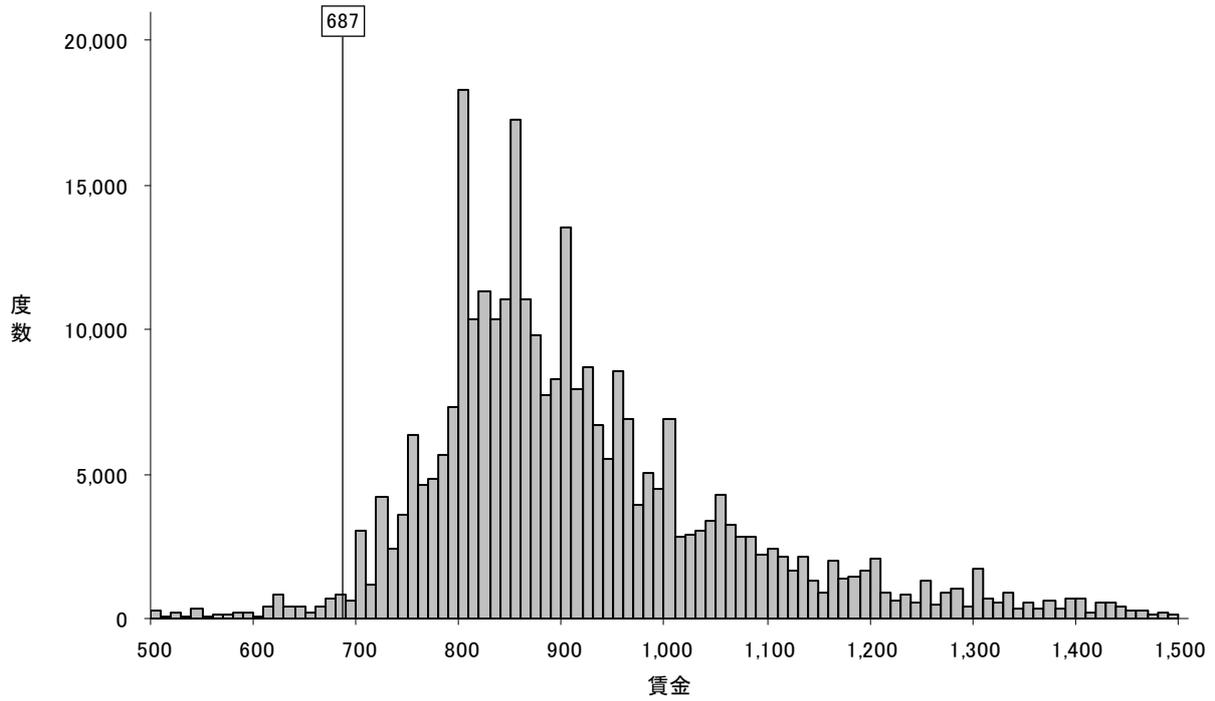


図 2-59 千葉 (パートタイム労働者) (A) 度数 : 281963, 平均値 : 1024, 標準偏差 : 366.56

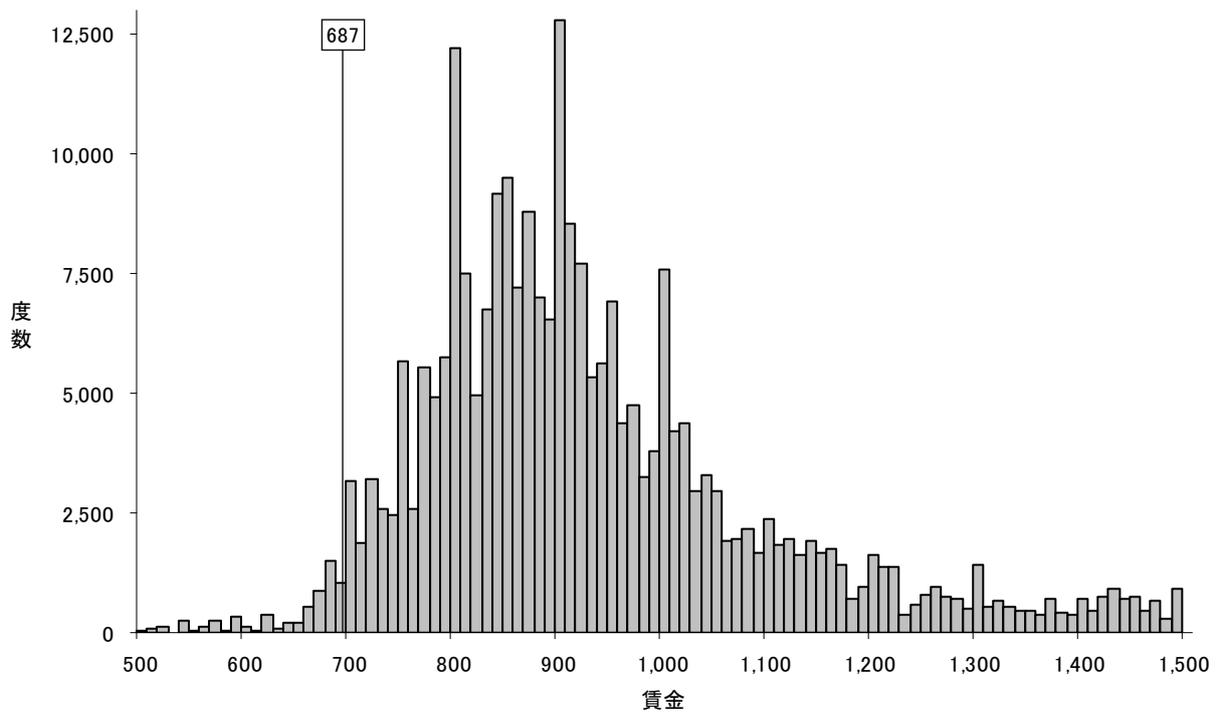


図2-60 東京（パートタイム労働者）(A) 度数：687690，平均値：1166，標準偏差：437.13

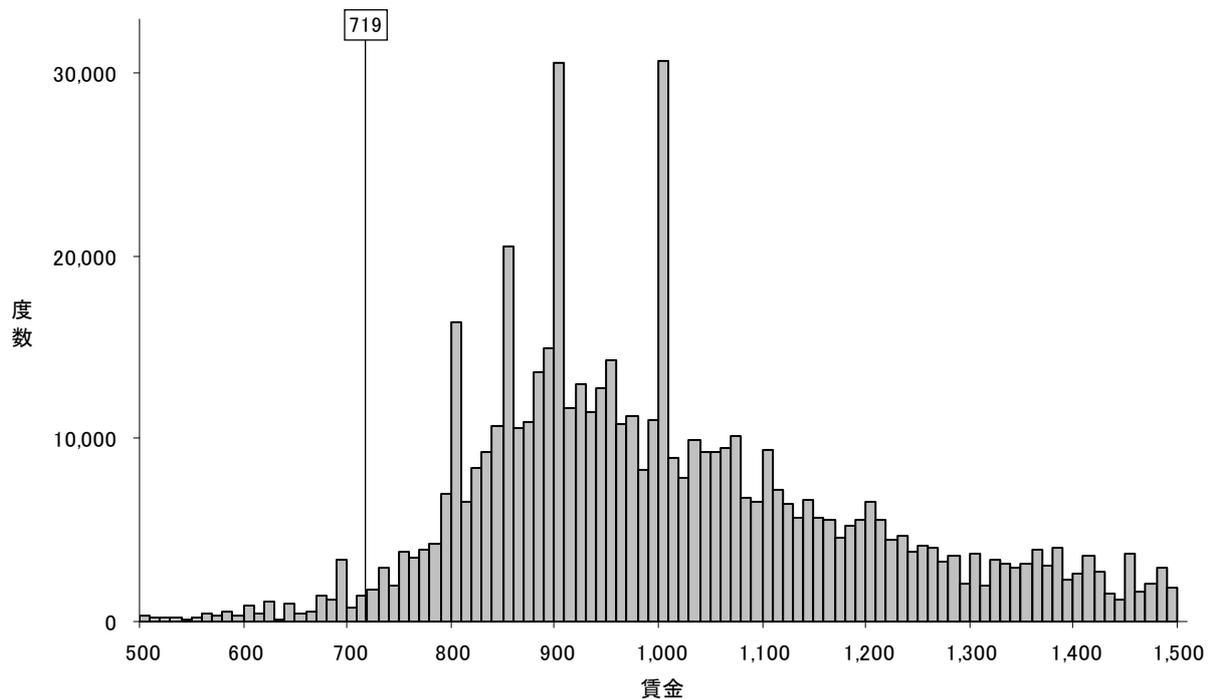


図2-61 神奈川（パートタイム労働者）(A) 度数：415678，平均値：1028，標準偏差：331.05

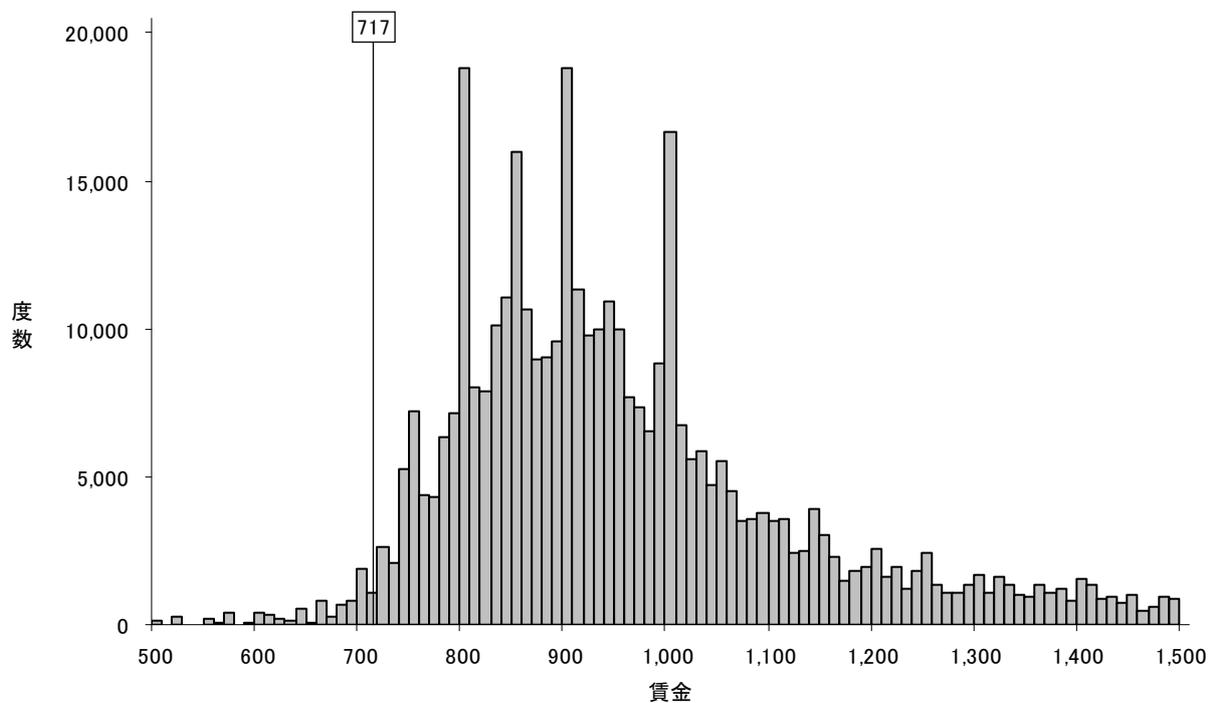


図2-62 新潟（パートタイム労働者）(C) 度数：80763，平均値：925，標準偏差：330.33

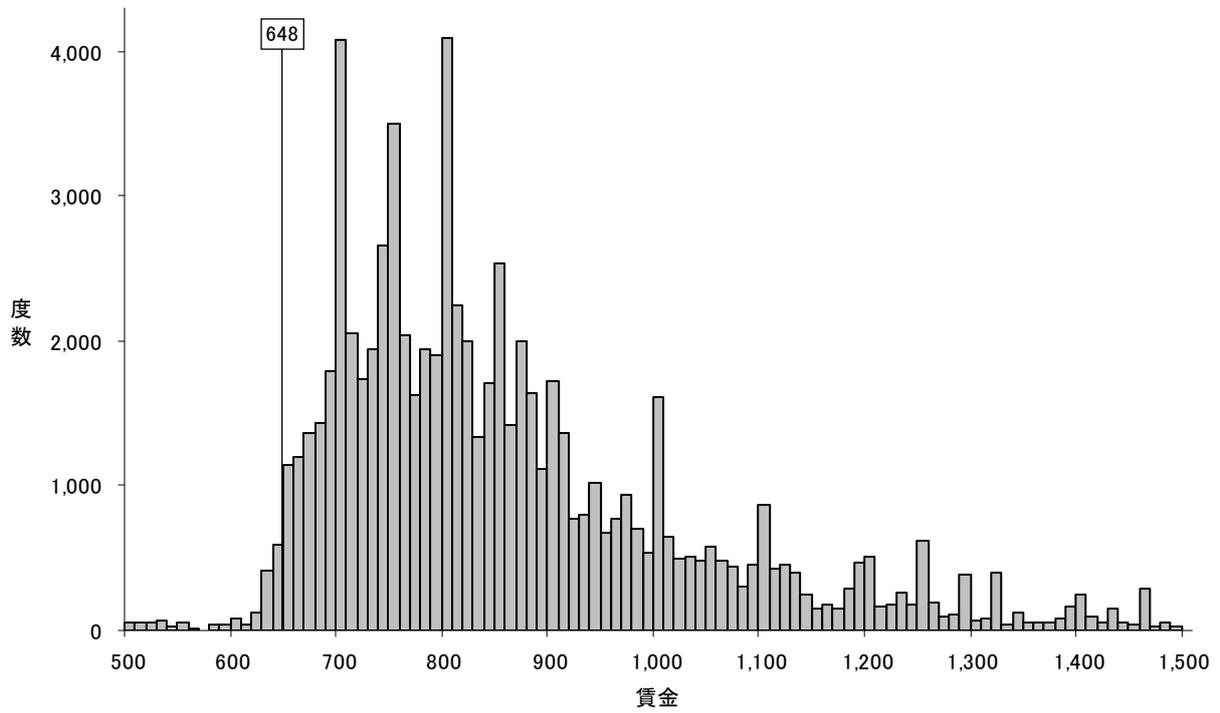


図2-63 富山（パートタイム労働者）(B) 度数：37163，平均値：1001，標準偏差：357.96

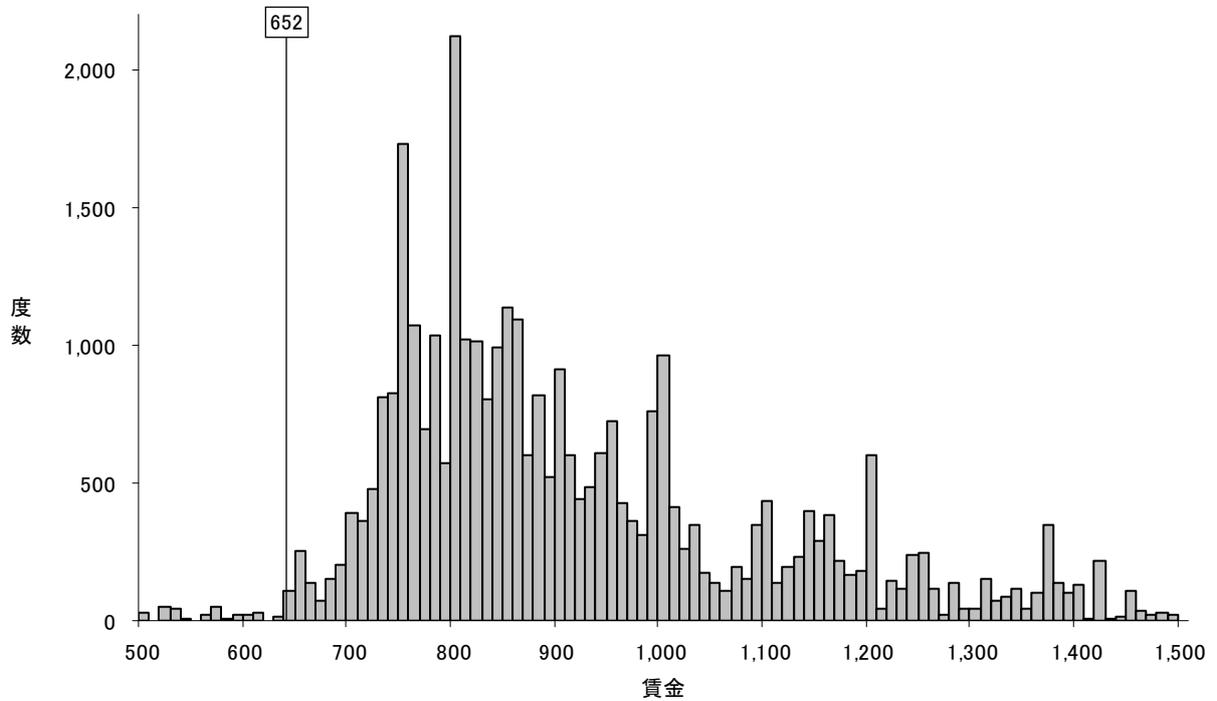


図2-64 石川（パートタイム労働者）(C) 度数：36652，平均値：965，標準偏差：359.94

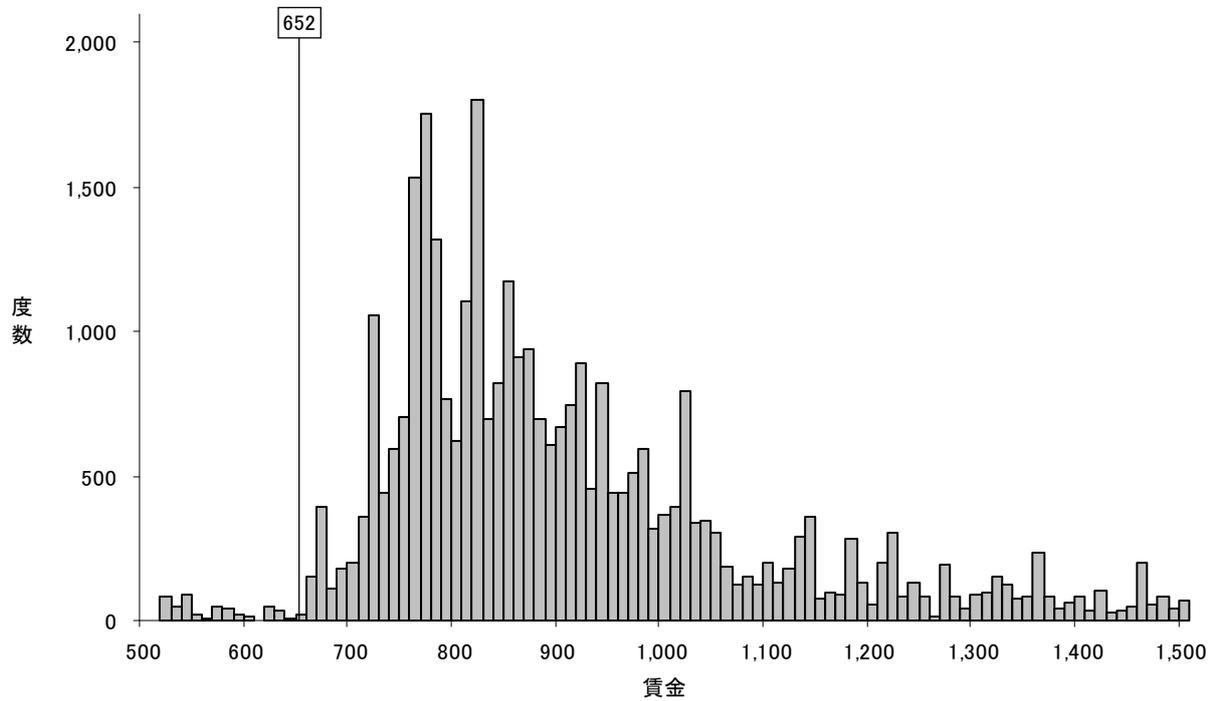


図2-65 福井（パートタイム労働者）(C) 度数：21116，平均値：928，標準偏差：290.35

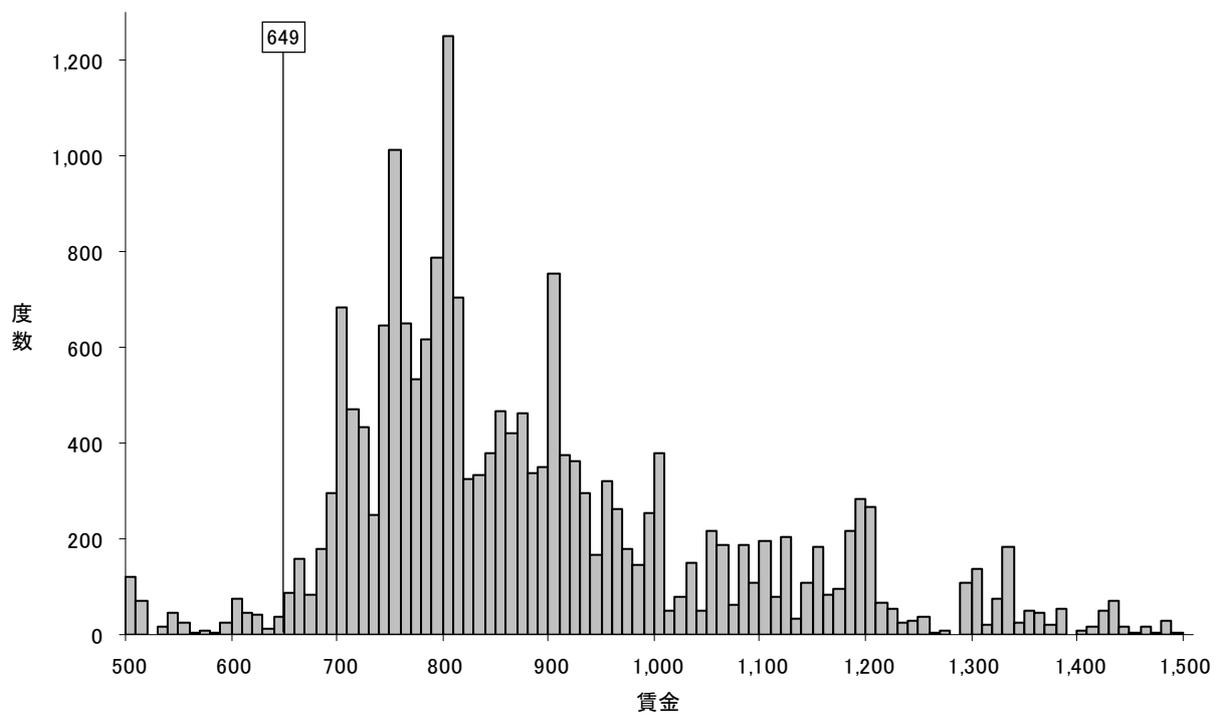


図 2-66 山梨（パートタイム労働者）(C) 度数：31219，平均値：993，標準偏差：355.81

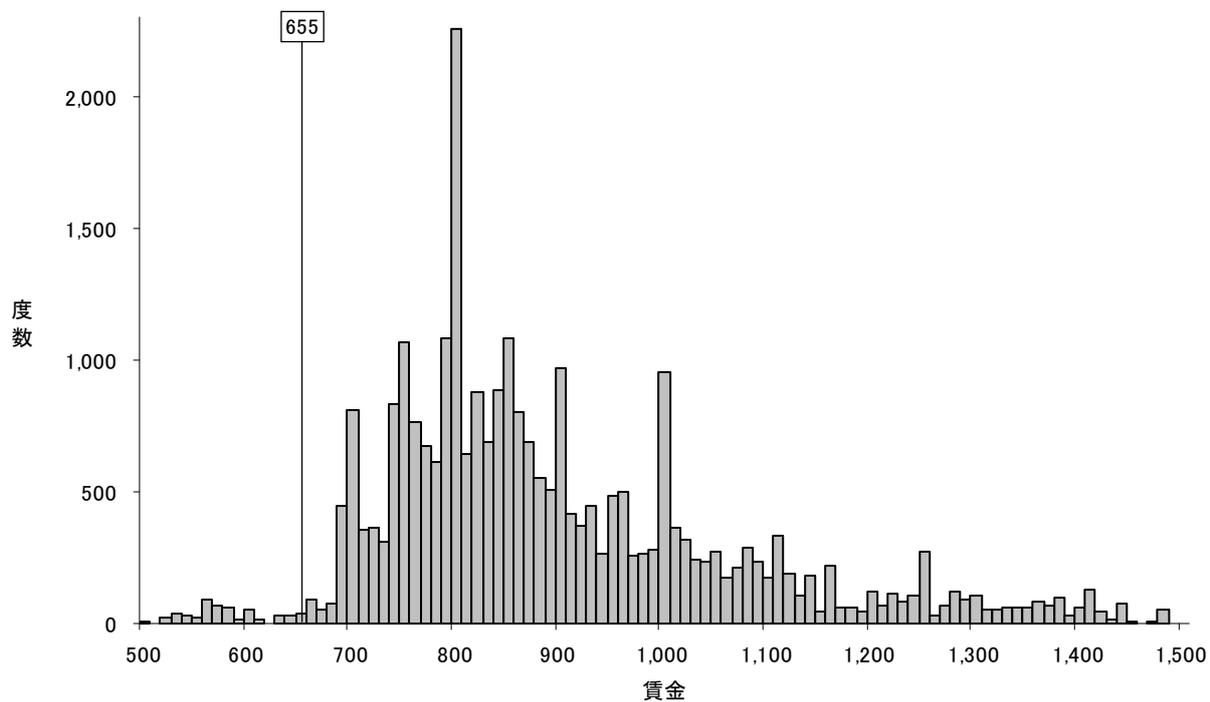


図 2-67 長野（パートタイム労働者）(B) 度数：84028，平均値：979，標準偏差：344.59

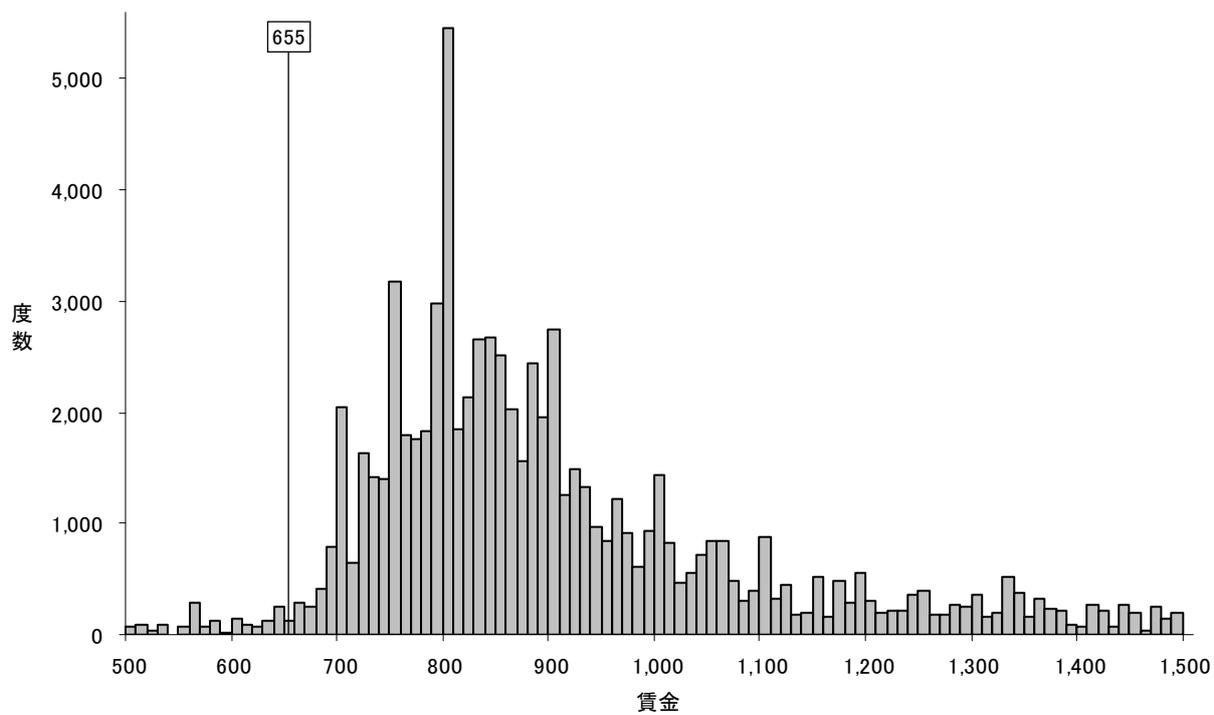


図2-68 岐阜（パートタイム労働者）(C) 度数：92058, 平均値：956, 標準偏差：338.67

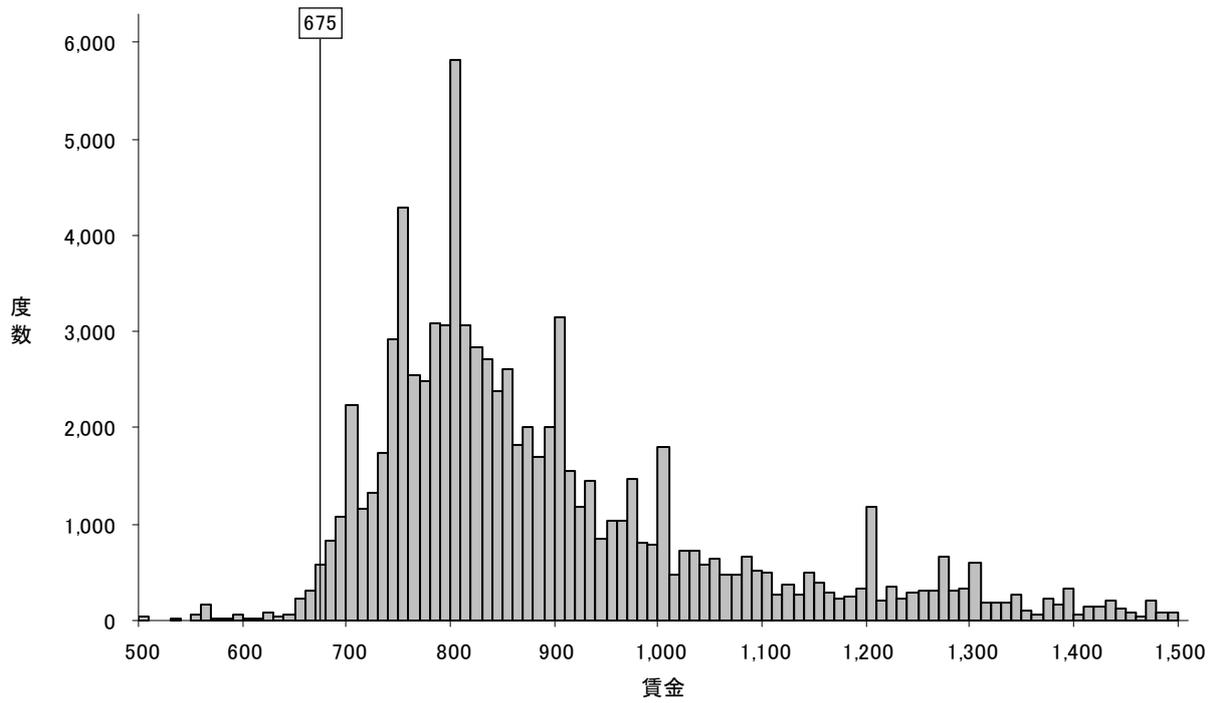


図2-69 静岡（パートタイム労働者）(B) 度数：144644, 平均値：967, 標準偏差：301.67

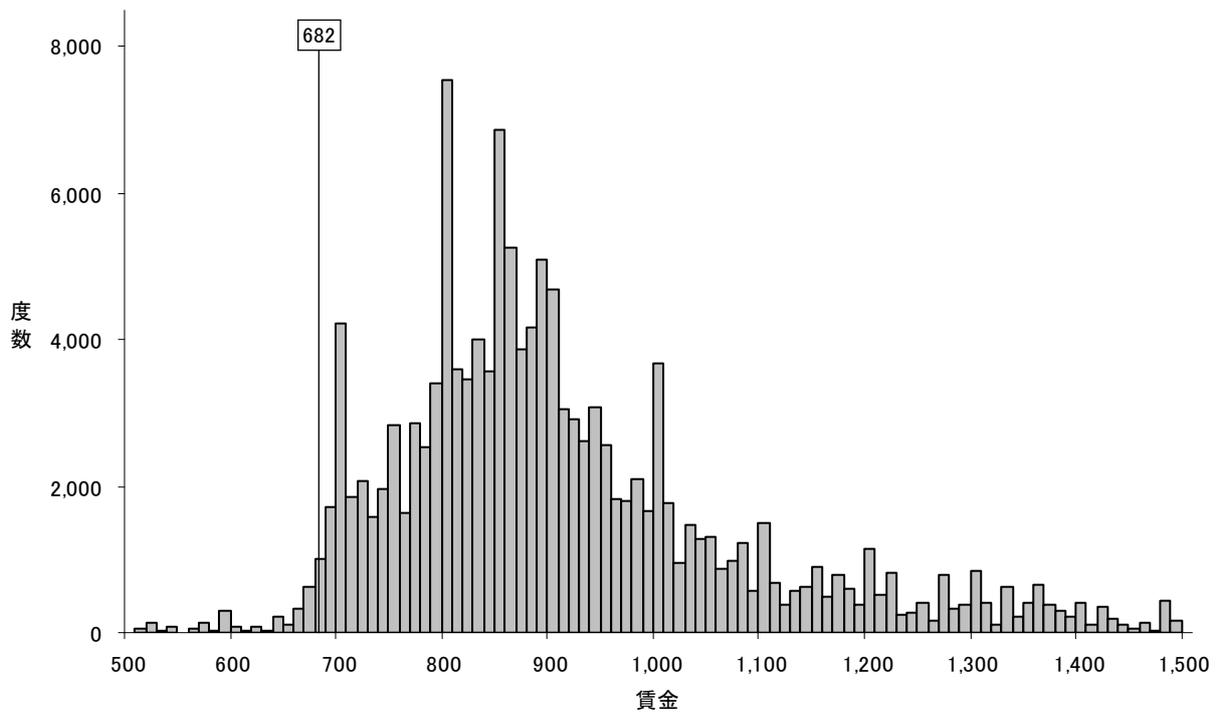


図2-70 愛知（パートタイム労働者）(A) 度数：447239，平均値：1021，標準偏差：335.23

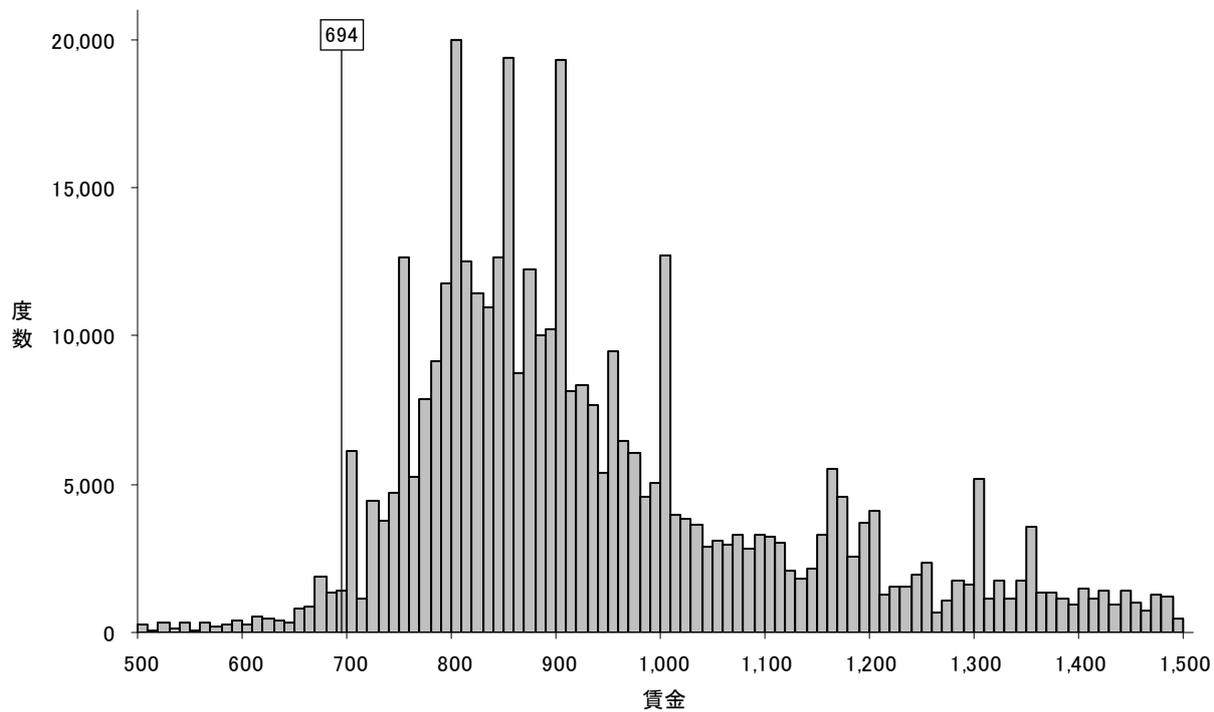


図2-71 三重（パートタイム労働者）(B) 度数：79222，平均値：948，標準偏差：276.86

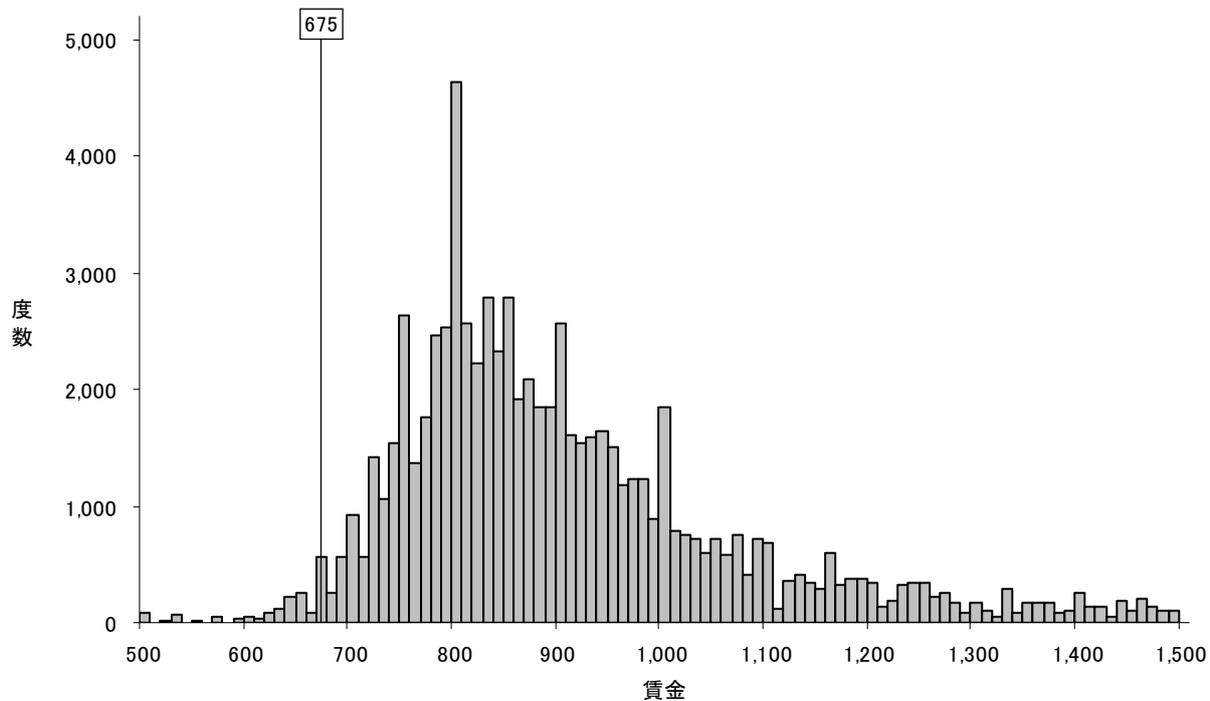


図 2-72 滋賀（パートタイム労働者）(B) 度数：54374，平均値：963，標準偏差：333.17

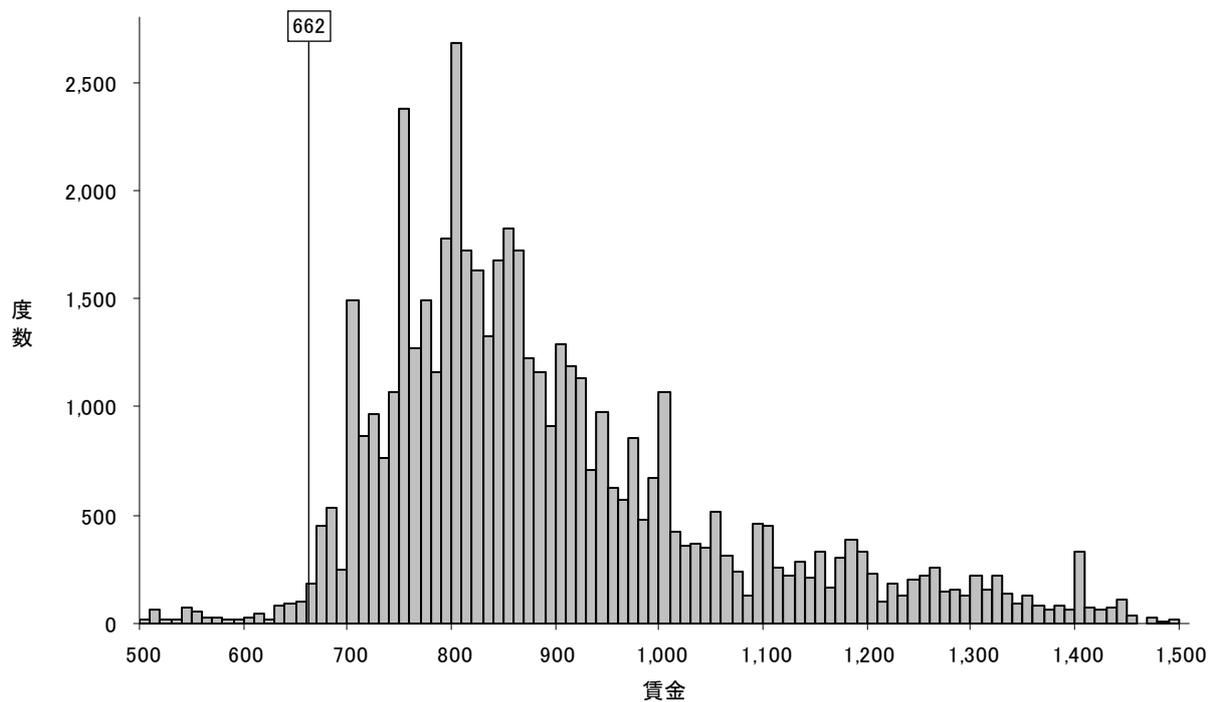


図 2-73 京都（パートタイム労働者）(B) 度数：102424，平均値：1023，標準偏差：374.26

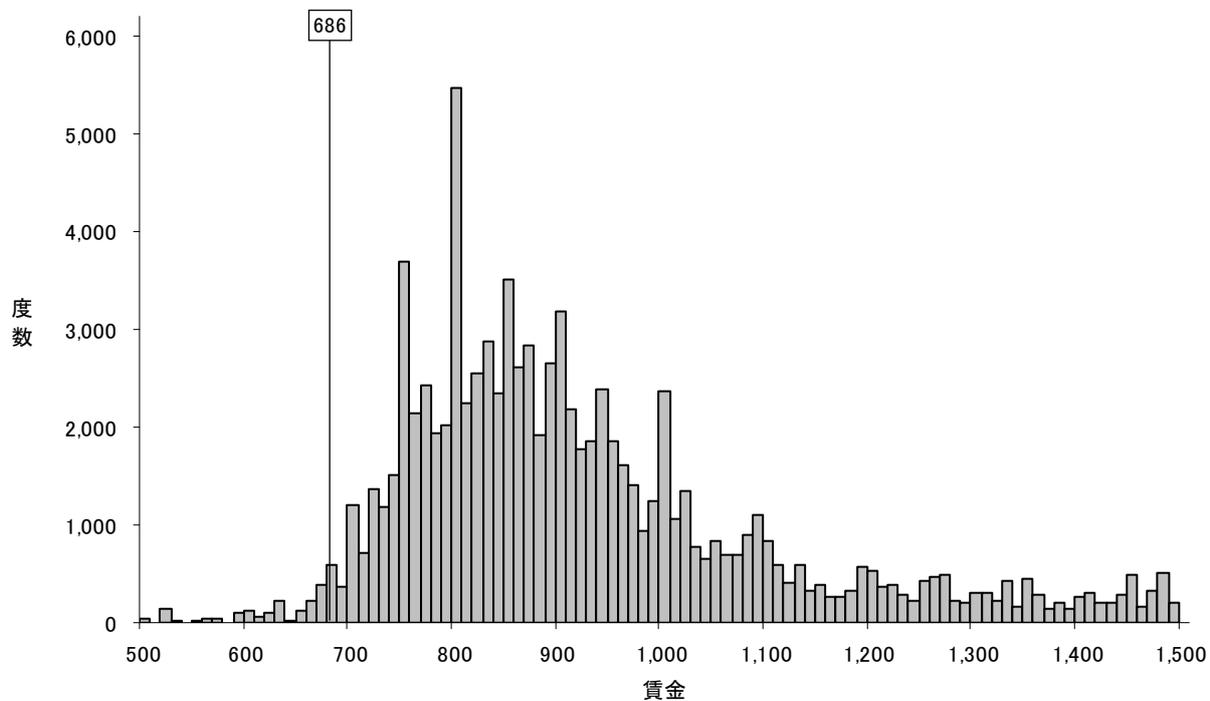


図 2-74 大阪（パートタイム労働者）(A) 度数：335698，平均値：1028，標準偏差：387.69

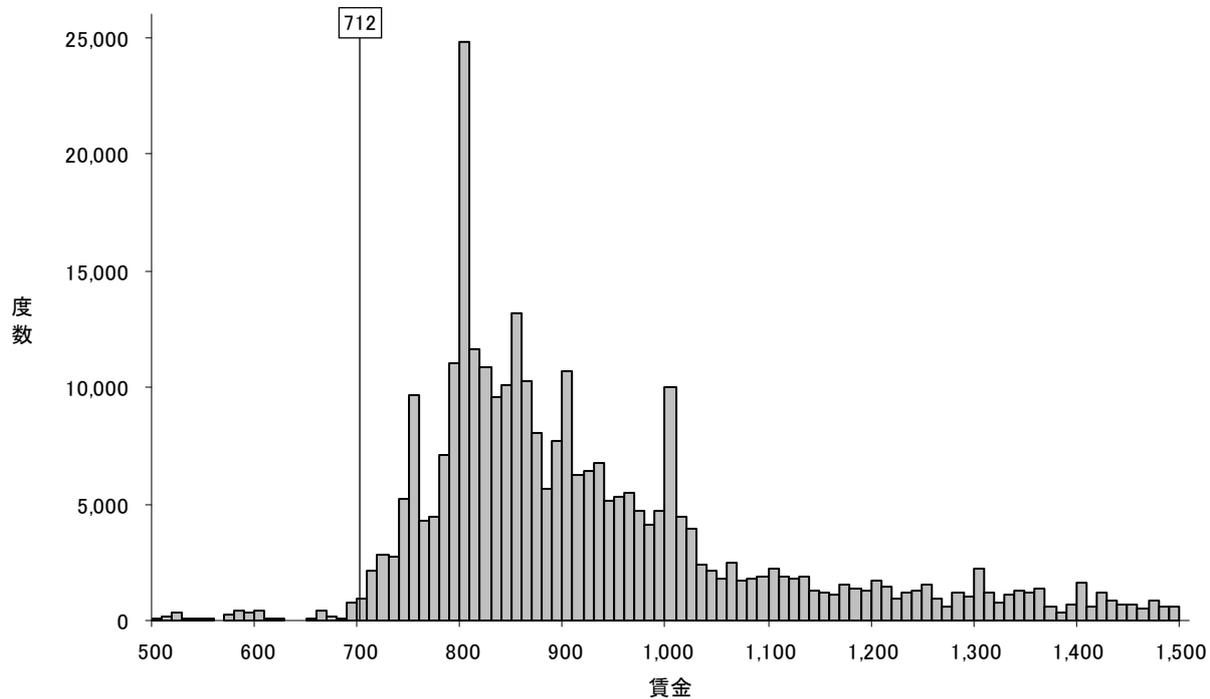


図 2-75 兵庫（パートタイム労働者）(B) 度数：272500，平均値：953，標準偏差：329.76

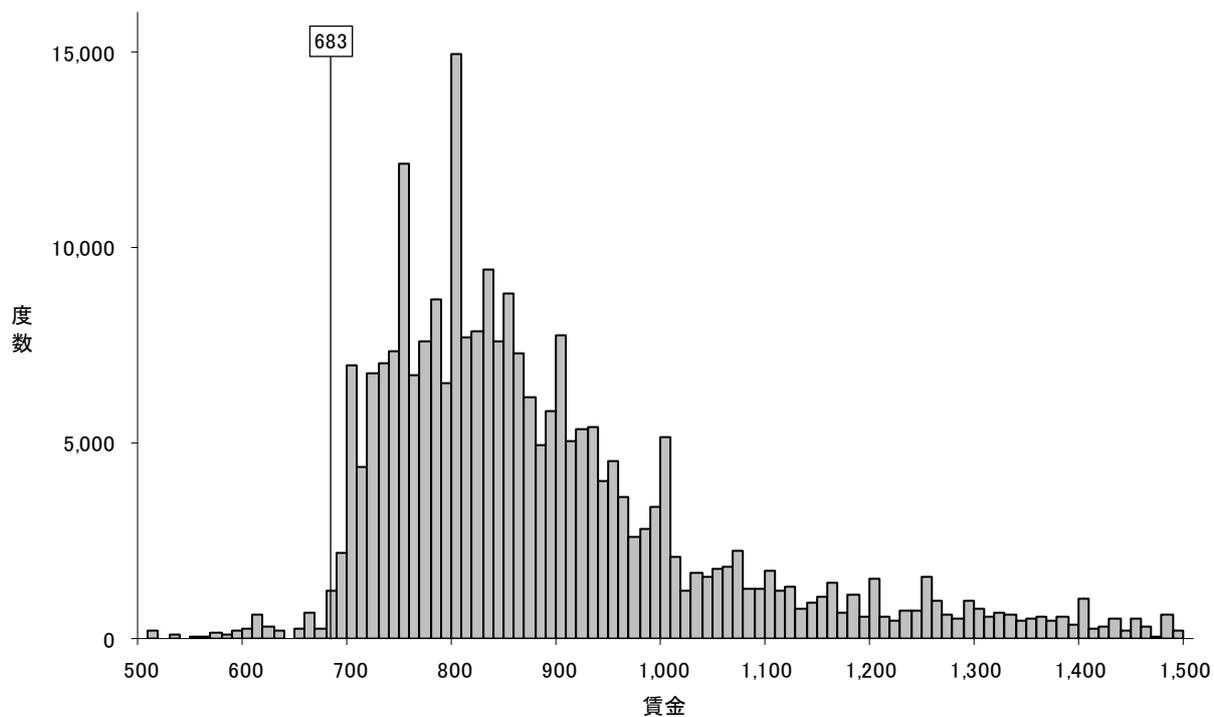


図2-76 奈良（パートタイム労働者）(C) 度数：55411，平均値：990，標準偏差：391.48

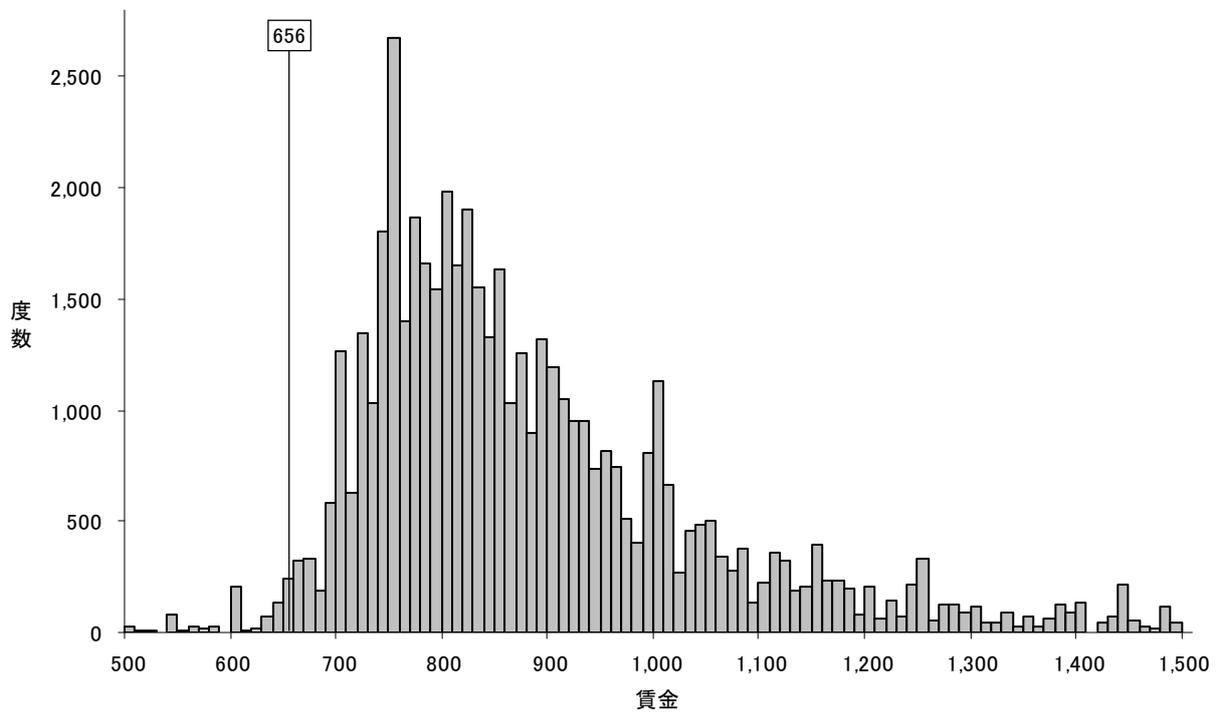


図2-77 和歌山（パートタイム労働者）(C) 度数：36842，平均値：869，標準偏差：293.87

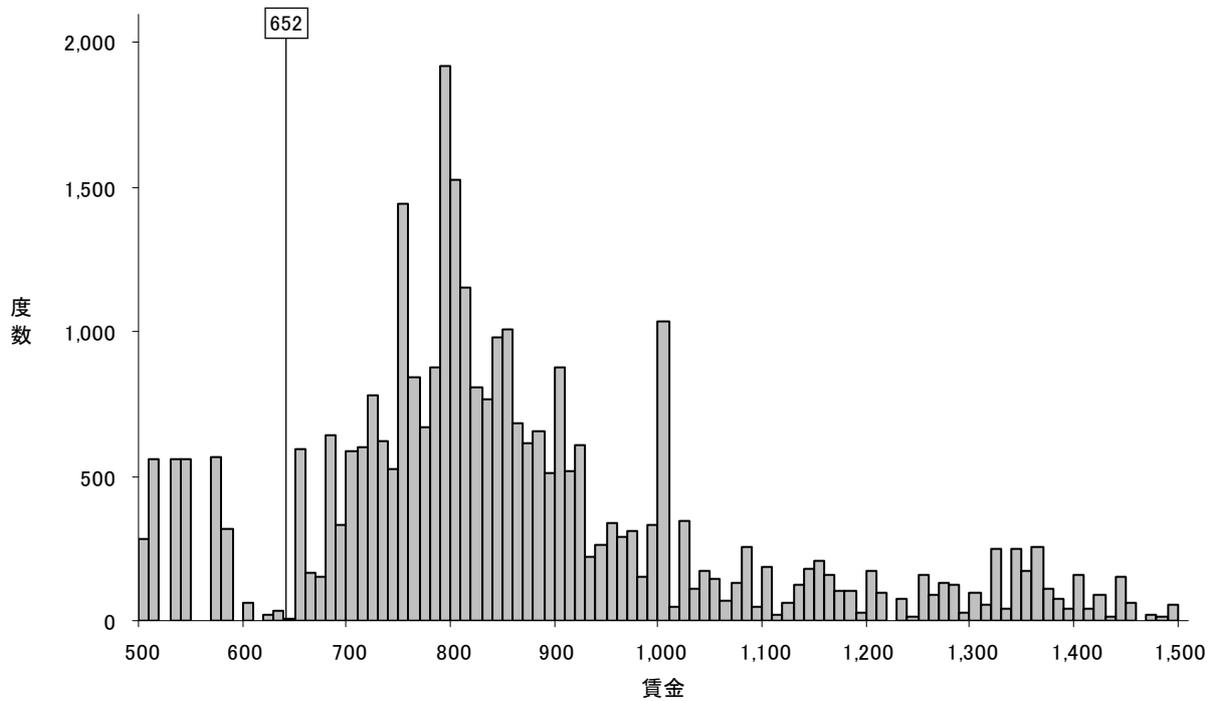


図2-78 鳥取（パートタイム労働者）(D) 度数：25559，平均値：876，標準偏差：275.20

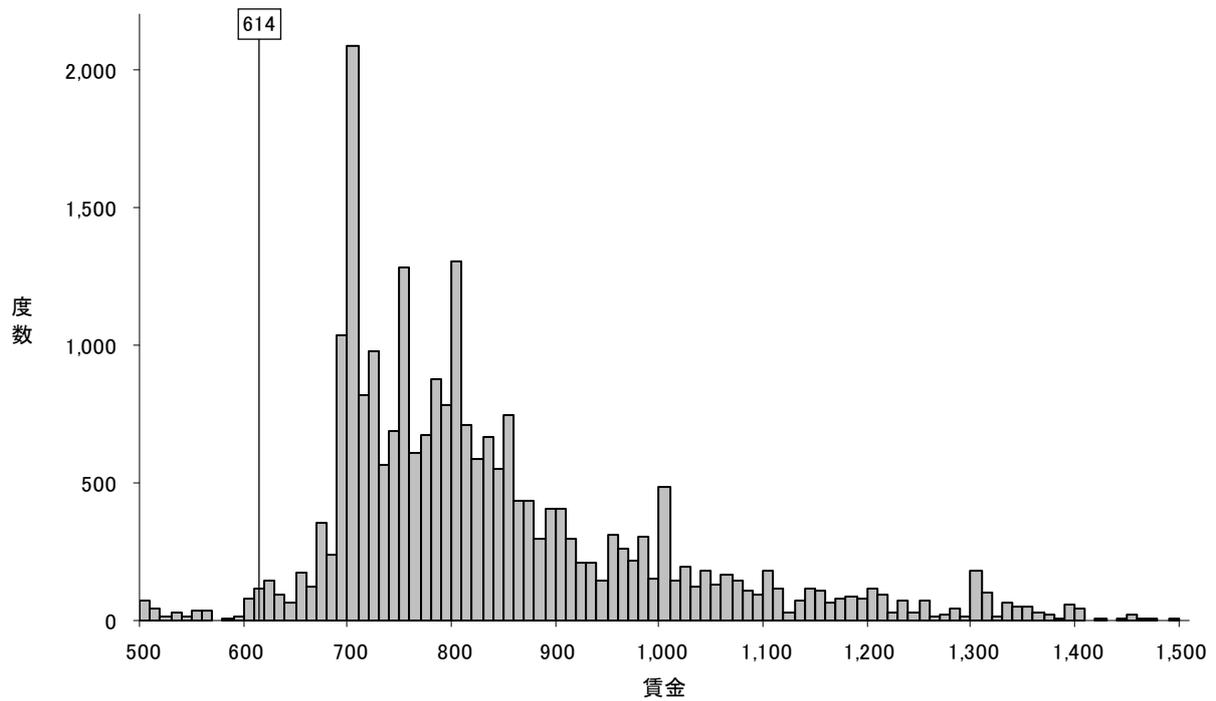


図2-79 島根（パートタイム労働者）(D) 度数：27568，平均値：903，標準偏差：309.78

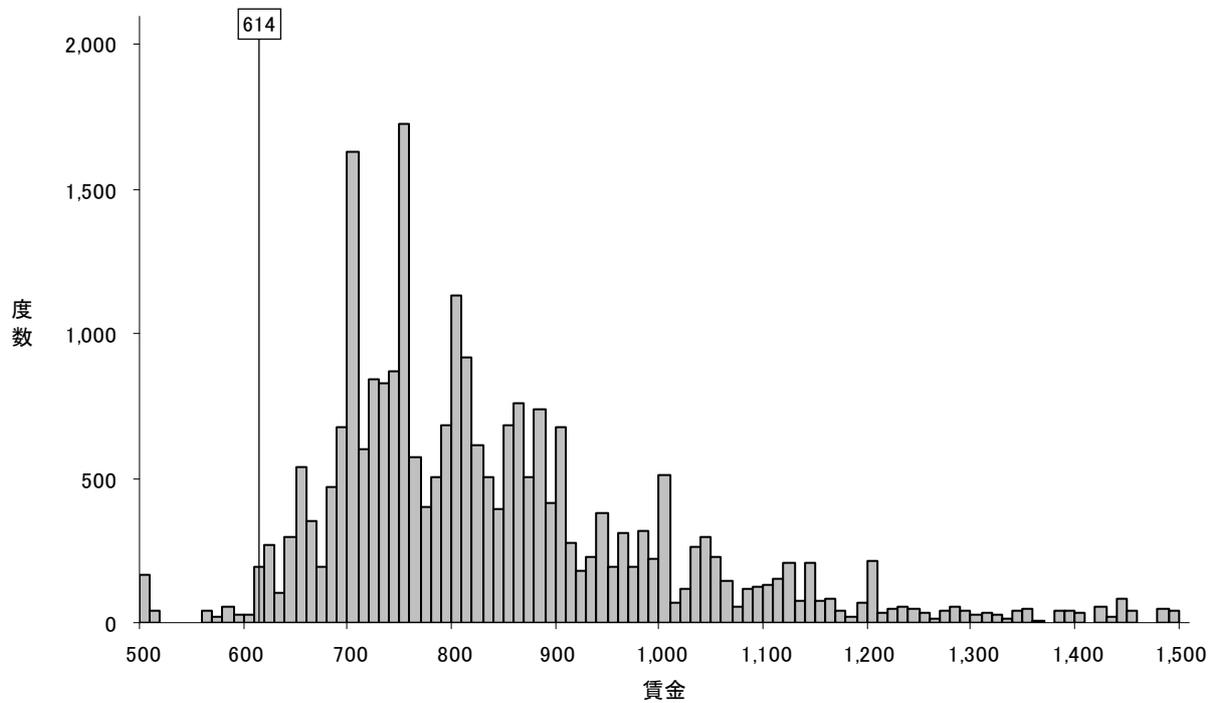


図2-90 岡山（パートタイム労働者）(C) 度数：65475，平均値：921，標準偏差：328.96

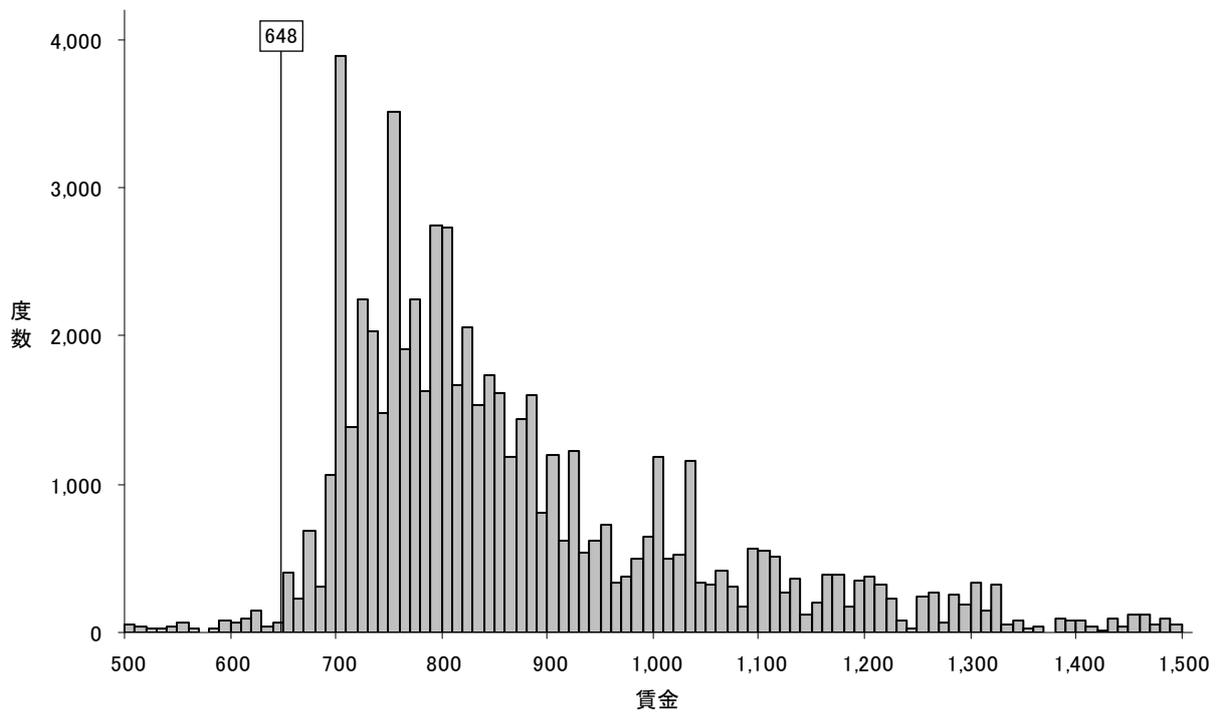


図2-81 広島（パートタイム労働者）(B) 度数：148193，平均値：961，標準偏差：378.17

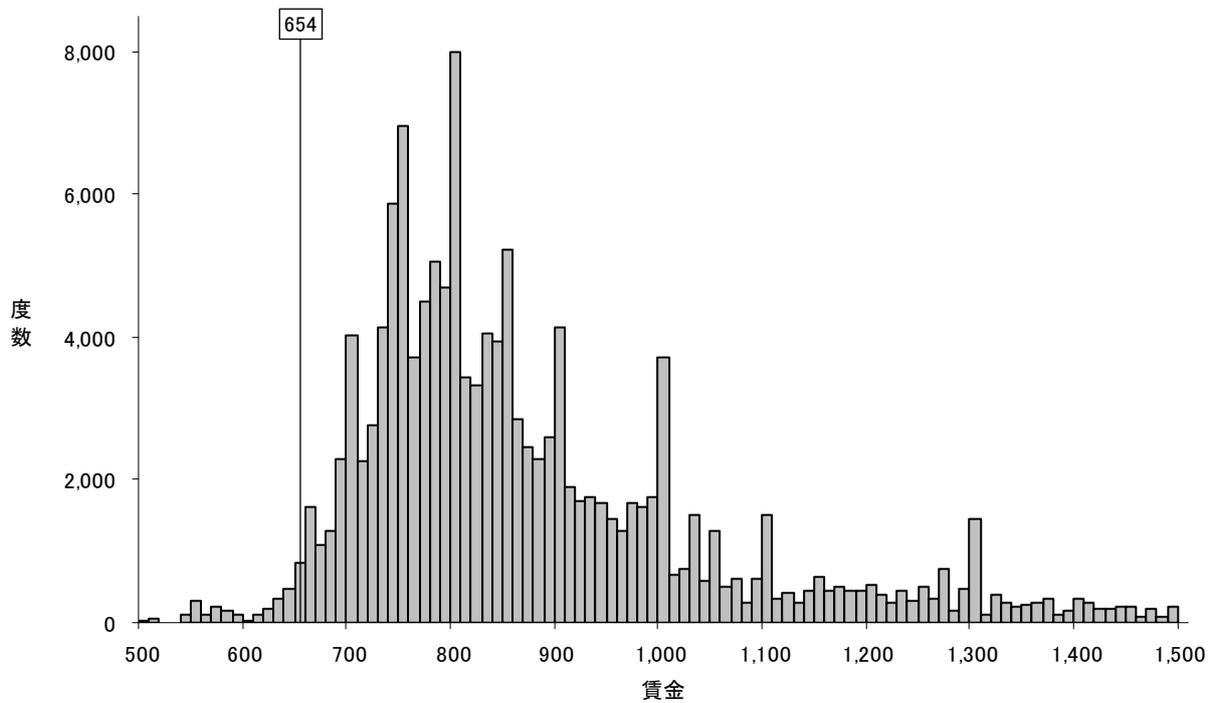


図 2-82 山口（パートタイム労働者）(C) 度数：76907，平均値：896，標準偏差：322.86

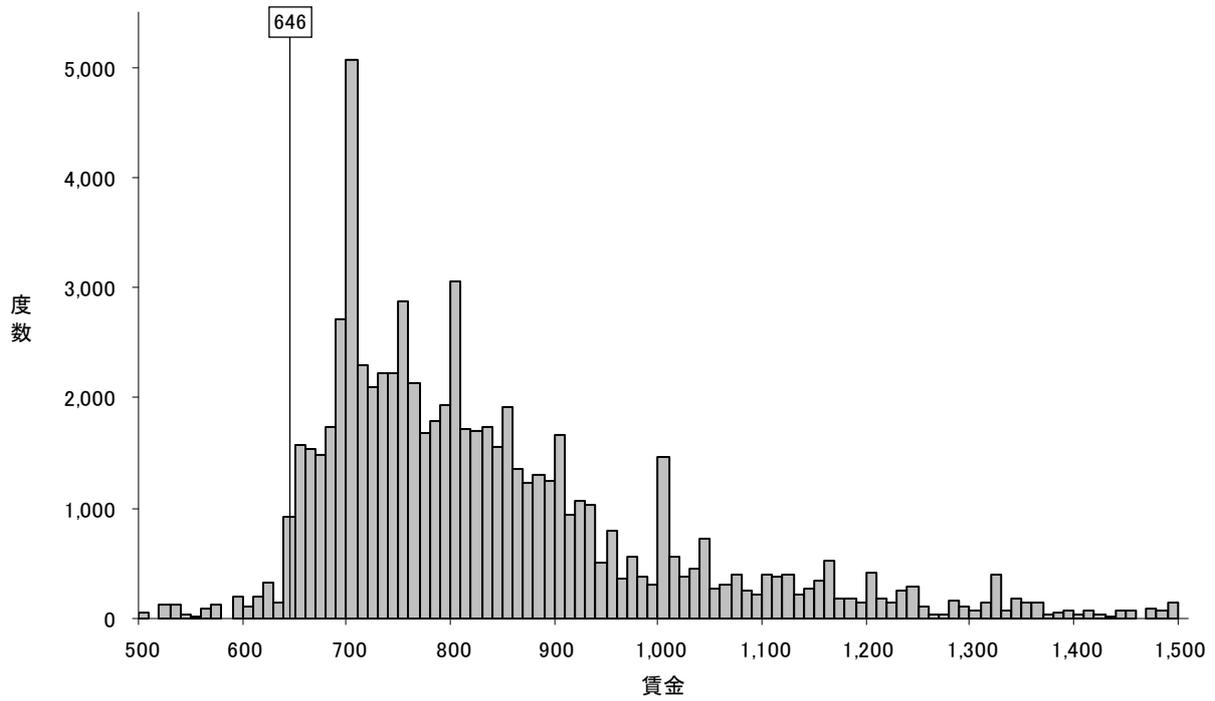


図 2-83 徳島（パートタイム労働者）(D) 度数：22232，平均値：890，標準偏差：291.11

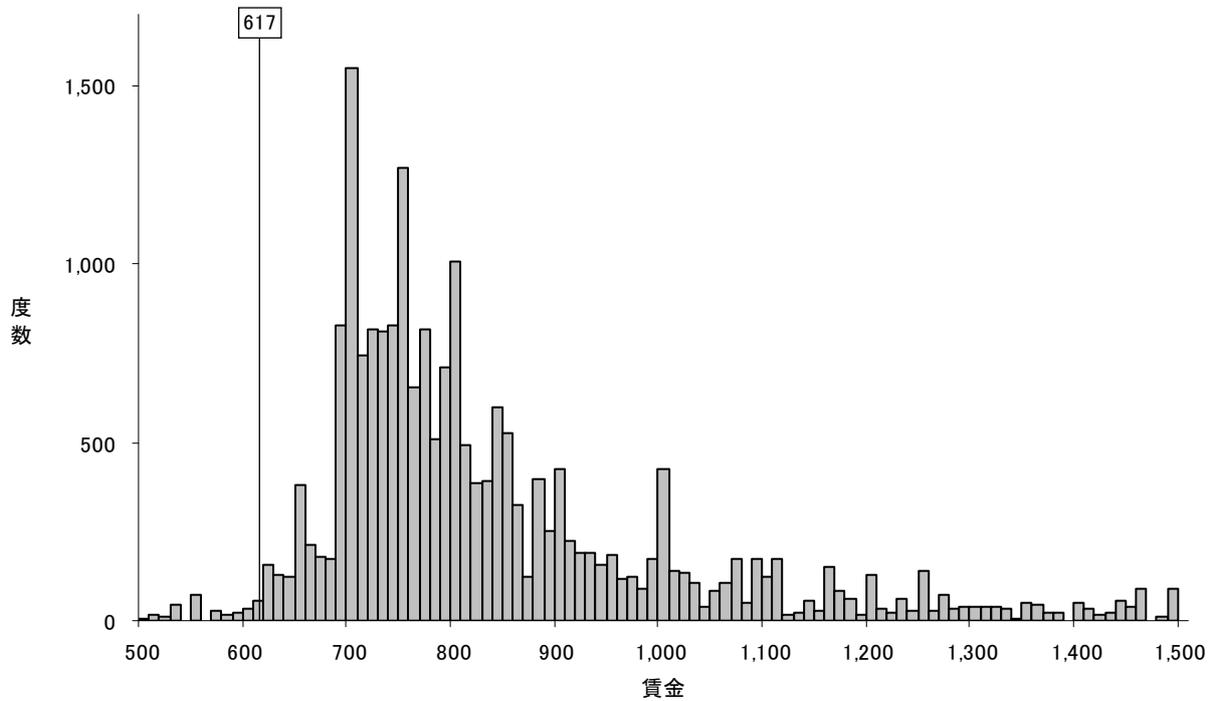


図 2-84 香川（パートタイム労働者）(C) 度数：36541，平均値：933，標準偏差：303.34

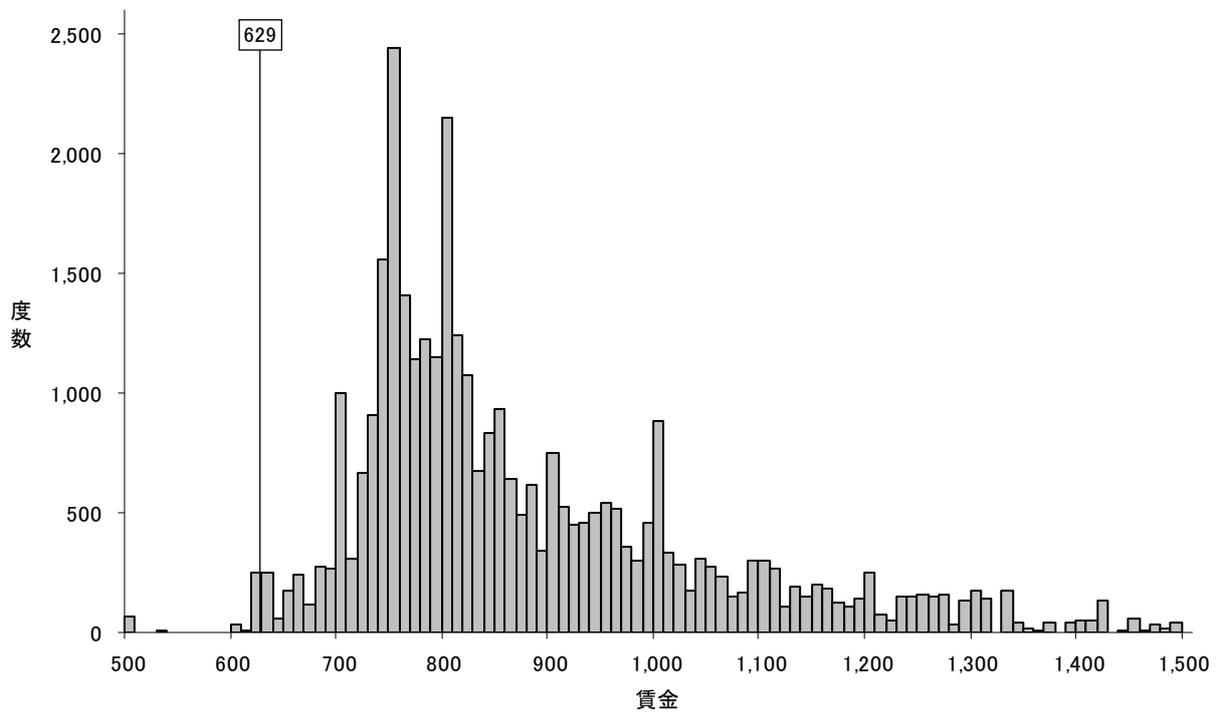


図 2-85 愛媛（パートタイム労働者）(D) 度数：57803，平均値：881，標準偏差：320.52

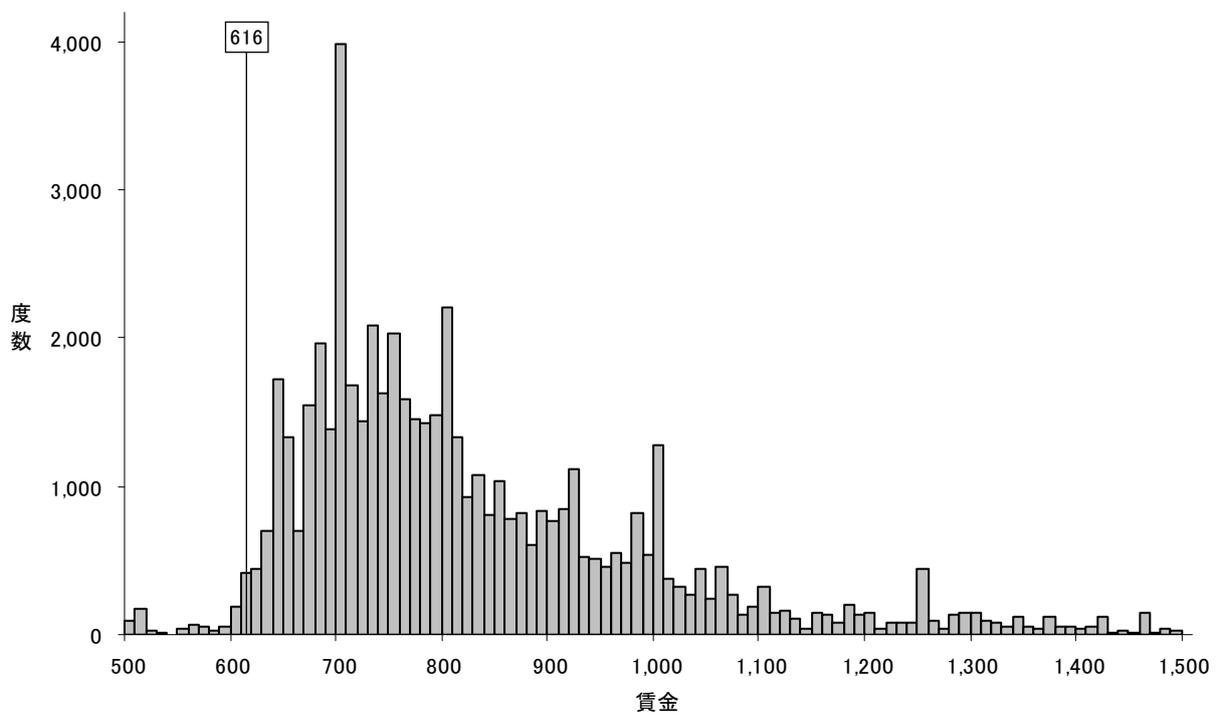


図 2-86 高知（パートタイム労働者）(D) 度数：21590，平均値：882，標準偏差：318.73

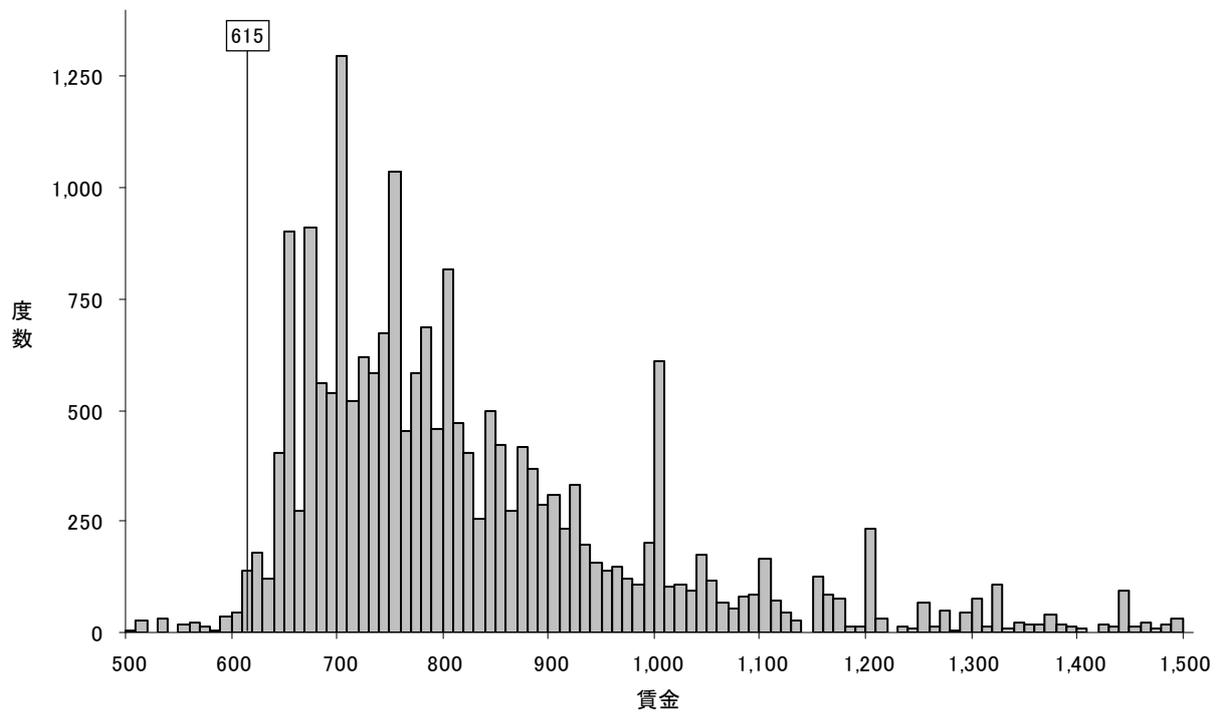


図 2-87 福岡（パートタイム労働者）(C) 度数：183849，平均値：895，標準偏差：344.78

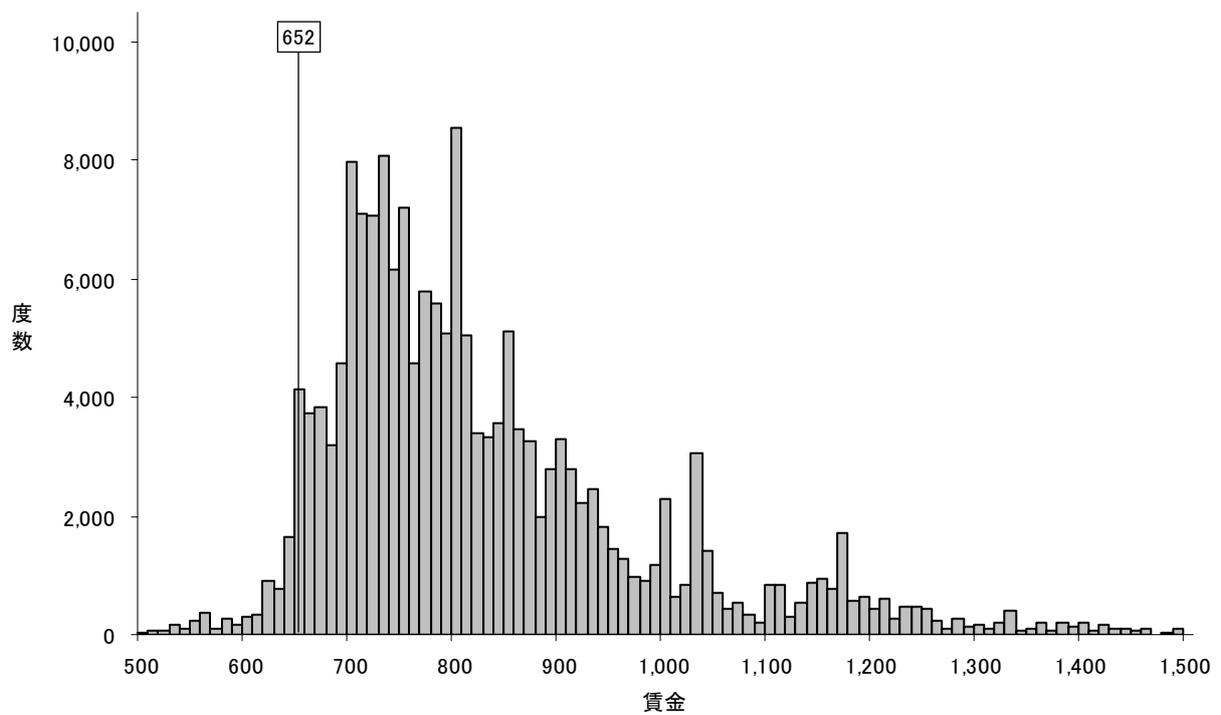


図 2-88 佐賀（パートタイム労働者）(D) 度数：32234，平均値：862，標準偏差：291.61

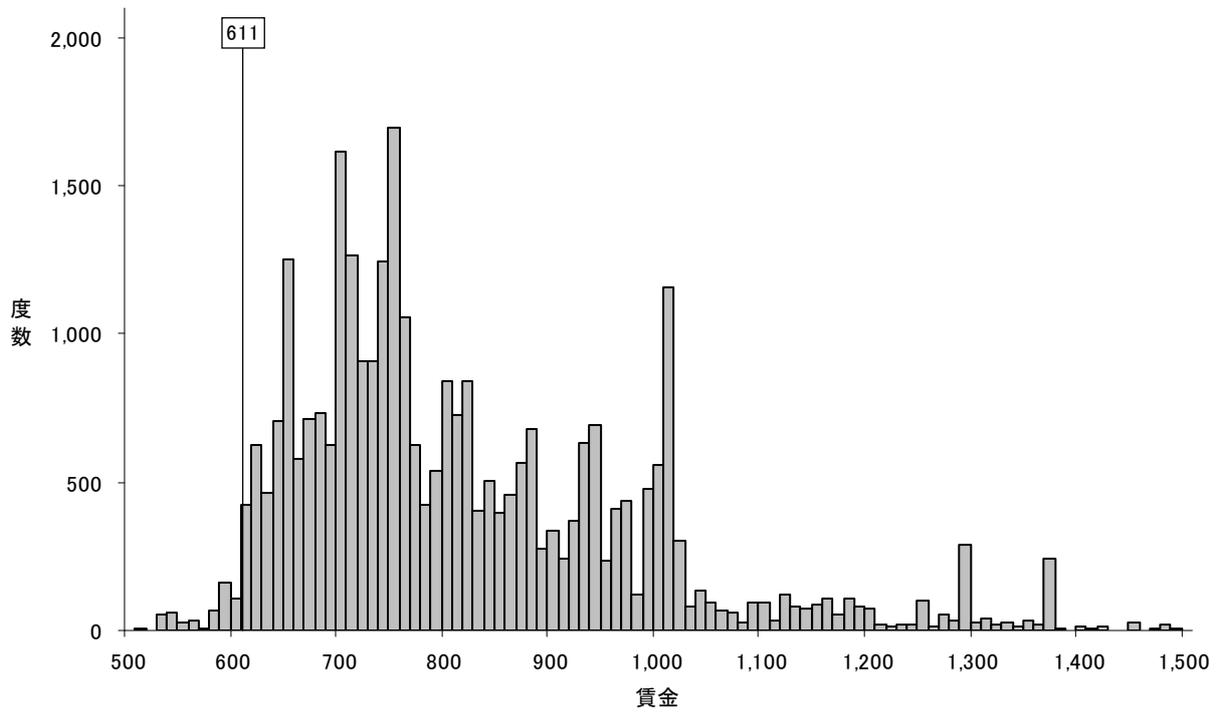


図 2-89 長崎（パートタイム労働者）(D) 度数：41402，平均値：872，標準偏差：294.14

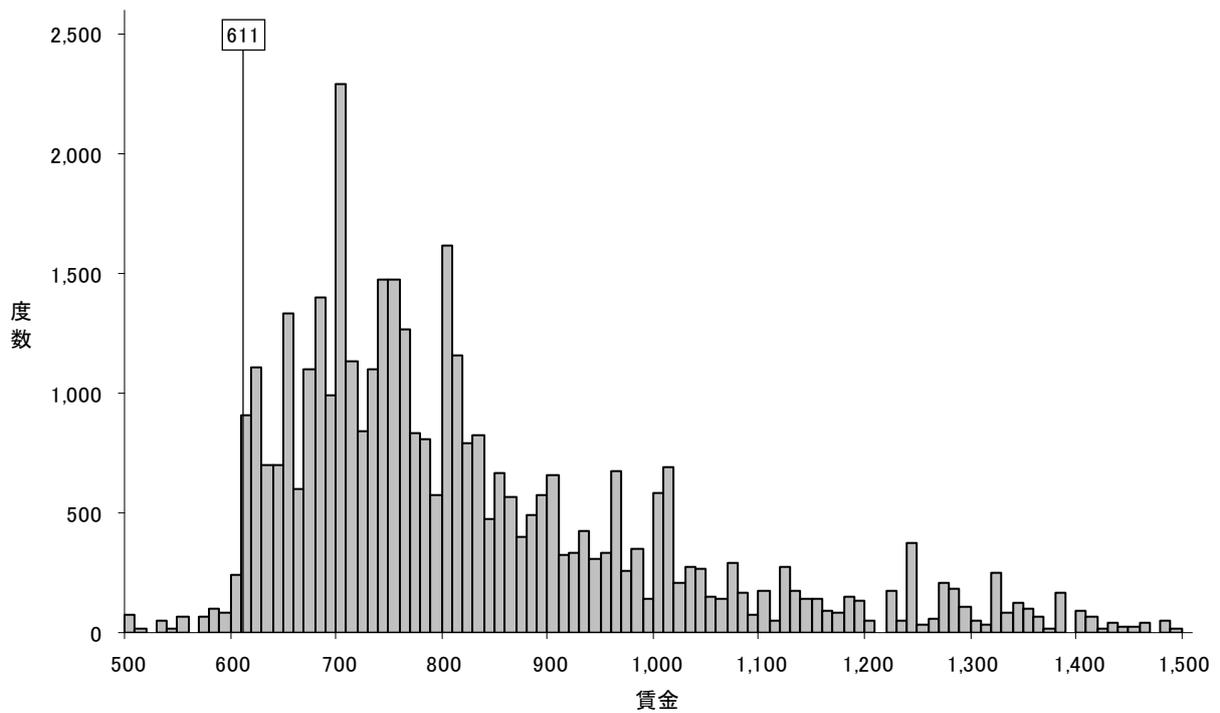


図2-90 熊本（パートタイム労働者）(D) 度数：75024，平均値：835，標準偏差：280.79

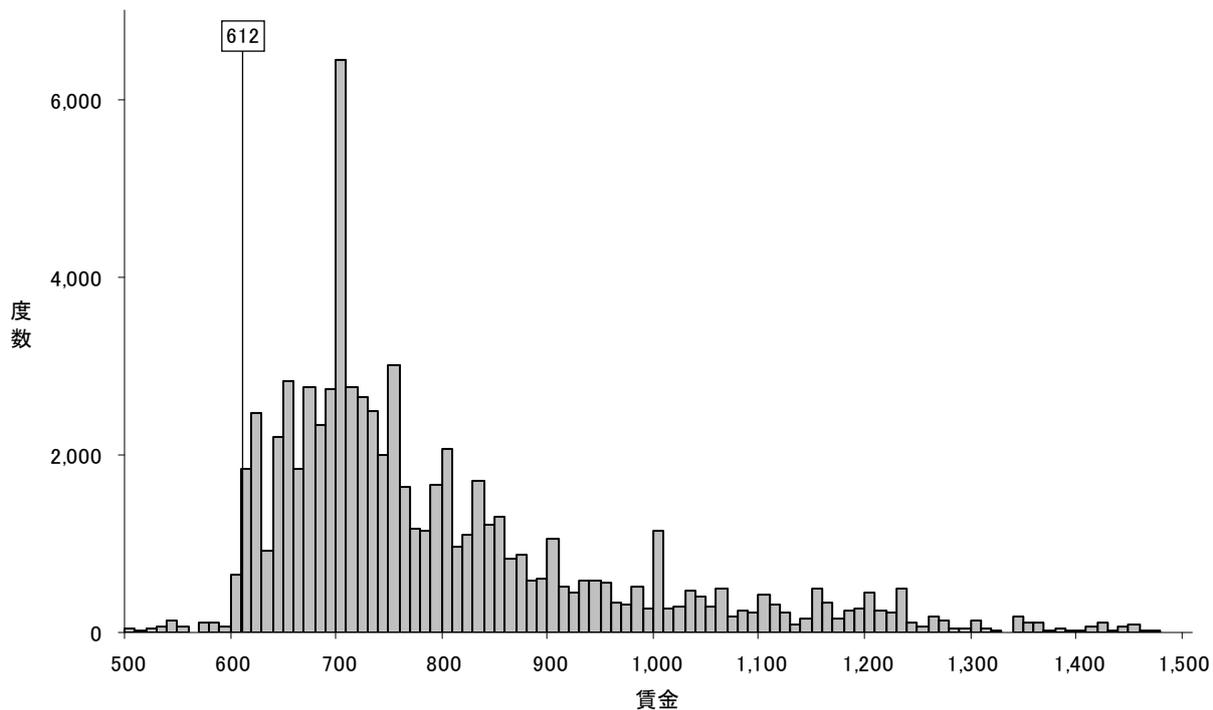


図2-91 大分（パートタイム労働者）(D) 度数：33276，平均値：852，標準偏差：312.57

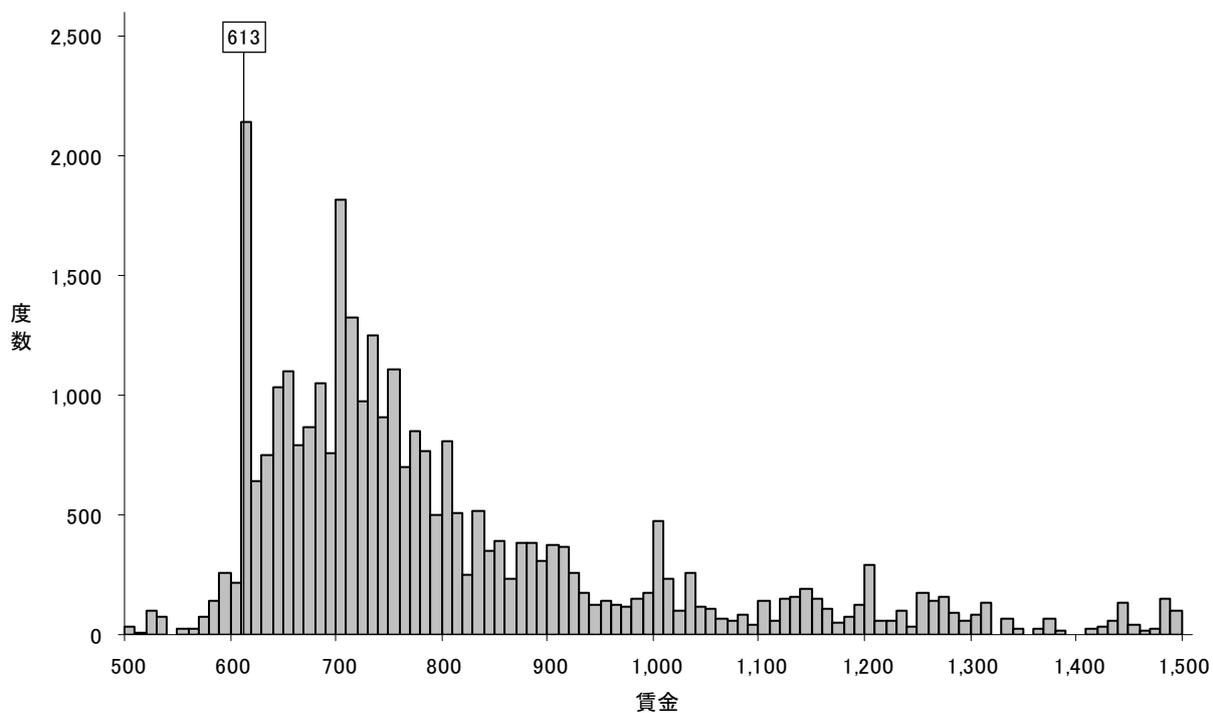


図2-92 宮崎（パートタイム労働者）(D) 度数：40458，平均値：829，標準偏差：279.11

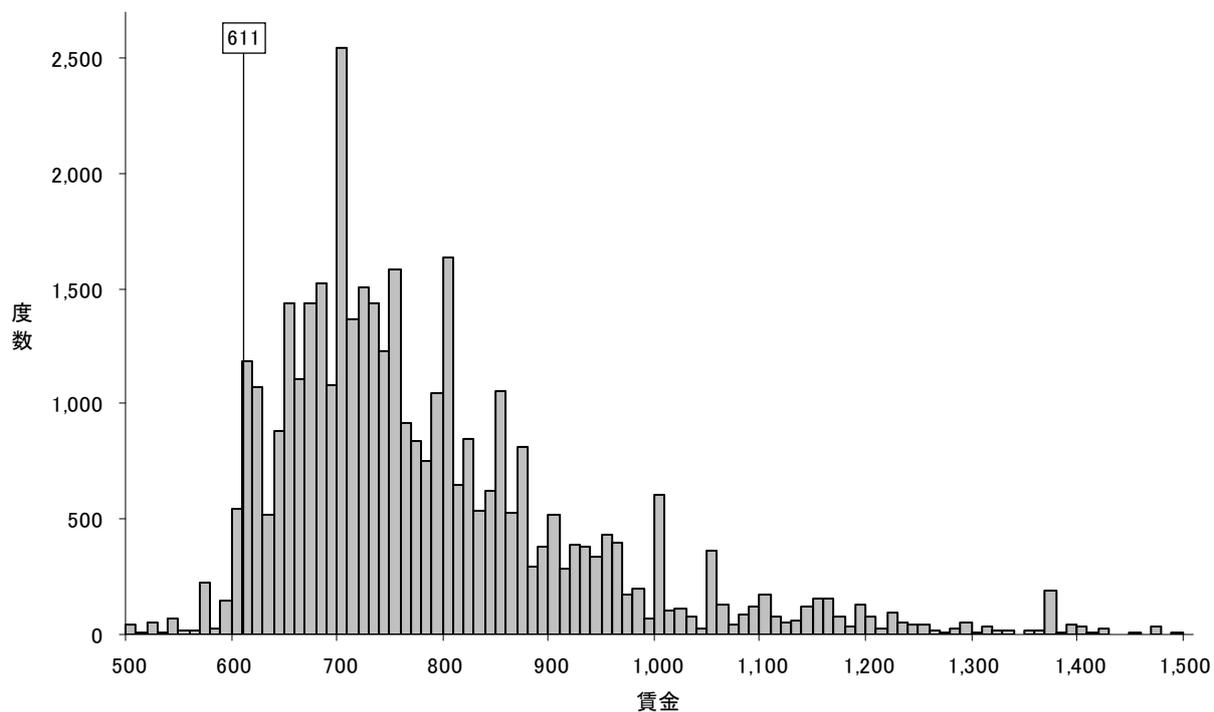


図2-93 鹿児島（パートタイム労働者）(D) 度数：60931，平均値：824，標準偏差：284.08

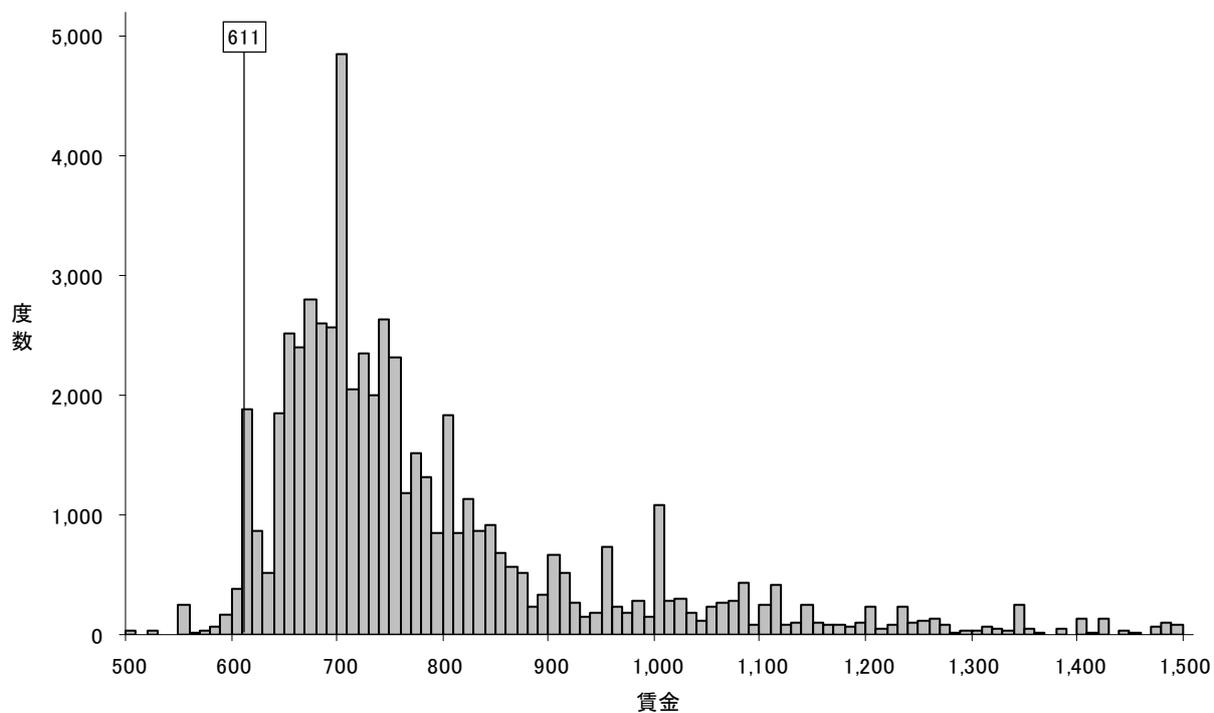
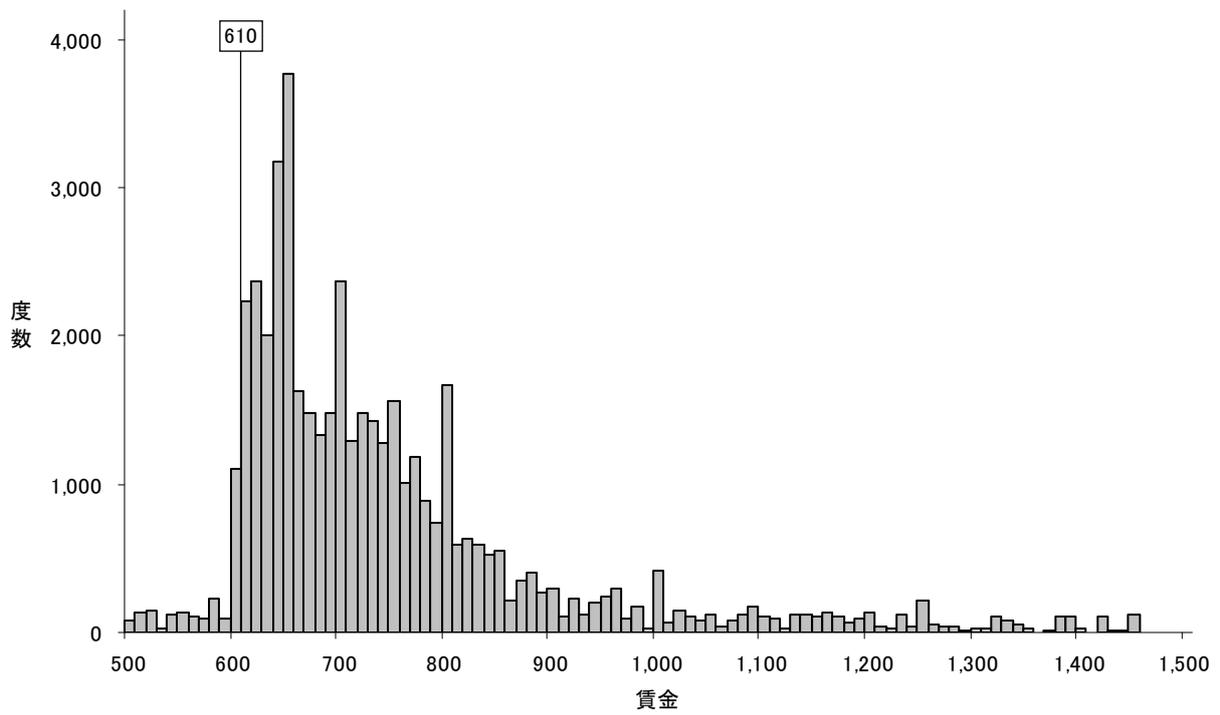


図2-94 沖縄（パートタイム労働者）(D) 度数：48705，平均値：791，標準偏差：289.12



第3章 地域別最低賃金額との乖離額・乖離幅

表3-1は、各都道府県別に一般労働者及びパートタイム労働者について、平均賃金、中位賃金、さらに低賃金層として第1・十分位の賃金（以下「平均賃金等」）と地域別最低賃金額との乖離額と乖離幅を示した結果である。地域別最低賃金額と平均賃金等との乖離の程度をみることによって、地域別最低賃金近辺への労働者の張り付き状況を測定するものである。乖離幅は、平均賃金等と地域別最低賃金額との乖離額を平均賃金等で割った値である。平均賃金等が高くなるほど乖離額も高くなる傾向にあることから、変動係数のように乖離額を平均賃金等で調整した値である。この値が大きいほど地域別最低賃金額と平均賃金等の乖離の程度が大きいことになる。なお、特にパートタイム労働者の集計はサンプル数が少ないため、数値のぶれ（一部のサンプルの影響）が出ているようであり、留意が必要である。特に低賃金層の数値は留意が必要である。

一般労働者は、平均賃金と地域別最低賃金額との乖離は、全国平均で乖離額 1130 円、乖離幅 0.627、最低が沖縄で同 703 円、0.536、最大が東京で同 1605 円、0.691 となっており、乖離額は全国的に見て 900～1000 円程度が多く、かなり差がある。中位賃金と地域別最低賃金額との乖離も、全国平均で乖離額 871 円、乖離幅 0.564、最低が沖縄で同 474 円、0.437、最大が東京で同 1241 円、0.633 とやはり大きい。第1・十分位の賃金と地域別最低賃金額との乖離では、全国平均で乖離額 239 円、乖離幅 0.262 で、多くの県で乖離額が 200 円台であり、差が小さくなっている。最低が沖縄で乖離額 88 円、乖離幅 0.127 と近接している（最大が東京で同 461 円、0.391）。

パートタイム労働者の場合、平均賃金と地域別最低賃金額との乖離は、全国平均で乖離額 312 円、乖離幅 0.317 で、多くの県で同 200 円台、0.2 台であり、中位賃金と地域別最低賃金額との乖離も、全国平均で同 209 円、0.237 で、多くの県で同 100 円台、0.2 台となり、差が一般労働者よりかなり小さくなっている。平均賃金、中位賃金とも、最低は沖縄で、平均賃金との乖離は乖離額 181 円、乖離幅 0.229、中位賃金との乖離は同 97 円、0.138 であり、最高は東京で、平均賃金との乖離は同 447 円、0.383、中位賃金との乖離は同 298 円、0.293。第1・十分位の賃金と地域別最低賃金額との乖離では、全国平均で乖離額 33 円、乖離幅 0.047 とかなり地域別最低賃金額と近接している。特に和歌山は地域別最低賃金額を下回り、北海道、青森、秋田、大分、沖縄等では 10～20 円前後とほとんど差がない。ただし、和歌山県のパートタイム労働者の数値は異常値と考えられ、一部低い数値のサンプルが偶然に該当し、（復元倍率で割り戻したとき、）その影響が強く出たものと考えられる。

表3-1 地域別最低賃金額と平均賃金等の乖離状況（平成19年）

① 一般労働者

	最低賃金額 (円)	平均賃金			中位賃金			第1・十分位			目安 ランク
		金額 (円)	乖離額 (円)	乖離幅	金額 (円)	乖離額 (円)	乖離幅	金額 (円)	乖離額 (円)	乖離幅	
北海道	644	1530	886	0.579	1305	661	0.507	804	160	0.199	C
青森	610	1330	720	0.541	1143	533	0.466	730	120	0.165	D
岩手	610	1374	764	0.556	1214	604	0.498	760	150	0.197	D
宮城	628	1739	1111	0.639	1529	901	0.589	846	218	0.258	C
秋田	610	1494	884	0.592	1245	635	0.510	754	144	0.191	D
山形	613	1404	791	0.564	1262	649	0.514	805	192	0.239	D
福島	618	1501	883	0.588	1314	696	0.530	831	213	0.256	C
茨城	655	1751	1096	0.626	1523	868	0.570	923	268	0.290	C
栃木	657	1706	1049	0.615	1498	841	0.561	898	241	0.268	B
群馬	654	1637	983	0.600	1484	830	0.559	918	264	0.287	C
埼玉	687	1774	1087	0.613	1601	914	0.571	981	294	0.300	B
千葉	687	1818	1131	0.622	1571	884	0.563	984	297	0.302	A
東京	719	2324	1605	0.691	1960	1241	0.633	1180	461	0.391	A
神奈川	717	2032	1315	0.647	1747	1030	0.589	1055	338	0.320	A
新潟	648	1497	849	0.567	1322	674	0.510	829	181	0.218	C
富山	652	1580	928	0.587	1391	739	0.531	900	248	0.276	B
石川	652	1592	940	0.590	1409	757	0.537	883	231	0.261	C
福井	649	1569	920	0.586	1369	720	0.526	849	200	0.236	C
山梨	655	1672	1017	0.608	1477	822	0.557	911	256	0.281	C
長野	655	1618	963	0.595	1437	782	0.544	918	263	0.287	B
岐阜	675	1589	914	0.575	1392	717	0.515	906	231	0.255	C
静岡	682	1706	1024	0.600	1513	831	0.549	930	248	0.267	B
愛知	694	1902	1208	0.635	1680	986	0.587	1023	329	0.322	A
三重	675	1716	1041	0.607	1508	833	0.552	918	243	0.265	B
滋賀	662	1757	1095	0.623	1543	881	0.571	937	275	0.294	B
京都	686	1827	1141	0.625	1552	866	0.558	932	246	0.264	B
大阪	712	1944	1232	0.634	1673	961	0.574	1031	319	0.309	A
兵庫	683	1786	1103	0.617	1560	877	0.562	928	245	0.264	B
奈良	656	1729	1073	0.621	1488	832	0.559	849	193	0.227	C
和歌山	652	1558	906	0.581	1362	710	0.521	835	183	0.220	C
鳥取	614	1409	795	0.564	1250	636	0.509	812	198	0.244	D
島根	614	1438	824	0.573	1255	641	0.511	817	203	0.249	D
岡山	648	1643	995	0.606	1438	790	0.549	919	271	0.295	C
広島	654	1641	987	0.602	1432	778	0.543	877	223	0.254	B
山口	646	1594	948	0.595	1363	717	0.526	862	216	0.250	C
徳島	617	1599	982	0.614	1406	789	0.561	846	229	0.271	D
香川	629	1653	1024	0.620	1417	788	0.556	881	252	0.286	C
愛媛	616	1551	935	0.603	1349	733	0.543	847	231	0.272	D
高知	615	1499	884	0.590	1322	707	0.535	817	202	0.248	D
福岡	652	1659	1007	0.607	1417	765	0.540	858	206	0.240	C
佐賀	611	1437	826	0.575	1260	649	0.515	787	176	0.224	D
長崎	611	1442	831	0.576	1236	625	0.506	755	144	0.191	D
熊本	612	1434	822	0.573	1237	625	0.505	799	187	0.234	D
大分	613	1502	889	0.592	1301	688	0.529	779	166	0.213	D
宮崎	611	1353	742	0.548	1180	569	0.482	744	133	0.179	D
鹿児島	611	1417	806	0.569	1205	594	0.493	751	140	0.187	D
沖縄	610	1313	703	0.536	1084	474	0.437	698	88	0.127	D
全国	673	1803	1130	0.627	1544	871	0.564	912	239	0.262	

(注) 乖離幅 = $\frac{\text{平均賃金 (中位賃金、第1・十分位賃金)} - \text{地域別最低賃金}}{\text{平均賃金 (中位賃金、第1・十分位賃金)}}$

表3-1 地域別最低賃金額と平均賃金等の乖離状況（平成19年）

② パートタイム労働者

	最低賃金額	平均賃金			中位賃金			第1・十分位			目安 ランク
	(円)	金額 (円)	乖離額 (円)	乖離幅	金額 (円)	乖離額 (円)	乖離幅	金額 (円)	乖離額 (円)	乖離幅	
北海道	644	856	212	0.248	762	118	0.154	652	8	0.012	C
青森	610	826	216	0.262	750	140	0.187	625	15	0.024	D
岩手	610	839	229	0.273	777	167	0.215	650	40	0.062	D
宮城	628	953	325	0.341	836	208	0.249	673	45	0.067	C
秋田	610	825	215	0.261	749	139	0.186	628	18	0.029	D
山形	613	877	264	0.301	790	177	0.224	666	53	0.079	D
福島	618	883	265	0.300	799	181	0.226	661	43	0.065	C
茨城	655	953	298	0.313	872	217	0.249	727	72	0.099	C
栃木	657	916	259	0.283	840	183	0.218	707	50	0.071	B
群馬	654	1005	351	0.350	882	228	0.259	748	94	0.126	C
埼玉	687	1004	317	0.316	900	213	0.237	770	83	0.108	B
千葉	687	1024	337	0.329	912	225	0.247	769	82	0.106	A
東京	719	1166	447	0.383	1017	298	0.293	815	96	0.118	A
神奈川	717	1028	311	0.303	938	221	0.236	789	72	0.091	A
新潟	648	925	277	0.299	827	179	0.217	696	48	0.069	C
富山	652	1001	349	0.349	885	233	0.263	742	90	0.121	B
石川	652	965	313	0.324	855	203	0.238	717	65	0.091	C
福井	649	928	279	0.301	848	199	0.234	705	56	0.079	C
山梨	655	993	338	0.341	872	217	0.249	739	84	0.113	C
長野	655	979	324	0.331	871	216	0.248	730	75	0.103	B
岐阜	675	956	281	0.294	851	176	0.207	734	59	0.080	C
静岡	682	967	285	0.295	889	207	0.233	734	52	0.071	B
愛知	694	1021	327	0.320	907	213	0.235	759	65	0.086	A
三重	675	948	273	0.288	875	200	0.229	748	73	0.097	B
滋賀	662	963	301	0.312	863	201	0.232	727	65	0.089	B
京都	686	1023	337	0.329	900	214	0.238	750	64	0.086	B
大阪	712	1028	316	0.307	900	188	0.209	771	59	0.077	A
兵庫	683	953	270	0.284	855	172	0.201	731	48	0.065	B
奈良	656	990	334	0.338	860	204	0.237	729	73	0.100	C
和歌山	652	869	217	0.249	813	161	0.198	539	-113	-0.209	C
鳥取	614	876	262	0.299	802	188	0.234	699	85	0.122	D
島根	614	903	289	0.320	814	200	0.246	688	74	0.108	D
岡山	648	921	273	0.297	825	177	0.215	703	55	0.078	C
広島	654	961	307	0.319	843	189	0.224	712	58	0.082	B
山口	646	896	250	0.279	801	155	0.194	679	33	0.049	C
徳島	617	890	273	0.307	796	179	0.225	697	80	0.114	D
香川	629	933	304	0.326	832	203	0.244	729	100	0.137	C
愛媛	616	881	265	0.301	792	176	0.222	664	48	0.072	D
高知	615	882	267	0.302	790	175	0.222	665	50	0.075	D
福岡	652	895	243	0.271	800	148	0.185	679	27	0.040	C
佐賀	611	862	251	0.291	780	169	0.217	650	39	0.060	D
長崎	611	872	261	0.299	787	176	0.224	647	36	0.056	D
熊本	612	835	223	0.267	748	136	0.182	644	32	0.050	D
大分	613	852	239	0.281	748	135	0.181	618	5	0.008	D
宮崎	611	829	218	0.263	751	140	0.186	640	29	0.045	D
鹿児島	611	824	213	0.258	739	128	0.174	648	37	0.057	D
沖縄	610	791	181	0.229	707	97	0.138	619	9	0.015	D
全国	673	985	312	0.317	882	209	0.237	706	33	0.047	

第4章 地域別にみた低賃金労働者の状況

低賃金労働者の割合について、地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.05未満、地域別最低賃金額×1.1未満、地域別最低賃金額×1.15未満を分析した結果を示す。地域別最低賃金額×1.05未満の割合というのは、地域別最低賃金を満たすぎりぎりの水準で働いている労働者がどの程度いるかを測定する指標である。また、地域別最低賃金額×1.1という賃

金水準は、地域別最低賃金額に1割上乗せした額（およそ60～70円）であり、地域別最低賃金の引き上げに伴うスピルオーバー効果により、地域別最低賃金引き上げの影響を受けるものと考えられる層である。同様に、地域別最低賃金額×1.15という賃金水準も、地域別最低賃金額に90～110円程度上乗せした額であり、地域別最低賃金引き上げの影響が及ぶ範囲ではないかと考えられる。

表4-1は、一般労働者について賃金分布状況を都道府県別に示した結果である。地域別最低賃金未満率は沖縄の2.62%が目立って高いが、多くの県で1%未満であり、全国計で0.70%となっている。地域別最低賃金額×1.05未満の割合は沖縄4.83%、青森3.15%等が高いものの、全国計で1.21%であり、地域別最低賃金近辺に張り付いている状況とはいえない。地域別最低賃金額×1.1未満の割合は沖縄7.53%、青森5.14%等が高いものの、全国計で1.90%であり、全体としては地域別最低賃金近辺に張り付いている状況とはいえない。地域別最低賃金額×1.15未満の割合でも沖縄10.86%、次いで青森7.74%と東北、九州等で6%程度がみられるものの、全国計で2.83%と、こうした地域を除けば全体としては地域別最低賃金近辺に張り付いている状況といえない。

次は、パートタイム労働者の状況である。表4-2はパートタイム労働者について賃金分布状況を都道府県別に示した結果である。まず、地域別最低賃金未満率は、和歌山で15.97%と非常に高い数値で（サンプル要因によるブレが反映されていると考えられる。）、沖縄6.75%、大分8.30%、青森5.16%と5%以上の県が見られ、全国計も2.62%と、一般労働者よりその割合が高い。

地域別最低賃金額×1.05未満の割合をみると、沖縄（20.31%）、北海道（19.73%）、和歌山（18.89%）で20%前後、大分（15.98%）、青森（13.88%）、秋田（13.71%）、福岡（11.13%）、宮崎（10.46%）で10%超となっている。九州は佐賀、長崎、熊本、鹿児島も7～9%台で全体的に割合が高い。他方、群馬（1.48%）、香川（2.52%）、山梨（2.79%）、富山（2.95%）では3%未満と低くなっている。全国計では、6.52%となっている。（地域別最低賃金額×1.05未満の割合）－（地域別最低賃金額未満率）を計算すると、北海道（15.25ポイント）、沖縄（13.56ポイント）、秋田（10.49ポイント）で10ポイント超となっている。これらの道県では、地域別最低賃金額から30～35円程度という非常に低い賃金額の範囲内にパートタイム労働者の10%を超える労働者がおり、かなり高い張り付き度合といえる（全国計では3.89ポイント）。他方、山梨（0.68ポイント）、群馬（0.91ポイント）、長野（1.06ポイント）、鳥取（1.17ポイント）、東京（1.35ポイント）、富山（1.36ポイント）、茨城（1.40ポイント）、香川（1.43ポイント）、石川（1.51ポイント）、福井（1.63ポイント）、徳島（1.71ポイント）、奈良（1.82ポイント）、埼玉（1.92ポイント）等は張り付き度合が低くなっている。

地域別最低賃金額×1.1未満の割合では、沖縄（37.56%）、北海道（32.25%）が30%を超え、青森（27.25%）、大分（24.46%）、山口（23.40%）、秋田（23.28%）、和歌山（23.18%）、福岡（21.69%）で20%を超える高い率となっている。他方、香川（4.32%）、群馬（4.64%）、

富山 (5.40%)、鳥取 (5.86%)、東京 (6.17%)、徳島 (6.87%) 等で低くなっている。全国計では 12.64% であり、多くの道府県で 10% を超えている。(地域別最低賃金額×1.1 未満の割合) - (地域別最低賃金額未満率) を計算すると、沖縄 (30.81 ポイント)、北海道 (27.77 ポイント)、青森 (22.09 ポイント)、秋田 (20.06 ポイント)、山口 (19.93 ポイント) 等で高くなっている。他方、香川 (3.23 ポイント)、東京 (3.31 ポイント)、鳥取 (3.50 ポイント)、富山 (3.81 ポイント)、群馬 (4.07 ポイント)、徳島 (5.23 ポイント)、埼玉 (6.04 ポイント)、山梨 (6.10 ポイント)、石川 (6.11 ポイント)、島根 (6.65 ポイント) 等で低くなっている。全国計では 10.01 ポイントであり、九州は各県とも全国平均を上回っている。

地域別最低賃金額×1.15 未満の割合では、沖縄 (47.94%)、北海道 (43.03%) が 40% を超え、青森 (37.21%)、鹿児島 (36.55%)、大分 (35.44%)、秋田 (35.27%)、熊本 (35.08%)、福岡 (34.29%)、宮崎 (32.36%)、山口 (32.15%) で 30% を超え、高い率となっている。他方、香川 (9.05%)、東京 (11.36%)、富山 (11.78%)、群馬 (12.82%)、埼玉 (13.08%)、千葉 (14.00%)、山梨 (15.00%)、長野 (15.36%)、茨城 (15.55%) 等では低くなっている。全国計では 21.28% (多くの道府県で 20% 超) と高くなっている。

以上の表からの結果をまとめると、以下のようなになる。

一般労働者については、基本的に、地域別最低賃金額の近辺に労働者が張り付いている状況は確認できない。

パートタイム労働者については、地域別最低賃金額の近辺における賃金の張り付き状況は、都道府県によって大きく異なっている。北海道、青森、秋田、山口、福岡、大分、宮崎、沖縄等は低賃金労働者の割合が他の都府県に比べかなり高い。これらの道県では、地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しているといえ、地域別最低賃金が賃金の下支え効果を一定程度果たしていると考えられる。一方、群馬、埼玉、東京、富山、山梨、長野、香川等では、低賃金労働者の割合が他の道府県に比べて低い。これらの都県では、地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しているとはいえず、地域別最低賃金が賃金の下支え効果を十分に果たしているとはいえないと考えられる。

目安のランク区分では、D ランクでは東北、九州の県では総じていえば地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しているが、D ランクでも鳥取、島根、徳島、愛媛、高知の県では地域別最低賃金額近辺の張り付き度合いは高くはない。C ランクでは、北海道、和歌山、福岡等、地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しているケースや茨城、群馬、香川のように地域別最低賃金額近辺の張り付き度合いが低いケース等、差が大きい。一方、B ランクでは、総じて言えば、地域別最低賃金額付近に多くの労働者が密集しているとはいえない。A ランクも地域別最低賃金額付近に多くの労働者が密集しているとはいえない。D ランクの東北、九州の県、C ランクの一部の地域等で地域別最低賃金額が賃金の下支え効果を一定程度果たしていると考えられる。

表4-1 低賃金労働者の分布状況（一般労働者）（平成19年）

	地域別最低賃金額 未満		地域別最低賃金額 ×1.05未満		地域別最低賃金額 ×1.1未満		地域別最低賃金額 ×1.15未満		復元後の全 体の人数 (人)	目安 ランク
	労働者数 (人)	全体に占め る割合(%)	労働者数 (人)	全体に占め る割合(%)	労働者数 (人)	全体に占め る割合(%)	労働者数 (人)	全体に占め る割合(%)		
北海道	9,480	1.21	19,719	2.51	30,966	3.94	45,467	5.79	785,327	C
青森	2,357	1.23	6,023	3.15	9,830	5.14	14,823	7.74	191,397	D
岩手	2,547	1.06	6,999	2.93	10,154	4.24	14,656	6.13	239,264	D
宮城	2,946	0.71	5,996	1.44	8,900	2.14	13,106	3.14	416,784	C
秋田	1,534	0.75	4,925	2.39	8,875	4.31	12,521	6.08	205,832	D
山形	975	0.47	3,157	1.53	4,779	2.31	8,792	4.25	207,012	D
福島	2,158	0.66	3,752	1.15	6,232	1.92	9,965	3.06	325,161	C
茨城	1,881	0.45	2,932	0.70	5,149	1.23	8,677	2.07	418,635	C
栃木	1,586	0.45	2,999	0.85	6,312	1.79	10,074	2.86	352,131	B
群馬	1,100	0.38	2,235	0.78	3,499	1.22	5,855	2.04	287,176	C
埼玉	5,081	0.59	7,767	0.91	10,799	1.26	15,879	1.85	857,710	B
千葉	3,278	0.46	5,488	0.77	8,079	1.13	11,378	1.60	711,970	A
東京	19,431	0.55	23,919	0.67	30,001	0.85	39,587	1.12	3,544,691	A
神奈川	5,967	0.55	7,993	0.74	11,229	1.04	16,785	1.56	1,076,863	A
新潟	5,334	1.16	9,176	1.99	13,947	3.03	20,101	4.37	460,348	C
富山	1,100	0.49	1,935	0.86	2,816	1.25	4,899	2.18	224,387	B
石川	1,176	0.56	2,419	1.16	4,029	1.93	6,015	2.89	208,271	C
福井	1,877	1.26	2,732	1.83	4,245	2.84	6,144	4.11	149,345	C
山梨	583	0.46	1,005	0.79	1,764	1.38	2,652	2.08	127,415	C
長野	1,488	0.38	2,312	0.58	4,507	1.14	6,763	1.71	395,251	B
岐阜	4,217	1.24	6,249	1.83	7,990	2.34	11,681	3.43	340,824	C
静岡	6,195	0.87	8,928	1.25	12,990	1.82	19,974	2.80	713,115	B
愛知	8,864	0.56	13,028	0.82	19,638	1.24	27,364	1.72	1,588,321	A
三重	2,219	0.71	3,467	1.11	6,099	1.95	9,202	2.95	312,409	B
滋賀	1,695	0.93	2,125	1.17	3,198	1.76	4,501	2.48	181,602	B
京都	2,842	0.82	4,206	1.21	6,557	1.89	10,140	2.92	347,742	B
大阪	8,829	0.64	13,517	0.98	23,473	1.70	32,337	2.35	1,377,236	A
兵庫	6,050	0.77	9,756	1.25	15,634	2.00	21,903	2.80	781,277	B
奈良	1,160	0.89	1,614	1.24	2,572	1.98	4,283	3.30	129,870	C
和歌山	596	0.57	1,137	1.09	2,592	2.48	3,959	3.79	104,489	C
鳥取	417	0.40	1,041	1.01	1,866	1.81	3,128	3.04	103,054	D
島根	1,200	0.98	1,911	1.56	2,668	2.17	3,999	3.26	122,693	D
岡山	2,116	0.70	2,690	0.89	4,043	1.34	6,567	2.18	301,315	C
広島	3,601	0.69	7,468	1.43	12,775	2.44	19,997	3.82	523,256	B
山口	1,367	0.51	3,129	1.16	5,613	2.09	9,450	3.52	268,589	C
徳島	642	0.58	1,426	1.29	2,382	2.16	3,708	3.36	110,461	D
香川	597	0.37	1,471	0.92	2,722	1.70	4,164	2.59	160,532	C
愛媛	1,174	0.53	3,088	1.38	5,181	2.32	7,717	3.45	223,512	D
高知	733	0.71	1,593	1.54	2,442	2.36	3,754	3.64	103,264	D
福岡	6,515	0.75	13,226	1.51	23,465	2.68	35,899	4.11	873,966	C
佐賀	1,168	0.81	2,587	1.79	4,159	2.88	6,701	4.64	144,501	D
長崎	1,210	0.67	2,886	1.61	6,717	3.74	11,146	6.20	179,783	D
熊本	2,822	0.97	4,907	1.69	7,627	2.62	11,756	4.04	290,758	D
大分	2,426	1.48	4,394	2.68	5,873	3.58	8,575	5.23	163,851	D
宮崎	1,578	0.95	3,668	2.22	7,051	4.26	11,328	6.84	165,530	D
鹿児島	1,651	0.69	4,150	1.74	7,916	3.31	13,388	5.60	238,995	D
沖縄	4,770	2.62	8,793	4.83	13,699	7.53	19,758	10.86	182,005	D
全国	148,533	0.70	255,938	1.21	403,054	1.90	600,518	2.83	21,217,920	

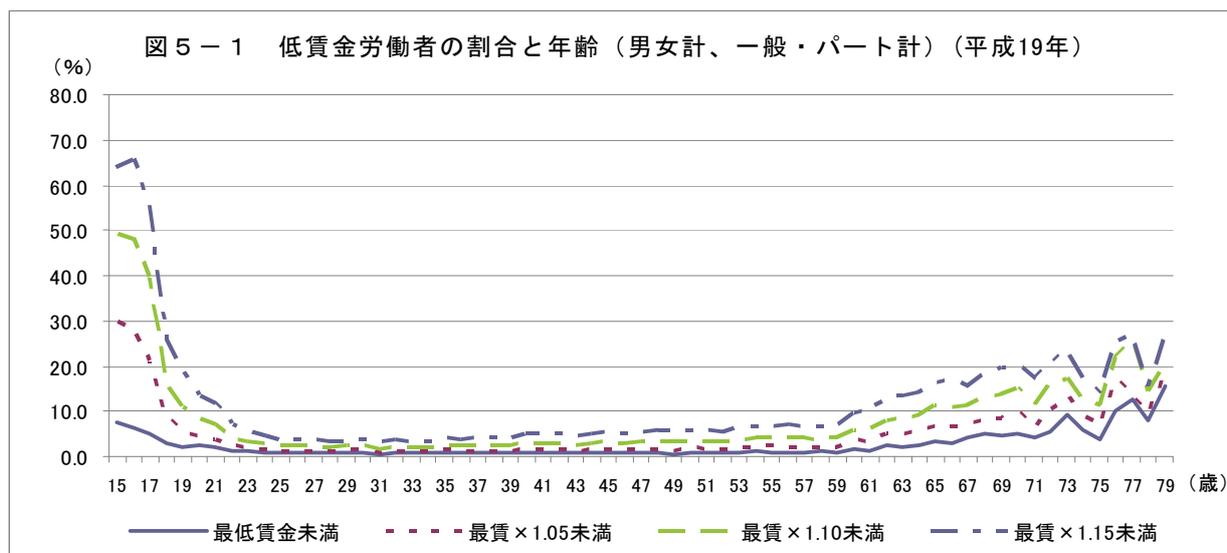
表4-2 低賃金労働者の分布状況（パートタイム労働者）（平成19年）

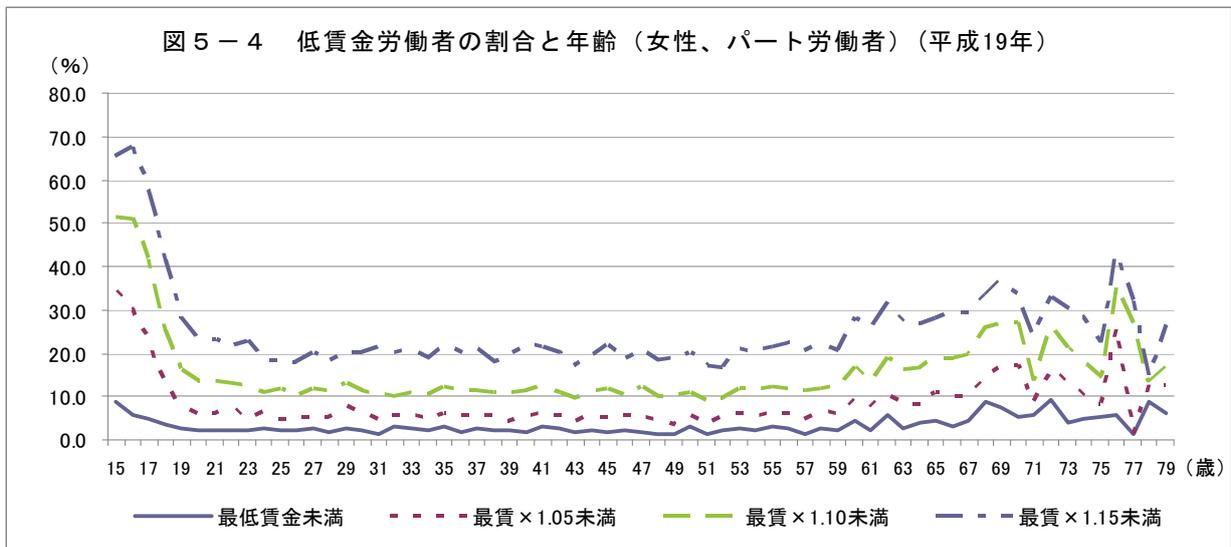
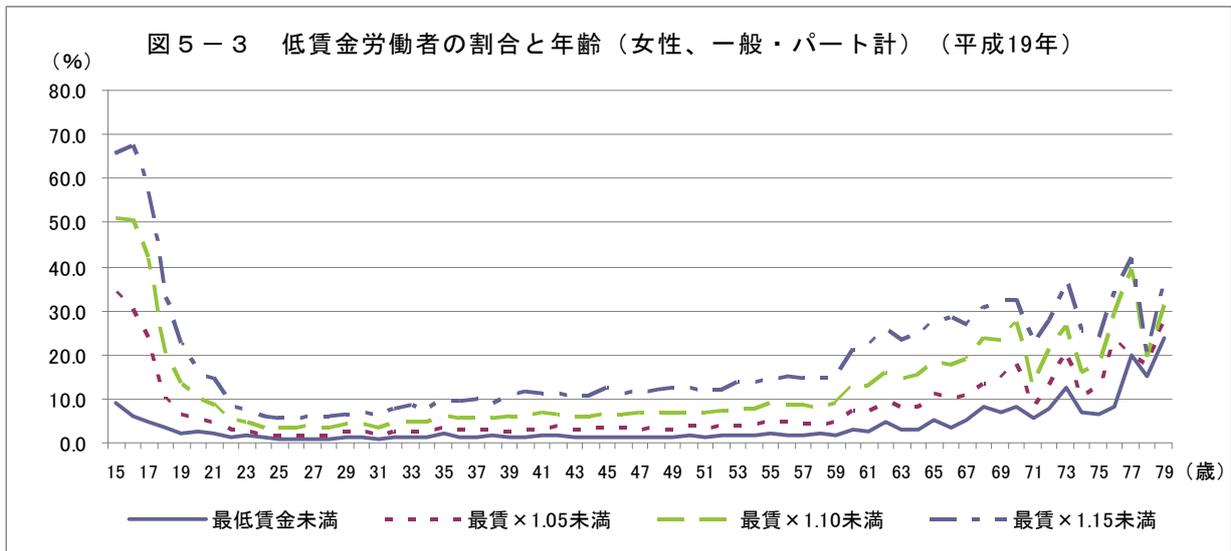
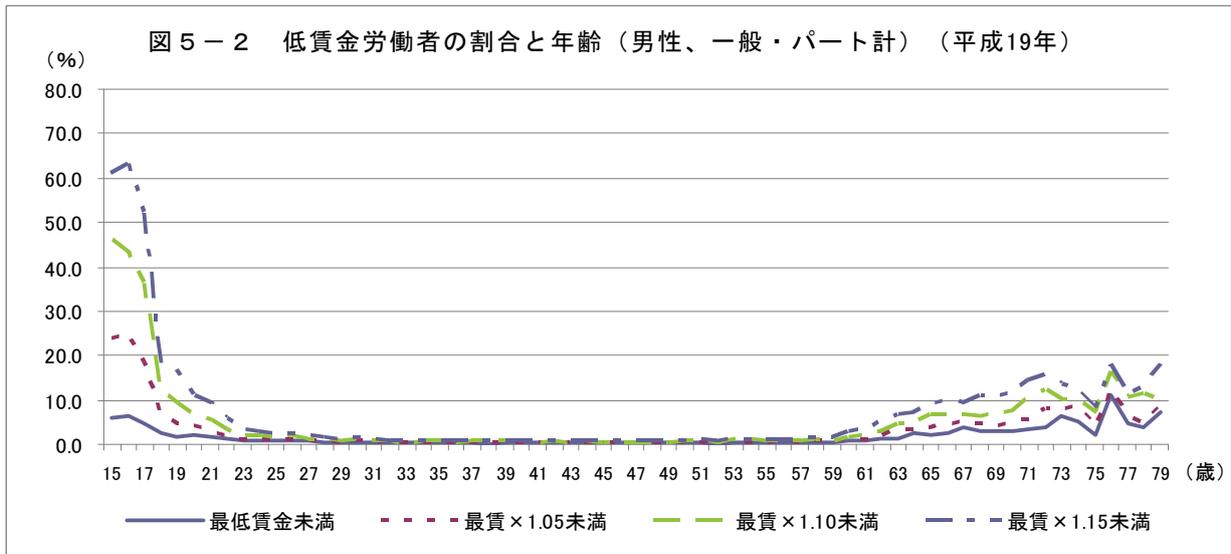
	地域別最低賃金額 未満		地域別最低賃金額 ×1.05未満		地域別最低賃金額 ×1.1未満		地域別最低賃金額 ×1.15未満		復元後の全 体の人数 (人)	目安 ランク
	労働者数 (人)	全体に占め る割合(%)	労働者数 (人)	全体に占め る割合(%)	労働者数 (人)	全体に占め る割合(%)	労働者数 (人)	全体に占め る割合(%)		
北海道	9,596	4.48	42,249	19.73	69,052	32.25	92,127	43.03	214,104	C
青森	2,360	5.16	6,350	13.88	12,468	27.25	17,022	37.21	45,751	D
岩手	1,464	3.42	3,174	7.42	6,308	14.76	11,203	26.21	42,748	D
宮城	2,069	2.93	6,196	8.77	8,948	12.66	14,862	21.03	70,671	C
秋田	1,322	3.22	5,622	13.71	9,548	23.28	14,464	35.27	41,010	D
山形	810	2.14	1,880	4.96	4,279	11.29	9,544	25.17	37,911	D
福島	1,536	3.20	3,648	7.61	6,756	14.09	11,316	23.60	47,947	C
茨城	1,624	1.49	3,154	2.89	9,980	9.15	16,964	15.55	109,120	C
栃木	2,025	2.30	4,479	5.08	11,114	12.60	17,999	20.41	88,192	B
群馬	432	0.57	1,118	1.48	3,510	4.64	9,702	12.82	75,660	C
埼玉	6,839	2.04	13,254	3.96	27,060	8.08	43,804	13.08	334,826	B
千葉	5,257	1.86	12,837	4.55	25,044	8.88	39,481	14.00	281,963	A
東京	19,693	2.86	28,964	4.21	42,454	6.17	78,137	11.36	687,690	A
神奈川	9,653	2.32	24,616	5.92	41,449	9.97	80,145	19.28	415,678	A
新潟	1,981	2.45	5,888	7.29	13,546	16.77	20,076	24.86	80,763	C
富山	591	1.59	1,097	2.95	2,005	5.40	4,379	11.78	37,163	B
石川	1,432	3.91	1,985	5.42	3,674	10.02	6,863	18.72	36,652	C
福井	719	3.41	1,065	5.04	2,464	11.67	3,695	17.50	21,116	C
山梨	660	2.11	871	2.79	2,563	8.21	4,682	15.00	31,219	C
長野	2,010	2.39	2,898	3.45	7,032	8.37	12,903	15.36	84,028	B
岐阜	1,468	1.59	6,028	6.55	10,723	11.65	21,601	23.46	92,058	C
静岡	3,155	2.18	10,755	7.44	18,163	12.56	25,925	17.92	144,644	B
愛知	10,908	2.44	23,596	5.28	47,036	10.52	77,196	17.26	447,239	A
三重	1,405	1.77	3,648	4.60	7,082	8.94	13,472	17.01	79,222	B
滋賀	973	1.79	2,261	4.16	5,572	10.25	10,316	18.97	54,374	B
京都	2,190	2.14	4,970	4.85	11,245	10.98	19,042	18.59	102,424	B
大阪	6,173	1.84	17,010	5.07	40,618	12.10	90,426	26.94	335,698	A
兵庫	5,149	1.89	19,184	7.04	46,939	17.23	72,219	26.50	272,500	B
奈良	792	1.43	1,803	3.25	4,759	8.59	10,505	18.96	55,411	C
和歌山	5,882	15.97	6,958	18.89	8,541	23.18	10,851	29.45	36,842	C
鳥取	604	2.36	901	3.53	1,498	5.86	4,800	18.78	25,559	D
島根	493	1.79	1,126	4.08	2,328	8.44	5,001	18.14	27,568	D
岡山	1,066	1.63	2,497	3.81	8,235	12.58	14,125	21.57	65,475	C
広島	3,293	2.22	7,517	5.07	16,612	11.21	33,222	22.42	148,193	B
山口	2,667	3.47	7,614	9.90	17,998	23.40	24,726	32.15	76,907	C
徳島	364	1.64	745	3.35	1,528	6.87	4,121	18.54	22,232	D
香川	397	1.09	920	2.52	1,578	4.32	3,307	9.05	36,541	C
愛媛	1,177	2.04	4,050	7.01	7,724	13.36	15,133	26.18	57,803	D
高知	348	1.61	890	4.12	2,998	13.89	5,553	25.72	21,590	D
福岡	7,929	4.31	20,454	11.13	39,884	21.69	63,051	34.29	183,849	C
佐賀	832	2.58	2,301	7.14	4,795	14.88	7,848	24.35	32,234	D
長崎	1,147	2.77	3,858	9.32	6,547	15.81	11,259	27.19	41,402	D
熊本	1,984	2.64	7,255	9.67	14,507	19.34	26,317	35.08	75,024	D
大分	2,762	8.30	5,318	15.98	8,140	24.46	11,793	35.44	33,276	D
宮崎	1,443	3.57	4,233	10.46	7,805	19.29	13,091	32.36	40,458	D
鹿児島	1,735	2.85	4,880	8.01	12,195	20.01	22,271	36.55	60,931	D
沖縄	3,290	6.75	9,893	20.31	18,292	37.56	23,347	47.94	48,705	D
全国	141,699	2.62	352,010	6.52	682,596	12.64	1,149,886	21.28	5,402,371	

第5章 年齢別にみた低賃金労働者の状況

図5-1は、低賃金労働者の割合を年齢別にみたものである。分析の対象は、男女計、一般労働者・パートタイム労働者計である。地域別最低賃金未満率の割合をみると、15歳の7.76%から除々に下がりはじめ、25歳以降は1%を切る水準で推移する。54歳以降1%を上回るようになり、67歳以降は4%を上回り、その割合が大きく上昇する。地域別最低賃金額×1.15という地域別最低賃金額プラス90円～100円程度という低賃金層にいかにも多くの若年層が張り付いているのか、図をみるとよくわかる。16歳で65.86%、17歳55.67%、18歳25.76%、19歳で19.41%、20歳で13.53%、21歳で11.88%となった後に大きく割合が下がりはじめ、その後、50代まで低い（50代後半で6.8%前後）。10代の若年層ほどではないにせよ、60歳以降の高齢層でも、60代前半が10%台前半、60代後半で10%台後半、70歳以上で概ね20%以上と、低賃金労働者の割合が急増している実態が窺える。

図5-2～図5-4は、男性（一般・パート計）、女性（一般・パート計）、女性（パートタイム労働者）について、低賃金労働者の割合と年齢の関係をみた結果である。図のパターンは、図5-1と同様であるが、男性と女性で割合に大きな差が生じている。男性の場合には、地域別最低賃金額×1.15でもみても、30代～40代にかけては1%未満という割合が概ね続くのに対して、女性の場合には全体的に低賃金労働者の割合が高くなっている。特に女性パートタイム労働者の場合には上記傾向が顕著であり、地域別最低賃金額×1.15という地域別最低賃金額プラス90円～110円未満の層に、20代～50代にかけて20%前後の労働者が集積している。





第6章 その他の属性別にみた低賃金労働者の状況

その他の属性（性別、就業形態、年齢階層、勤続年数、学歴）別に、低賃金労働者（地域別最低賃金未満、地域別最低賃金額×1.15未満）の状況をみる。また、企業の属性（企業規模、産業大・中分類）別に低賃金労働者の状況をみる。

全国規模でみた場合に、低賃金労働者にどのような特性があるのか検討していく。表6-1は、低賃金労働者の特徴を簡単に記した結果である。表の見方は以下のとおりである。

まず、「労働者数（人）」であるが、低賃金労働者が何人いるのかを示している。例えば、男女計の項目をみると、地域別最低賃金未満の労働者が290,232人、地域別最低賃金額×1.15未満の労働者が1,750,404人であることを示している。また、「割合（％）」の項目は、属性の対象の地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合である。男女計でみた、地域別最低賃金未満の労働者、地域別最低賃金額×1.15未満の労働者は、母集団26,620,291人のそれぞれ1.09％、6.58％に相当していることを示している。

第1節 性別との関係

地域別最低賃金未満、地域別最低賃金額×1.15未満の支払を受けている労働者は、男性がそれぞれ、98,799人、400,720人であり、女性がそれぞれ、191,433人、1,349,684人となっている。また、割合をみても、地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合は、男性がそれぞれ、0.63％、2.55％に対して、女性が1.76％、12.40％と、女性の割合がかなり高い。女性の方が、地域別最低賃金の影響をより強く受けている実態が明らかである。

第2節 就業形態との関係

一般労働者の場合には、男女計で、地域別最低賃金未満、地域別最低賃金額×1.15未満の支払いを受けている人数は、それぞれ、148,533人、600,518人であり、一般労働者全体のそれぞれ、0.70％、2.83％となっている。この範疇には、「擬似パート」も含まれており、この「擬似パート」が一般労働者における地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合を高めている可能性も考えられる。一般労働者における地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合を男女で比較すると、女性の割合が男性に比べて高くなっており、男性でそれぞれ、0.44％、1.28％に対して女性でそれぞれ、1.25％、6.12％である。

一方、パートタイム労働者の場合には、男女計で、地域別最低賃金未満、地域別最低賃金額×1.15未満の支払いを受けている人数は、それぞれ、141,699人、1,149,886人であり、パートタイム労働者全体のそれぞれ2.62％、21.28％となっている。パートタイム労働者における地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合を男女で比較すると、一般労働者の場合とは異なり、男性でそれぞれ2.66％、16.46％、女性でそれぞれ2.61％、22.83％で、両者にそれほど差はみられない。

第3節 年齢階層との関係

15～19歳の若年層と60歳以上の高齢層で低賃金労働者の割合が高い。地域別最低賃金未
満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合は、15～19歳の若年層の場合、それぞれ、3.22%、
31.28%、60歳以上の高齢層で、それぞれ、2.98%、14.07%という割合となっている。他の
年齢階層における地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合が、それぞれ、
1%前後、7%未満という値であることを考慮すると、若年層・高齢層における低賃金労働者
の割合はかなり高い値であるといえる。

表6-1 地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合(平成19年)

属性	地域別最低賃金未満の者		地域別最低賃金額 ×1.15未満の者	
	労働者数(人)	割合(%)	労働者数(人)	割合(%)
性別				
男女計	290,232	1.09	1,750,404	6.58
男性	98,799	0.63	400,720	2.55
女性	191,433	1.76	1,349,684	12.40
就業形態・性別				
一般労働者	148,533	0.70	600,518	2.83
男性	63,846	0.44	184,782	1.28
女性	84,687	1.25	415,736	6.12
パートタイム労働者	141,699	2.62	1,149,886	21.28
男性	34,953	2.66	215,938	16.46
女性	106,746	2.61	933,948	22.83
年齢階層別・性別				
15～19歳	21,485	3.22	208,795	31.28
男性	9,480	2.87	83,280	25.24
女性	12,005	3.56	125,515	37.18
20～29歳	58,142	1.07	300,723	5.56
男性	26,629	0.89	109,454	3.68
女性	31,513	1.29	191,269	7.86
30～39歳	47,876	0.71	257,819	3.80
男性	13,451	0.31	42,007	0.98
女性	34,425	1.38	215,812	8.64
40～49歳	44,466	0.76	308,067	5.26
男性	11,279	0.33	30,074	0.87
女性	33,187	1.39	277,993	11.61
50～59歳	55,688	0.96	379,260	6.53
男性	12,584	0.37	44,336	1.31
女性	43,104	1.78	334,924	13.85
60歳以上	62,575	2.98	295,740	14.07
男性	25,376	1.96	91,569	7.06
女性	37,199	4.62	204,171	25.36

既にみたように、女性の低賃金労働者の割合は男性のそれよりも高いという傾向があり、15～19歳の若年者の場合も同様であるが、女性だけでなく男性の低賃金労働者の割合も高くなっている。地域別最低賃金未満率では、女性の3.56%に対して、男性は2.87%となり、地域別最低賃金額×1.15未満の割合では、女性の37.18%に対して、男性は25.24%となっている。その他の年齢階層については、女性の方がかなり低賃金労働者の割合が高くなっており、特に、60歳以上の層では、女性の地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合は、それぞれ、4.62%、25.36%と高い割合となっている。

第4節 勤続年数との関係

勤続年数の短い勤続0年（1年未満）では、地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合が、それぞれ、1.94%、13.88%と高くなっている。勤続年数が長くなるにつれて、低賃金労働者の割合は低くなっている。

性別にも検討を加えると、男女とも勤続年数が長くなるにつれて低賃金労働者の割合が低くなっていく傾向が窺える。ただし、地域別最低賃金未満率について、女性の場合は、5～9年、20年以上で反転して、それぞれ、3～4年、10～19年の割合よりも高くなっている。

第5節 学歴との関係

学歴別に検討する際には注意が必要である。というのは、賃金センサスで学歴の情報が得られるのは、一般労働者についてだけだからである。このため、表に掲載されている学歴別の低賃金労働者の割合は、一般労働者を対象とした結果となっている。

学歴が高い大学・大学院卒の場合には低賃金労働者の割合が、男女とも低く、反対に学歴の低い中学卒で割合が高くなっている。中学卒と高校卒との間の差が大きく、特に、地域別最低賃金額×1.15未満の割合で顕著である（中学卒7.77%、高校卒3.97%）。

性別に検討すると、低賃金労働者の割合は、大学・大学院卒の場合には男女間でほとんど差がないものの、その他の学歴の場合には差が生じており、特に、地域別最低賃金額×1.15未満の割合について中学卒でその傾向が顕著である（男性3.61%、女性21.08%）。

第6節 企業規模との関係

企業規模が小さいほど、低賃金労働者の割合が高い様子が窺える。100人以上の企業規模の場合、地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合は、それぞれ、0.62%、4.72%であるのに対し、5～9人の規模の場合は、それぞれ、3.65%、12.68%と高い値である。また、性別にみていくと、どの企業規模でも女性の割合が高くなっているが、特に5～9人の規模における女性の低賃金労働者の割合が高く、地域別最低賃金未満率が6.30%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合が22.57%となっている。

表6-1 地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合(平成19年)

(続き①)

属性	地域別最低賃金未満の者		地域別最低賃金額 ×1.15未満の者	
	労働者数(人)	割合(%)	労働者数(人)	割合(%)
勤続年数別・性別				
0年	62,288	1.94	445,503	13.88
男性	23,452	1.53	127,284	8.32
女性	38,836	2.31	318,219	18.96
1～2年	64,615	1.34	479,463	9.91
男性	23,109	0.96	120,689	5.00
女性	41,506	1.71	358,774	14.81
3～4年	38,778	1.17	251,072	7.58
男性	13,824	0.82	51,025	3.03
女性	24,954	1.53	200,047	12.30
5～9年	56,785	1.15	301,600	6.08
男性	16,529	0.62	49,050	1.84
女性	40,256	1.75	252,550	11.01
10～19年	42,387	0.74	195,039	3.43
男性	11,929	0.32	29,377	0.79
女性	30,458	1.53	165,662	8.31
20年以上	25,379	0.55	77,727	1.68
男性	9,956	0.27	23,295	0.62
女性	15,423	1.77	54,432	6.24
学歴別・性別(一般労働者)				
中学卒	27,376	1.94	109,661	7.77
男性	11,998	1.12	38,793	3.61
女性	15,378	4.57	70,868	21.08
高校卒	96,505	0.94	408,137	3.97
男性	41,065	0.59	117,233	1.67
女性	55,440	1.70	290,904	8.91
短大・高専卒	15,442	0.46	56,453	1.68
男性	3,874	0.29	11,555	0.85
女性	11,568	0.57	44,898	2.23
大学・大学院卒	9,210	0.15	26,267	0.43
男性	6,909	0.14	17,201	0.35
女性	2,301	0.19	9,066	0.77
企業規模別・性別				
5～9人	47,359	3.65	164,373	12.68
男性	11,137	1.54	34,634	4.80
女性	36,222	6.30	129,739	22.57
10～99人	137,243	1.66	781,704	9.44
男性	51,859	1.08	179,549	3.73
女性	85,384	2.46	602,155	17.37
100人以上	105,630	0.62	804,327	4.72
男性	35,803	0.35	186,537	1.83
女性	69,827	1.02	617,790	9.02

第7節 産業との関係

平成19年の賃金センサスの調査時の産業分類は平成14年3月改訂（第11回改訂）の日本標準産業分類であり、これにより分析を行った。また、電気機械関連、輸送用機械関連、各種商品小売業関連、一般機械関連、鉄鋼関連、自動車小売業関連等には地域別最低賃金よりも金額の高い特定最低賃金（産業別最低賃金）が設定されているが、地域別最低賃金との比較に限定して分析を行った。さらに、産業によっては集計労働者数が少ない場合があり数値がぶれている可能性もある点、留意が必要である。

（1）産業大分類

地域別最低賃金未満率は、飲食店、宿泊業（2.15%）で高くなっており、電気・ガス・熱供給・水道業（0.18%）、鉱業（0.25%）で低くなっている。また、地域別最低賃金額×1.15未満の割合は、飲食店、宿泊業（15.61%）、卸売・小売業（12.25%）で高くなっており、電気・ガス・熱供給・水道業（0.33%）、情報通信業（0.93%）で低くなっている。性別にみていくと、男性で鉱業（地域別最低賃金未満率0.06%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合0.23%）の割合が低くなっており、女性で製造業（同2.49%、17.12%）、飲食店、宿泊業（同2.39%、19.35%）、卸売・小売業（同2.37%、19.15%）等の割合が高くなっている。

表6-1 地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合(平成19年)

(続き②)

属性	地域別最低賃金未満の者		地域別最低賃金額 ×1.15未満の者	
	労働者数(人)	割合(%)	労働者数(人)	割合(%)
産業別・性別				
鉱業	50	0.25	246	1.25
男性	11	0.06	39	0.23
女性	39	1.53	207	8.12
建設業	8,204	0.46	22,977	1.30
男性	3,417	0.22	8,963	0.59
女性	4,787	2.00	14,014	5.85
製造業	68,838	1.00	411,395	5.95
男性	18,249	0.37	63,546	1.30
女性	50,589	2.49	347,849	17.12
電気・ガス・熱供給・水道業	266	0.18	488	0.33
男性	182	0.14	220	0.17
女性	84	0.50	268	1.61
情報通信業	2,554	0.30	7,955	0.93
男性	1,234	0.20	2,847	0.45
女性	1,320	0.58	5,108	2.25
運輸業	23,327	1.18	83,563	4.22
男性	16,821	1.01	47,650	2.85
女性	6,506	2.10	35,913	11.61
卸売・小売業	89,905	1.69	652,184	12.25
男性	26,219	0.99	138,025	5.23
女性	63,686	2.37	514,159	19.15
金融・保険業	6,010	0.64	18,143	1.93
男性	294	0.06	1,311	0.27
女性	5,716	1.24	16,832	3.65
不動産業	1,959	0.92	10,393	4.86
男性	559	0.41	3,375	2.47
女性	1,400	1.81	7,018	9.09
飲食店,宿泊業	28,498	2.15	206,748	15.61
男性	10,056	1.82	57,507	10.40
女性	18,442	2.39	149,241	19.35
医療,福祉	12,574	0.44	71,551	2.53
男性	3,033	0.50	10,071	1.67
女性	9,541	0.43	61,480	2.76
教育,学習支援業	5,353	0.70	21,638	2.84
男性	2,377	0.59	6,659	1.65
女性	2,976	0.83	14,979	4.18
複合サービス事業	658	0.31	6,421	2.99
男性	209	0.15	833	0.61
女性	449	0.58	5,588	7.24
サービス業(他に分類されないもの)	42,036	1.26	236,702	7.12
男性	16,138	0.84	59,674	3.10
女性	25,898	1.84	177,028	12.61

(2) 産業中分類

産業大分類では、あまりにも産業範疇が広すぎるため、ここでは中分類産業を対象として低賃金労働者の割合をみていくことにする。なお、集計業種は 89 業種であるが、集計労働者数が少ない業種があり数値がぶれる可能性もある点、男女割合・パートタイム労働者割合も業種による差も大きい点等、数値を見る際に留意する必要がある。

表 6-2 は、低賃金労働者の割合をみた結果である。「低賃金労働者の割合 (%)」の下に表示されている計(就業形態計)は、一般労働者とパートタイム労働者の合計を示している。表中の色つき部分は、相対的に低賃金労働者の割合が高いものであり、以下のとおりである。一般労働者とパートタイム労働者を合わせた計で、地域別最低賃金未満率が 2%以上(女性は 4%以上)、地域別最低賃金額×1.15 未満の割合が 10%以上(女性は 15%以上)の箇所。パートタイム労働者で、地域別最低賃金未満率が 5%以上(女性は 10%以上)、地域別最低賃金額×1.15 未満の割合が 30%以上(女性は 40%以上)の箇所。

表 6-2 地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15 未満の割合(産業中分類)

産業中分類	低賃金労働者の割合(%)											
	計(就業形態計)						パートタイム労働者					
	地域別最低賃金未満率			地域別最低賃金額×1.15未満の割合			地域別最低賃金未満率			地域別最低賃金額×1.15未満の割合		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
05 鉱業	0.06	1.53	0.25	0.23	8.12	1.25	1.80	3.25	2.73	4.05	22.50	15.92
06 総合工事業	0.20	1.78	0.43	0.49	5.79	1.26	0.24	2.99	1.70	3.20	17.81	10.93
07 職別工事業(設備工事業を除く)	0.48	3.17	0.84	1.25	8.99	2.29	1.29	2.51	2.07	4.12	16.25	11.86
08 設備工事業	0.16	1.90	0.36	0.45	4.38	0.92	0.11	5.58	3.61	1.76	12.45	8.60
09 食料品製造業	0.81	2.66	1.83	4.21	22.40	14.27	2.52	3.54	3.35	14.65	29.64	26.91
10 飲料・たばこ・飼料製造業	0.50	1.95	0.95	1.73	15.88	6.12	1.88	2.31	2.22	17.94	33.72	30.55
11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	0.47	3.51	1.78	3.02	18.24	9.62	6.77	9.43	8.88	19.59	46.58	40.96
12 衣服・その他の繊維製品製造業	1.41	7.35	5.93	5.27	43.27	34.18	3.40	7.70	7.50	26.93	54.69	53.38
13 木材・木製品製造業(家具を除く)	0.66	2.85	1.17	2.84	17.45	6.21	0.00	2.48	1.82	10.20	37.06	29.89
14 家具・装備品製造業	0.50	2.24	0.92	2.69	16.23	5.92	1.07	3.43	2.75	15.75	29.30	25.43
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.14	3.43	1.74	2.50	19.11	6.88	9.29	7.44	7.83	30.04	47.74	43.99
16 印刷・同関連業	0.37	0.98	0.54	1.62	9.42	3.79	5.34	2.82	3.23	14.69	34.10	30.95
17 化学工業	0.06	0.67	0.21	0.20	4.77	1.38	2.71	0.91	1.20	4.26	17.18	15.09
18 石油製品・石炭製品製造業	0.25	1.61	0.38	0.29	4.71	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
19 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	0.51	2.37	1.13	1.42	20.79	7.86	5.32	2.55	3.04	11.79	46.23	40.24
20 ゴム製品製造業	0.57	2.09	0.96	1.97	21.40	7.00	3.68	2.97	3.11	33.98	49.70	46.70
21 なめし革・同製品・毛皮製造業	0.43	5.30	2.76	2.58	31.67	16.52	1.76	12.67	11.41	26.76	59.40	55.65
22 窯業・土石製品製造業	0.27	1.98	0.60	0.72	10.10	2.54	0.00	8.79	6.06	4.20	35.66	25.89
23 鉄鋼業	0.25	2.38	0.45	0.62	6.41	1.15	0.65	16.02	7.65	5.87	37.39	20.22
24 非鉄金属製造業	0.08	1.07	0.25	0.42	9.76	2.04	1.49	2.42	2.23	4.65	25.58	21.32
25 金属製品製造業	0.23	1.30	0.47	1.45	10.96	3.62	1.98	2.27	2.19	15.28	31.65	27.32
26 一般機械器具製造業	0.42	4.36	1.11	0.82	11.15	2.63	0.34	12.77	8.77	2.10	35.39	24.68
27 電気機械器具製造業	0.39	2.05	0.84	1.06	12.93	4.30	4.46	4.26	4.29	19.95	29.92	28.20
28 情報通信機械器具製造業	0.28	1.56	0.64	0.64	14.54	4.57	0.09	2.74	2.53	11.48	41.60	39.16
29 電子部品・デバイス製造業	0.25	1.61	0.67	0.76	15.16	5.21	3.07	3.58	3.53	15.10	41.48	38.69
30 輸送用機械器具製造業	0.25	1.71	0.48	0.57	9.60	2.00	1.08	0.40	0.58	12.69	25.66	22.25
31 精密機械器具製造業	0.06	0.75	0.27	0.42	8.93	3.01	1.54	1.89	1.84	6.58	19.88	17.70
32 その他の製造業	0.27	1.99	0.87	0.88	15.56	6.01	0.26	4.09	3.56	7.69	34.19	30.49

まず、鉱業、建設業、製造業の中分類産業について結果をみていく。総じて、低賃金労働者の割合が高い産業は、衣服・その他の繊維製品製造業である。就業形態計の割合で見ると、衣服・その他の繊維製品製造業は、地域別最低賃金未満率が 5.93%、地域別最低賃金額×1.15 未満の割合が 34.18%という高い割合となっており、性別にみると女性で高い

ことから、女性の低賃金労働者の割合の高さがこの産業全体の割合の高さにつながっていることがわかる。また、衣服・その他の繊維製品製造業について、パートタイム労働者の割合でみても高く、地域別最低賃金未満率が7.50%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合が53.38%となっており、性別にみると女性で非常に高い。その他、パートタイム労働者の女性を中心として低賃金労働者の割合が高い産業が多く、鉄鋼業、一般機械器具製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業の女性パートタイム労働者の地域別最低賃金未満率が10%を超えている。

表6-2 地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合（産業中分類）

(続き①)

産業中分類	低賃金労働者の割合(%)											
	計(就業形態計)						パートタイム労働者					
	地域別最低賃金未満率			地域別最低賃金額×1.15未満の割合			地域別最低賃金未満率			地域別最低賃金額×1.15未満の割合		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
33 電気業	0.13	0.68	0.18	0.13	1.63	0.28	0.00	4.81	3.47	0.00	9.29	6.70
34 ガス業	0.23	0.15	0.22	0.37	1.48	0.55	5.31	0.39	2.34	5.31	10.85	8.65
35 熱供給業	0.28	0.00	0.26	0.43	0.00	0.40	—	—	—	—	—	—
36 水道業	0.00	0.00	0.00	0.00	2.27	0.20	0.00	0.00	0.00	0.00	8.77	3.27
37 通信業	0.00	0.08	0.03	0.04	0.62	0.20	0.00	0.04	0.04	0.00	2.35	1.92
38 放送業	0.13	0.33	0.18	0.24	0.72	0.34	8.71	3.14	5.08	10.04	5.98	7.39
39 情報サービス業	0.17	0.51	0.26	0.30	1.92	0.72	0.10	1.27	1.09	2.69	6.57	5.98
40 インターネット附随サービス業	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	6.06	0.00	0.38
41 映像・音声・文字情報制作業	0.48	1.27	0.71	1.47	5.04	2.52	2.73	3.57	3.25	13.52	24.73	20.46
42 鉄道業	0.23	0.54	0.25	0.36	1.57	0.46	0.00	2.81	0.60	0.00	11.36	2.42
43 道路旅客運送業	2.62	4.40	2.75	7.33	15.33	7.96	2.31	6.80	2.91	7.21	27.59	9.92
44 道路貨物運送業	0.60	2.86	0.95	1.72	13.13	3.46	0.25	3.51	2.23	6.69	24.14	17.27
45 水運業	0.11	0.68	0.23	0.54	2.43	0.95	3.25	0.42	2.02	4.87	22.78	12.66
46 航空運輸業	0.15	0.79	0.39	0.33	1.01	0.59	0.00	7.43	5.95	0.00	7.84	6.28
47 倉庫業	0.25	0.20	0.23	1.58	13.69	6.59	0.88	0.23	0.34	15.02	19.69	18.87
48 運輸に附帯するサービス業	0.47	0.28	0.42	1.39	9.32	3.36	0.00	0.36	0.24	7.45	22.06	17.16
49 各種商品卸売業	0.21	0.59	0.35	0.45	5.01	2.15	9.95	1.63	2.40	17.91	15.06	15.33
50 繊維・衣服等卸売業	0.36	1.20	0.81	0.60	7.41	4.26	12.88	5.09	5.37	29.81	33.56	33.42
51 飲食料品卸売業	0.61	3.00	1.49	2.51	22.77	9.98	2.59	4.33	3.94	15.31	41.50	35.69
52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	0.41	1.80	0.77	1.16	6.30	2.48	4.60	2.01	3.06	13.63	24.56	20.15
53 機械器具卸売業	0.24	0.79	0.37	0.73	3.56	1.42	0.46	4.21	3.07	3.95	21.37	16.07
54 その他の卸売業	0.33	1.59	0.84	1.08	9.27	4.43	0.27	2.02	1.80	12.78	21.01	19.96
55 各種商品小売業	0.41	0.49	0.47	4.95	8.28	7.43	0.88	0.58	0.62	13.49	10.16	10.62
56 織物・衣服・身の回り品小売業	1.09	1.04	1.05	4.33	9.07	7.60	0.93	1.26	1.21	10.32	14.65	13.91
57 飲食料品小売業	1.92	2.76	2.49	16.54	31.61	26.79	3.22	2.65	2.77	31.68	35.46	34.63
58 自動車・自転車小売業	0.38	3.68	0.92	0.86	9.61	2.29	5.24	13.53	9.62	8.71	26.52	18.13
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	0.74	1.53	1.07	3.29	10.55	6.34	1.43	0.56	0.78	13.54	13.52	13.53
60 その他の小売業	2.75	4.52	3.71	8.41	16.82	12.94	5.72	5.71	5.71	17.52	21.64	20.18
61 銀行業	0.03	0.21	0.11	0.12	0.91	0.48	1.69	0.52	0.61	2.73	2.87	2.86
62 協同組織金融業	0.03	0.31	0.13	0.08	2.21	0.83	1.77	1.61	1.62	6.68	10.42	10.14
63 郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関	0.00	0.14	0.04	0.00	0.14	0.04	0.00	2.19	1.94	0.00	2.19	1.94
64 貸金業、投資業等非預金信用機関	0.02	0.15	0.09	0.12	1.66	0.93	0.00	0.30	0.28	2.77	4.52	4.40
65 証券業、商品先物取引業	0.11	0.08	0.10	0.16	0.13	0.15	0.00	1.22	0.99	1.83	1.54	1.59
66 補助的金融業、金融附帯業	0.00	0.06	0.02	0.01	1.18	0.34	0.00	0.00	0.00	0.68	3.42	2.70
67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	0.12	2.50	1.61	0.74	6.65	4.43	0.25	4.82	4.20	17.26	11.04	11.89
68 不動産取引業	0.17	0.69	0.34	0.73	4.74	2.09	4.20	2.07	2.56	12.12	17.94	16.59
69 不動産賃貸業・管理業	0.61	2.59	1.36	3.90	12.09	7.00	1.20	3.04	2.32	15.51	24.32	20.88

表 6-2 地域別最低賃金未満率、地域別最低賃金額×1.15未満の割合（産業中分類）

(続き②)

産業中分類	低賃金労働者の割合(%)											
	計(就業形態計)						パートタイム労働者					
	地域別最低賃金未満率			地域別最低賃金額×1.15未満の割合			地域別最低賃金未満率			地域別最低賃金額×1.15未満の割合		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
70 一般飲食店	2.25	2.40	2.34	13.45	20.72	17.92	2.03	2.18	2.14	19.26	21.94	21.14
71 遊興飲食店	2.63	3.22	2.92	11.90	19.21	15.45	3.50	3.21	3.34	15.83	20.86	18.69
72 宿泊業	0.70	2.13	1.46	3.97	15.68	10.22	2.29	2.70	2.61	15.21	25.57	23.48
73 医療業	0.27	0.37	0.35	1.19	2.35	2.11	1.82	1.00	1.08	5.61	5.81	5.79
74 保健衛生	0.00	0.25	0.16	0.21	2.52	1.69	0.00	0.77	0.64	1.81	7.11	6.21
75 社会保険・社会福祉・介護事業	0.82	0.51	0.58	2.33	3.36	3.13	4.93	0.92	1.36	12.45	7.72	8.24
76 学校教育	0.41	0.67	0.53	0.98	2.43	1.65	2.42	2.11	2.23	5.80	7.69	6.97
77 その他の教育、学習支援業	1.13	1.24	1.19	3.64	8.56	6.12	0.96	1.44	1.26	6.02	11.46	9.43
78 郵便局(別掲を除く)	0.00	0.00	0.00	0.00	5.48	1.10	0.00	0.00	0.00	0.00	6.56	2.74
79 協同組合(他に分類されないもの)	0.15	0.58	0.31	0.61	7.24	3.00	1.70	2.58	2.37	6.63	21.17	17.73
80 専門サービス業(他に分類されないもの)	0.59	0.75	0.64	0.88	3.65	1.74	1.43	1.07	1.14	5.42	10.77	9.65
81 学術・開発研究機関	0.12	0.31	0.16	0.16	0.87	0.30	0.00	1.63	1.12	0.04	4.35	3.01
82 洗濯・理容・美容・浴場業	5.08	4.09	4.41	12.11	26.95	22.23	6.97	3.89	4.17	31.26	35.69	35.28
83 その他の生活関連サービス業	0.96	3.02	2.08	4.12	12.05	8.42	2.67	3.95	3.66	16.36	22.29	20.94
84 娯楽業	0.62	0.78	0.70	3.77	6.19	4.94	1.55	1.13	1.30	9.21	10.07	9.72
85 廃棄物処理業	0.38	1.58	0.59	1.49	11.96	3.35	1.73	1.63	1.68	9.63	30.07	20.31
86 自動車整備業	1.49	5.46	2.10	3.78	15.35	5.55	8.29	8.28	8.28	29.77	29.57	29.65
87 機械等修理業(別掲を除く)	0.75	2.85	1.11	1.25	7.14	2.24	1.10	5.88	4.13	6.03	14.60	11.47
88 物品賃貸業	0.77	0.88	0.81	3.90	12.97	6.98	2.19	1.62	1.87	19.58	28.39	24.53
89 広告業	0.13	1.11	0.45	0.32	5.11	1.89	5.21	3.92	4.11	13.36	20.47	19.45
90 その他の事業サービス業	0.81	1.84	1.31	3.99	14.58	9.13	2.37	2.82	2.72	14.73	24.30	22.15
91 政治・経済・文化団体	0.04	0.51	0.24	1.21	4.63	2.68	0.00	1.05	0.76	9.32	11.55	10.93
92 宗教	2.02	4.87	3.34	5.43	14.01	9.42	4.13	6.05	5.53	20.81	21.85	21.57
93 その他のサービス業	0.29	0.27	0.29	3.80	5.42	4.53	0.00	0.33	0.19	7.45	9.53	8.61

続いて、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業についてみていく。就業形態計の割合でみると、飲食料品小売業（地域別最低賃金未満率 2.49%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合 26.79%）、その他の小売業（同 3.71%、12.94%）で、低賃金労働者の割合は高い値となっている。飲食料品小売業、その他の小売業の場合には、パートタイム労働者の低賃金労働者の割合が高い（飲食料品小売業（地域別最低賃金未満率 2.77%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合 34.63%）、その他の小売業（同 5.71%、20.18%））ことが原因だと考えられる。その他、パートタイム労働者の低賃金労働者の割合は、繊維・衣服等卸売業（地域別最低賃金未満率 5.37%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合 33.42%）で高い値となっている。

最後に、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）について結果をみていく。洗濯・理容・美容・浴場業（地域別最低賃金未満率 4.41%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合 22.23%）、一般飲食店（同 2.34%、17.92%）、遊興飲食店（同 2.92%、15.45%）、宗教（同 3.34%、9.42%）における就業形態計の低賃金労働者の割合は、高い値となっている。なお、洗濯・理容・美容・浴場業、宗教の場合には、パートタイム労働者の低賃金労働者の割合も高くなっている（洗濯・理容・美容・浴場業（地域別最低賃金未満率 4.17%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合 35.28%）、宗教（同 5.53%、21.57%））。その他、パートタイム労働者の低賃金労働者の割合は、自動車整備業（地域別最低賃金未満率 8.28%、地域別最低賃金額×1.15未満の割合 29.65%）でも高い値となっている。

第7章 地域別最低賃金未満の労働者に関する計量分析

これまでみてきた地域別最低賃金未満の労働者の特性を明確にするため、ロジット回帰を用いて分析を行う。こうした計量分析を行う意図は、以下の点にある。例えば、産業別にみた場合に、飲食店、宿泊業では他の産業に比べて地域別最低賃金未満率が高かったけれども、飲食店、宿泊業では女性労働者の割合が高いことから、飲食店、宿泊業で地域別最低賃金未満率が高いという結果は、地域別最低賃金未満の労働者が相対的に多い女性従業員の割合を反映した結果であるかもしれない。純粋な飲食店、宿泊業の産業効果をみるためには、女性労働者の割合であるとか企業規模その他の要因をコントロールした上での効果をみなければならない。そのために、計量分析を行うのである。

具体的には、以下のロジット・モデルを推計することによって、地域別最低賃金未満の労働者に対する影響を検討する。

$$\text{Logit}P(Y) = \alpha + \beta X + \varepsilon$$

従属変数は地域別最低賃金未満となる確率であり、 α は定数項、 X は説明変数、 β は係数、 ε は誤差項を示している。説明変数 X には、以下の変数を使用する。

- ・女性ダミー
- ・年齢ダミー（10代、20代、30代、50代、60代以上（ベースは40代））
- ・勤続年数ダミー（1-2年、3-4年、5-9年、10-19年、20-29年、30年以上（ベースは0年））
- ・パートダミー
- ・企業規模ダミー（5-9人、10-29人、30-99人、100-299人、300-999人、1000人以上規模（ベースは100-299人））
- ・産業ダミー（大分類。鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（ベースは製造業））

なお、産業については産業大分類で分析を行った。また、推計にあたっては復元倍率をかけて計算している。表7-1は変数の記述統計量である。

表7-1 記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
女性ダミー	26620291	0	1	0.408992	0.491648
年齢10代ダミー	26620291	0	1	0.025076	0.156357
年齢20代ダミー	26620291	0	1	0.203290	0.402447
年齢30代ダミー	26620291	0	1	0.254542	0.435604
年齢40代ダミー	26620291	0	1	0.220077	0.414298
年齢50代ダミー	26620291	0	1	0.218045	0.412918
年齢60代以上ダミー	26620291	0	1	0.078969	0.269691
勤続0年ダミー	26620291	0	1	0.120543	0.325596
勤続1-2年ダミー	26620291	0	1	0.181670	0.385572
勤続3-4年ダミー	26620291	0	1	0.124349	0.329980
勤続5-9年ダミー	26620291	0	1	0.186247	0.389306
勤続10-19年ダミー	26620291	0	1	0.213885	0.410047
勤続20-29年ダミー	26620291	0	1	0.105383	0.307046
勤続30年以上ダミー	26620291	0	1	0.067922	0.251612
パートダミー	26620291	0	1	0.202942	0.402190
1000人以上ダミー	26620291	0	1	0.307298	0.461374
300-999人ダミー	26620291	0	1	0.153871	0.360825
100-299人ダミー	26620291	0	1	0.179116	0.383450
30-99人ダミー	26620291	0	1	0.176184	0.380976
10-29人ダミー	26620291	0	1	0.134852	0.341566
5-9人ダミー	26620291	0	1	0.048679	0.215196
鉱業ダミー	26620291	0	1	0.000739	0.027180
建設業ダミー	26620291	0	1	0.066422	0.249017
製造業ダミー	26620291	0	1	0.259535	0.438379
電気・ガス・熱供給・水道業ダミー	26620291	0	1	0.005545	0.074260
情報通信業ダミー	26620291	0	1	0.032227	0.176603
運輸業ダミー	26620291	0	1	0.074470	0.262534
卸売・小売業ダミー	26620291	0	1	0.200056	0.400042
金融・保険業ダミー	26620291	0	1	0.035245	0.184398
不動産業ダミー	26620291	0	1	0.008032	0.089261
飲食店・宿泊業ダミー	26620291	0	1	0.049754	0.217437
医療・福祉ダミー	26620291	0	1	0.106350	0.308285
教育・学習支援業ダミー	26620291	0	1	0.028627	0.166757
複合サービス業ダミー	26620291	0	1	0.008054	0.089380
サービス業ダミー(他に分類されないもの)	26620291	0	1	0.124944	0.330655

表7-2のロジット回帰分析の結果をみると、卸売・小売業ダミー以外の説明変数が1%水準で統計的に有意、卸売・小売業ダミーも10%水準で統計的に有意であり、どの説明変数も地域別最低賃金未満率に正又は負の影響を及ぼしている。

表 7-2 ロジットモデルの推計結果

	β	標準誤差	Wald	有意確率	限界効果
女性ダミー	0.85430	0.00442	37291.41445	0.00000	0.00559
年齢10代ダミー	0.70055	0.00929	5682.80748	0.00000	0.00584
年齢20代ダミー	0.28433	0.00670	1801.55687	0.00000	0.00183
年齢30代ダミー	-0.02027	0.00674	9.04390	0.00264	-0.00012
年齢50代ダミー	0.18874	0.00652	837.33326	0.00000	0.00117
年齢60代以上ダミー	1.02696	0.00654	24628.52825	0.00000	0.00965
勤続1-2年ダミー	-0.28401	0.00583	2370.99934	0.00000	-0.00153
勤続3-4年ダミー	-0.39404	0.00686	3303.15214	0.00000	-0.00202
勤続5-9年ダミー	-0.36280	0.00636	3255.34925	0.00000	-0.00192
勤続10-19年ダミー	-0.58692	0.00709	6855.90394	0.00000	-0.00297
勤続20-29年ダミー	-0.90495	0.01047	7472.35851	0.00000	-0.00387
勤続30年以上ダミー	-0.63593	0.01105	3311.13088	0.00000	-0.00290
パートダミー	0.67992	0.00461	21743.87918	0.00000	0.00498
1000人以上ダミー	-0.58622	0.00735	6362.54190	0.00000	-0.00313
300-999人ダミー	-0.22208	0.00813	746.08208	0.00000	-0.00121
30-99人ダミー	0.32898	0.00680	2340.68843	0.00000	0.00216
10-29人ダミー	0.97101	0.00637	23236.71199	0.00000	0.00841
5-9人ダミー	1.55789	0.00717	47249.62314	0.00000	0.02007
鉱業ダミー	-1.73059	0.14196	148.60783	0.00000	-0.00487
建設業ダミー	-0.97842	0.01192	6741.60801	0.00000	-0.00393
電気・ガス・熱供給・水道業ダミー	-0.62154	0.06167	101.57295	0.00000	-0.00274
情報通信業ダミー	-0.93804	0.02030	2134.72669	0.00000	-0.00371
運輸業ダミー	0.39329	0.00783	2522.00862	0.00000	0.00275
卸売・小売業ダミー	-0.01019	0.00544	3.50656	0.06113	-0.00006
金融・保険業ダミー	0.11701	0.01391	70.71484	0.00000	0.00073
不動産業ダミー	-0.52138	0.02326	502.58562	0.00000	-0.00241
飲食店・宿泊業ダミー	-0.14798	0.00770	369.50539	0.00000	-0.00082
医療・福祉ダミー	-1.47745	0.00992	22195.40836	0.00000	-0.00534
教育・学習支援業ダミー	-0.71778	0.01441	2480.70947	0.00000	-0.00309
複合サービス事業ダミー	-0.89893	0.03936	521.55301	0.00000	-0.00353
サービス業(他に分類されないもの)ダミー	-0.14068	0.00639	484.78916	0.00000	-0.00079
定数項	-5.13835	0.00940	298751.68302	0.00000	

分析結果により以下のことが分かる。

- 1) 女性ダミーは係数が正であり、女性は男性より地域別最低賃金未満の者となる可能性が高い。
- 2) 年齢ダミーは、30代の係数が負、それ以外の年齢階層の係数が正であり、基準となる40代に比べ、30代は地域別最低賃金未満の者となる可能性が低く、その他の年代は可能性が高い。限界効果の値(平均値ベース。以下同じ。)から、①60代以上、②10代、③20代、④50代、⑤40代、⑥30代の順に地域別最低賃金未満の者となる可能性が高くなる。60代以上、10代は他の年代と比べ限界効果の絶対値がかなり大きく、影響が大きい。他方、30代の数値はかなり小さい。
- 3) 勤続年数ダミーは、各年数とも全て係数が負であり、基準となる勤続年数0年に比べ、

地域別最低賃金未満の者となる可能性が低い。限界効果の値から、①勤続 0 年、②勤続 1～2 年、③勤続 5～9 年、④勤続 3～4 年、⑤勤続 30 年以上、⑥勤続 10～19 年、⑦勤続 20～29 年の順に地域別最低賃金未満の者となる可能性が高くなる。勤続年数が長いと地域別最低賃金未満となる可能性が低い傾向にある。

- 4) パートダミーは係数が正であり、パートタイム労働者は一般労働者より地域別最低賃金未満の者となる可能性が高い。
- 5) 企業規模ダミーは、5～9 人、10～29 人、30～99 人の係数は正、300～999 人、1000 人以上の係数は負であり、基準となる 100～299 人より規模が小さい企業では地域別最低賃金未満の者となる可能性が高く、それより規模の大きい企業では可能性が低い。限界効果の値から、①5～9 人、②10～29 人、③30～99 人、④100～299 人、⑤300～999 人、⑥1000 人以上の順に地域別最低賃金未満率が高くなる。限界効果の絶対値は 5～9 人規模は他の規模よりかなり大きく、地域別最低賃金未満の者となる可能性がかなり高い。
- 6) 産業ダミーは、製造業を基準とした場合、運輸業と金融・保険業の係数が正、それ以外の産業の係数は負となった。これは、企業規模、従業員の年齢、勤続年数、女性労働者の割合等をコントロールした純粋な産業効果でみた場合、運輸業と金融・保険業では、製造業よりも、それらの労働者について地域別最低賃金未満の者となる可能性が高くなる。限界効果の値から、①運輸業、②金融・保険業、③製造業、④卸売・小売業、⑤サービス業（他に分類されないもの）、⑥飲食店、宿泊業、⑦不動産業、⑧電気・ガス・熱供給・水道業、⑨教育、学習支援業、⑩複合サービス事業、⑪情報通信業、⑫建設業、⑬鉱業、⑭医療、福祉の順に地域別最低賃金未満率が高くなる。なお、学歴を調整していない結果である点、留意が必要である。

第 8 章 結果の要約

本報告書では、賃金センサスの平成 19 年の個票データを用いて、低賃金労働者の状況について分析を行った。

主な結果は、都道府県別には、一般労働者は、基本的に、地域別最低賃金額の近辺に労働者が張り付いている状況は確認できない。パートタイム労働者は、北海道、青森、秋田、和歌山、山口、福岡、大分、宮崎、沖縄等は、地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しているといえ、地域別最低賃金が賃金の下支え効果を一定程度果たしていると考えられる。一方、茨城、群馬、埼玉、東京、富山、山梨、長野、香川等では、地域別最低賃金額の近辺に多くの労働者が密集しているとはいえず、地域別最低賃金が賃金の下支え効果を十分に果たしているとはいえないと考えられる。目安のランク区分でいえば、総じて言うと、D ランクの東北、九州、C ランクの一部の地域で、地域別最低賃金が賃金の下支え効果を一定程度

果たしていると考えられる一方、A ランク、B ランクの地域では、地域別最低賃金が賃金の
下支え効果を十分に果たしているとはいえないと考えられる。

労働者の属性別の集計では、低賃金労働者の割合は、年齢別には若年及び高年齢者、性別
には女性、就業形態別にはパートタイム労働者、勤続年数別には勤続年数の短い者（女性は
長期勤続者も）、学歴別には低学歴者（特に中卒）、企業規模別には小規模企業で高い。産業
別には、大分類では、飲食店、宿泊業、卸売・小売業、女性の製造業、中分類では、衣服・そ
の他の繊維製品製造業、飲食料品小売業、その他の小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、一
般飲食店、遊興飲食店、宗教等で低賃金労働者の割合が高い。さらに、計量分析により地域
別最低賃金未満の可能性が高い者の属性をみると、上記の集計結果とほぼ同様の傾向となっ
たが、産業大分類別では、他の要因をコントロールした純粹の産業効果は運輸業、金融・保
険業等で低賃金労働者となる可能性が高い結果となった。

JILPT 資料シリーズ No.62

最低賃金制度に関する研究－低賃金労働者の状況

発行年月日 2009年10月20日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

研究調整部研究調整課 TEL: 03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2009 JILPT

*資料シリーズの全文は本機構のホームページで提供しています。
(URL:<http://www.jil.go.jp/>)